

法科大学院認証評価

自己評価書

神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻

平成20年6月

神戸大学

目 次

I	対象法科大学院の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	章ごとの自己評価	
	第1章 教育目的	3
	第2章 教育内容	6
	第3章 教育方法	14
	第4章 成績評価及び修了認定	20
	第5章 教育内容等の改善措置	36
	第6章 入学者選抜等	41
	第7章 学生の支援体制	59
	第8章 教員組織	68
	第9章 管理運営等	81
	第10章 施設、設備及び図書館等	94

I 対象法科大学院の現況及び特徴

1 現況

(1) 法科大学院名

神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻

(2) 所在地 兵庫県神戸市灘区

(3) 学生数及び教員数（平成 20 年 5 月 1 日現在）

学生数：235 人

教員数：32 人（うち実務家教員 4 人）

2 特徴

本法科大学院の特徴として、特に以下の 5 つをあげることができる。

(1) 教育理念・目的 神戸大学法科大学院は、司法制度改革審議会が提示した法曹養成の理念に深く共感し、とりわけ、①法曹として必要不可欠な法律科目分野について深い知識と応用能力を備えた法曹、および、②企業取引に関わる先端的な法律分野や知的財産法関連分野について幅広い専門的知識を備え、国際的に活躍できるビジネス・ロイヤーの育成を図ることを目的として設置された。

(2) 教育カリキュラム このような法曹を養成するためには、法科大学院における教育課程が充実したものであることが必要である。

カリキュラム編成においては、法曹としての十分な「基礎体力」を身につけることができるよう、法律基本科目分野において充実した授業科目群を配置し、1 年次から 3 年次まで、基礎的なものから応用的なものへと段階的・発展的な学習を可能としている。

同時に、法律基本科目分野とともに、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目について、広い範囲にわたる多数の授業科目を配置し、学生がその関心に応じて多様な専門分野科目を学習することが可能となっている。特に、知的財産法や経済法、国際経済法、国際取引法、租税法等ビジネス・ロー分野科目を重点的に配置し、上述した②の法曹養成に必要なかつ十分なカリキュラムを展開している。

さらに、理論と実務を架橋する法科大学院の理念に十分に対応するべく、法律基本科目や展開・先端科目においても、常に理論と実務の連携を意識した授業が行われるほか、とりわけ実務家として必要とされる

基礎的な素養とスキルを修得するのに必要かつ十分な法律実務基礎科目を配置している。

このように高い目標設定を行う結果、その要請に応えることのできる学習成果を上げるためには、法科大学院修了に標準的に求められる要件単位数を超えた授業科目履修が必要であり、94 単位の修了要件単位数が設定されている。

(3) 教育手法 法科大学院における教育プロセスの充実は、司法試験のあり方とも密接に関連し、法科大学院教育・司法試験・司法修習の有機的な連携という新たな法曹養成制度の根幹をなすものである。本法科大学院においては、これまでの法学専門教育における大講義形式の一方向的な授業が内包する受動的学習の弊害を避け、学生が創造的・批判的に学ぶことを可能とするため、十分な予習・復習を前提として、1 年次から少人数による双方向的・多方向的な教育手法を用いた授業を行っている。また、学生による授業評価や教員相互の参観、教育内容・方法に関する教員の意見交換等を通じて、よりよい授業を実現するべく、法科大学院として組織的に授業の改善に取り組んでいる。

(4) 教員 教育カリキュラムや教育手法の充実も、優れた研究能力と優れた教育能力を兼ね備えた教員なしに十分な成果を上げることができないのはいままでもない。この点でも、本法科大学院は、恵まれた状況にあるといえる。

学生人数に応じて必要とされる専任教員数をはるかに上回る 32 人の専任教員を法科大学院に配置するとともに、これに加えて、実務法律専攻には所属しない法学研究科教員が授業担当に協力しており、学界において研究者として高い評価を得ているだけでなく、教育にも十分な関心を持つ多数の教員の関与の下に、充実した教育が実践されている。

(5) 入学者選抜の公平性と開放性 優れた法曹の養成のためには十分な資質を備えた入学者の確保が必要となるが、本法科大学院においては、入学者選抜における透明性を徹底し、様々な分野から多様な人材を確保する努力を払い、実際の入学者も出身大学、出身分野、社会人経験などの点で、バラエティに富む構成となっている。

Ⅱ 目的

1. 教育上の理念・目的

現在のわが国における職業法曹教育においては、量的拡大と質的向上の両面が求められている。特に、社会の多様化、高度技術化、国際化、および、市場化が進む中で、わが国の社会は、質的に高い能力を有する多数の職業法曹を必要としていると考えられる。各大学等に設置される法科大学院が新たな職業法曹養成の中核的機関であることに思いをいたしつつ、本法科大学院は、以下に述べるような2つの教育上の理念・目的を掲げ、これを達成するため、優れた資質と強い勉学意欲を有する学生を受け入れて、所属教員の高い教育・研究能力を活用し、現在必要とされている高度な能力を身につけた職業法曹を社会に送り出すことを、その使命とする。

本法科大学院の第1の目的は、すべての法曹に必要な基本的な知識と豊かな应用能力を有する職業法曹を養成することである。法曹が専門職業人である以上、そこに共通に必要とされる膨大な知識があることは当然であるが、本法科大学院においては、そのような知識を十分に有していることを前提として、さらに有する知識を多様な現実社会において妥当させる豊かな応用力のある職業法曹の養成を目的とする。いうまでもなく、行政による事前規制から司法手続を用いた事後的統制への社会の転換は、いわゆる先端的分野に限定されず、このような応用力ある法の担い手を必要としているからである。

本法科大学院の第2の目的は、上記のような基本的な法領域に関する知識に加えて、いわゆるビジネス・ローを中心とした先端的法分野についての知識と能力を有する職業法曹を養成することである。社会の高度技術化、市場化が進む中で、各種の経済取引は複雑化し、それをめぐる法的紛争も必然的に非常に複雑かつ高度なものとなっている。法化社会においてこのような経済取引をめぐる法的紛争に対応しうる人材の育成は急務である。しかし、実際にそのような人材を育てるためには、租税法、経済法、金融商品関係法、倒産法などのビジネス・ローの中核部分や、知的財産法などの先進的な分野のみならず、国際化への対応や環境問題への配慮など、多岐にわたる法分野で教育を行う必要があり、その実現は決して容易ではない。本法科大学院においては、これらの法分野で充実した教育を提供し、通常では育成が難しいこのような人材の育成を行うことを目的とする。

2. 具体的に養成されるべき法曹像

1. に述べた教育上の理念・目的に照らして、本法科大学院においては、具体的には以下の3種類の法曹の養成を目指す。

第1に、基本的法領域について、深い知識と豊かな应用能力を有する法曹である。彼(女)らは、司法による事後統制の重要性が高まるわが国の社会において、多くの市民のパートナーとして助言と援助を与える役割を果たすことが期待される。

第2に、ビジネス・ローと呼ばれる広義の企業取引に関わる先端的分野について、特に深い知識と应用能力を有する法曹である。彼(女)らは、企業統治に関する法、金融商品に関する法、租税法、経済法、倒産法など、現代の企業が関わる幅広い法分野について基本的な知識を有するとともに、職業法曹としての活動の中で自分が専門とする分野を選び取って専門的な職業法曹として活躍することが期待される。

第3に、第2に述べたビジネス・ローの専門家の中でも、とりわけ、知的財産法分野に専門性を有する法曹である。社会の高度技術化の進展にともなう知的財産法分野の重要性の高まりは、この分野を専門とする高度な能力を有する職業法曹を切実に必要としている。しかし、知的財産法の分野は、それだけが切り離されて存在しているものではない。本法科大学院は、ビジネス・ローに関する豊富な教育機会とあわせてはじめて有効に機能しうる、専門的な知的財産法分野の教育をも担うこととする。ここで育成される職業法曹は、わが国の知的財産法分野の専門家として活躍することが期待される。

Ⅲ 章ごとの自己評価

第1章 教育目的

1 基準ごとの分析

1-1 教育目的

基準 1-1-1

各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

(基準 1-1-1 に係る状況)

司法制度審議会意見書が明確に指摘したように、21世紀のわが国において司法制度が果たす役割はますます重要となり、それを支える法曹の質的・量的充実の必要性は特に大きい。本法科大学院においては、司法制度審議会意見書が提示した法曹養成の理念に深く共感し、高度の専門性と豊かな人間的資質を兼ね備えた法曹、とりわけ、職業法曹として十分な「基礎体力」(法曹として必要不可欠な法律科目分野についての深い知識と応用能力を指す)を有する法曹および国際的に活躍できるビジネス・ロイヤーの養成を目指し(【別添資料 A】1頁)、明確なアドミッション・ポリシーに基づいた入学者選抜により(【別添資料 A】22頁以下。詳細については第6章参照)有為かつ多様な人材を受け入れ、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の各科目群について、理論的教育と実務教育のバランスに配慮した科目を適切に配置して、きわめて密度の高い双方向的・多方向的な授業を行い、将来法曹となるに必要なかつ十分な理論的・実践的教育を体系的に実施している(【別添資料 A】8～9頁。詳細については第2章以下参照)。

また、従前の司法試験について指摘されていた一回的な選抜による試験偏重の弊害に鑑み、法科大学院教育と2006年度から始まった新たな司法試験および司法修習等との連携によるプロセス重視への転換が図られる中で、法科大学院教育はその中核的役割を果たすことになる。その際、法科大学院においては、カリキュラム内容や授業方法とともに厳格な成績評価と修了認定が特に重要となるが、本法科大学院においてはこの点を十分に認識し、修了要件として、標準修了要件単位数である93単位を上回る94単位数を設定するとともに、厳格な進級制を採用し、また明確な成績評価基準を定めて、各単位の認定を厳格に行っている。さらに、成績評価基準、定期試験の採点基準、成績分布データの学生に対する開示や成績に関する不服申立制度の整備など、透明度の高い教務運営を行っている。(詳細については第4章参照)。なお、本法科大学院においては、修了要件としては必要な単位数の修得と所定の修業年限のみを要求し、そのほかに修了認定のための特別の試験等を実施していない。これはプロセス重視を徹底したものであり、一回的な修了試験で修了の可否を判定することは適当ではないという考え方に基づくものである。

以上に簡潔に記述したとおり、本法科大学院は、その理念・目的に則り、理論的かつ実践的な教育を体系的に実施しており、また、厳格な成績評価と厳格な修了要件を設定していることから、基準 1-1-1 を満たしている。

基準 1-1-2

各法科大学院の教育の理念、目的が明確に示されており、その内容が基準 1-1-1 に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され、成果を上げていること。

(基準 1-1-2 に係る状況)

本法科大学院は、上述したとおり、その教育理念と目的として、基本的な法律分野について十分な「基礎体力」を備えた法曹を養成すること、および、とりわけ企業取引、知的財産法関連分野、国際的ビジネス・ロー等の専門分野において活躍することのできる法曹を養成することを明確に提示しており（【別添資料 A】1 頁）、この内容は、基準 1-1-1 に適合するものである。

また本法科大学院の教育課程では、この教育理念と目的に対応して、充実した法律基本科目分野の授業科目を段階的学習に配慮しつつ配置するとともに、多様な範囲にわたる展開・先端科目の授業科目を多数開講しており、学生による実際の履修状況も、その関心に応じて理念と目的に適合する多様な学習内容となっている（「開講授業科目一覧」（別紙様式 1））。

さらに、このような課程による教育を現実に可能にするために、学生人数に応じて必要とされる専任教員数（20 人）をはるかに上回る 32 人の専任教員を配置していることに加え、研究者として高い評価を得ている法学研究科他専攻の教員 20 人も法科大学院における教育に参加している。

学生の在籍状況に関しては、法科大学院設置以来、入学者の入学定員に対する割合の平均は 99.0%と理想的な値を示している。

このような本法科大学院の充実した教育課程を反映し、新司法試験の合格実績も一定の水準に達している（18 年度は受験者 62 人中 40 人合格、19 年度は受験者 91 人中 46 人合格。「新司法試験結果」【別添資料 1】）。

さらに、18 年度に新司法試験に合格した 40 人は、判事補に任官した者 5 人、検察官に任官した者 2 人、弁護士事務所に勤務した者 32 人と（なお、1 人は不明）、多様な法曹を社会に送り出すことに成功している。

以上のとおり、学生の在籍状況、学業成績（新司法試験結果）、修了後の進路、および活動状況等を勘案して【解釈指針 1-1-2-1】、本法科大学院の状況は、基準 1-1-2 を満たしている。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

- すべての法曹に必要な基本的な知識と豊かな応用能力を有する職業法曹の養成、および、いわゆるビジネス・ローを中心とした先端的法分野（特に、知的財産法分野）についての知識と能力を有する職業法曹の養成という目的を明確にし、その達成のために、基本法律科目に関して段階的かつ着実な教育課程を展開するとともに、知的財産法をはじめとしたビジネス・ローや国際関係分野において多数の展開・先端科目を開講して、きわめて充実したカリキュラムを提供していること。このことを可能にするために、学生定員数に対して基準を大幅に上回る専任教員を配置するとともに、専任教員以外の法学研究科の教員の協力を得ることができるように豊富な人的資産を用意していること。他方で、厳格かつ公正な成績評価と修了認定の制度を設け、かつ、それを実際に機能させるための透明度の高い教務運営を行っていること。

これを一言でいえば、明確に掲げられた目的の達成のための有機的な組織として、カリキュラムおよび教務の制度が設計され、運営がなされていること。

【改善を要する点】

特になし。

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準2-1-1

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

(基準2-1-1に係る状況)

本法科大学院における教育課程編成において重要な基本指針は、3つの重要な柱から成り立っている。

第1の柱は「重ね塗り」によるカリキュラム展開である。「重ね塗り」とは第1に基本的な法律科目については、同一の法律科目分野に属する範囲を繰り返しながら学習させつつ、その内容を学期・年次が進むにつれてより深化、高度化させ、いわば「螺旋状」にレベルを上げていくという考え方である。第2に、「重ね塗り」によるカリキュラム展開は、応用的・先端的な授業科目を、先行する基本的な法律科目の学習の進行にあわせて、順次、学期・年次が進むのに応じて配置することによっても具体化される。応用的・先端的科目を学習することで、基本的な法律科目での学習成果がより多角的・立体的に理解することができるようになることを企図するものである(【別添資料A】2～3頁)。

第2の柱は、双方向的・多方向的な教育手法の導入である。これは、本法科大学院修了者が法律実務で活躍できるように、自分の考えを言語化して、口頭および文章で人に伝達する能力を養うことを目的とするものであり、具体的には、「対話型演習」科目(基本法律科目を対象とし原則として1クラス50人を上限とする)および「R&W(リサーチ&ライティング)ゼミ」科目(以下、R&Wゼミと表記する。先端的な科目、実務的な科目、または、基礎法学の科目を対象とし、1クラス15人を上限とする)がそれに当たる(【別添資料A】3～4頁、8～9頁)。

第3の柱は、本法科大学院修了者が将来法曹として能力を発揮していくために基礎となる実務能力を涵養するために、理論的教育と法曹実務教育を架橋することである。このため、2Lに「対話型演習法曹倫理」(【別添資料B】28・29頁)、「対話型演習刑事手続実務」(【別添資料B】22頁)、3Lに「対話型演習民事裁判実務」(【別添資料B】114頁)をいずれも必修科目として置いている他、選択必修のR&Wゼミとしても「R&Wゼミ民事裁判実務」(【別添資料B】133頁)、「R&Wゼミ刑事実務」(【別添資料B】134頁)、「R&Wゼミ弁護士実務」(【別添資料B】108～111頁)を開講しており、法律実務に長く関わった経験を有する実務家教員が担当する科目を展開している。これらの授業科目においては、関連する法領域について十分に学んだことを、実務的観点からさらに整理し直すことを目標としている(【別添資料A】8頁)。また、2Lにはエクスターンシップも置いている(本法科大学院においては、教務事務等の便宜上、未修者1年次を1L、既修者1年

次および未修者2年次を2L、未修者3年次および既修者2年次を3Lと表示している。
以下同じ)。

さらに、理論と実務の架橋という観点から、研究者教員と実務家教員が協力して運営にあたる科目として、「公法系訴訟実務基礎」(3L配当。教材作成に実務家が全面的に関わり、授業は研究者教員が担当(【別添資料B】112,113頁))、「対話型演習総合法律」(3L配当。実務家教員と研究者教員が出席する共同授業(【別添資料B】119頁))を選択科目として開講している。

神戸大学法学部では、学生の多様な進路目標に応じた教育を提供するために履修コースを設けており(【別添資料D】106頁以下)、法学部の学生が、本法科大学院を含めた法科大学院への進学を考える場合には、「法律コース」を選択して法律の基本的な科目を修めた上で法学既修者として受験する方法と、「企業・行政コース」または「政治・国際コース」を選択して、広く行政学、政治学、国際関係論等を学び広範な教養を身に付けた上で、法学未修者として受験する方法とがある。

法学部における教育と法科大学院における教育との明確な区分を実現するため、法科大学院においては、未修者コースの入学試験はもちろん、とりわけ問題となりうる既修者コースの法律科目試験においても神戸大学法学部出身者が有利にならないように内部措置を講じている(ことからの性質上、内部措置の詳細は公表できない)。

また、現実にも神戸大学法学部卒業者は平成19年度に13人、20年度に14人しか本法科大学院に入学しておらず(「学生数の状況」(別紙様式2))、特に注意を払うべき既修者コースの合格者数をみると、19年度は神戸大学出身者が4位(京都大(38人)・東京大(24人)・大阪大(21人)・神戸大(17人)の順)、20年度は3位(京都大(49人)・大阪大(32人)・神戸大(18人)の順)と、決して多くはない(「法科大学院入学試験結果」【別添資料2】)。このことから、神戸大学法学部の教育課程を漫然と延長した法科大学院となっていないことは明らかである。

以上のとおり、本法科大学院における教育課程においては、法学部教育との関係を明確にし、司法試験および司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的教育機関にふさわしい内容と方法で、理論的教育と実務的教育の架橋が段階的・完結的に行われ(【解釈指針2-1-1-1】)、かつ、多様な授業科目における幅広い学修を通じて豊かな人間性と法曹としての責任感・倫理観を涵養するように適切に編成されており、基準2-1-1を満たしている。

基準2-1-2

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分

野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

(基準2-1-2に係る状況)

本法科大学院においては、合計で86科目の授業科目が開設されている(「開講授業科目一覧」(別紙様式1)、【別添資料B】)。

このうち、法律基本科目は、次の28科目である(資料2-1-2-(1))。これらの授業科目において、7つの各分野において、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本的な教育内容が教えられている(【別添資料B】)【解釈指針2-1-2-1】。

資料2-1-2-(1) 法律基本科目の授業科目

憲法分野科目	「憲法基礎」〔1頁〕、「対話型演習憲法訴訟Ⅰ」〔16頁〕、 「対話型演習憲法訴訟Ⅱ」〔118頁〕
行政法分野科目	「行政法基礎」〔9頁〕、「対話型演習行政法Ⅰ」〔17,18頁〕、 「対話型演習行政法Ⅱ」〔30,32頁〕
民法分野科目	「民法基礎Ⅰ」〔3頁〕、「民法基礎Ⅱ」〔5頁〕、 「民法基礎Ⅲ」〔10頁〕、 「対話型演習契約法Ⅰ」〔20頁〕、 「対話型演習契約法Ⅱ・不法行為法」〔36頁〕 「対話型演習物権・責任財産法」〔84頁〕、 「対話型演習家族法」〔57頁〕
商法分野科目	「会社法」〔14頁〕、「対話型演習商法Ⅰ」〔21頁〕、 「対話型演習商法Ⅱ」〔38,39頁〕、「商取引法」〔89頁〕
民事訴訟法分野科目	「民事訴訟法」〔12頁〕、「対話型演習民事訴訟法」〔85,87頁〕、 「応用民事訴訟法」〔25,26頁〕
刑法分野科目	「刑事実体法」〔7頁〕、「対話型演習刑事実体法」〔41頁〕、 「応用刑事実体法」〔23頁〕
刑事訴訟法分野科目	「刑事手続法」〔15頁〕、「対話型演習刑事手続法」〔42頁〕、 「応用刑事手続法」〔24頁〕
その他の分野	「裁判行政の基本構造」〔8頁〕、「対話型演習民事法総合」〔117頁〕 ※〔 〕内は【別添資料B】の頁数

法律実務基礎科目13科目のうち選択科目である公法系訴訟実務基礎を除く12科目は、すべて豊かな実務経験のある教員が責任者として担当しており、かつ、その内容も法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい内容である(「教員業績調書」教員番号、29、30、31、32、37番。「開講授業科目一覧」(別紙様式1)、「教員一覧」(別紙様式3))【解釈指針2-1-2-2】。

基礎法学・隣接科目は8科目が開講され、いずれも専門職大学院としての法科大学院にふさわしい科目である。(「開講授業科目一覧」(別紙様式1)、【別添資料B】)【解釈指針2-1-2-3】。

展開・先端科目は37科目が開講され、ビジネス・ローの分野をほぼ網羅しているのみならず、社会の多様なニーズに応えうる内容となっている(「開講授業科目一覧」(別紙

様式1)、【別添資料B】(【解釈指針2-1-2-4】)。

なお、58科目に及ぶ法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目においては、法律基本科目の内容を扱うものはない(「開講授業科目一覧」(別紙様式1))【解釈指針2-1-2-5】。

以上のとおり、本法科大学院の授業科目は基準2-1-2を満たしている。

基準2-1-3

基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、法科大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

(基準2-1-3に係る状況)

(1) 法律基本科目

法律基本科目のうち、必修科目とされているのは、資料2-1-3-(1)のように、公法系科目が12単位、民事系科目が32単位、刑事系科目では12単位である(「20年度カリキュラム」【別添資料3】、「開講授業科目一覧」(別紙様式1))。公法系科目が2単位分標準を上回るが、8単位を超えて増やさないという基準は満たされている【解釈指針2-1-3-1】。

また、授業科目は各年次・学期ごとに段階的に履修できるように配置されている。

資料2-1-3-(1) 法律基本科目のうち必修科目一覧

	科目名	単位数	必修の別	配当年次						
				1L		2L		3L		
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	
公法系科目	憲法基礎	4	必修	○						
	行政法基礎	2			○					
	対話型演習憲法訴訟Ⅰ	2					○			
	対話型演習行政法Ⅰ	2					○			
	対話型演習行政法Ⅱ	2						○		
民事系科目	民法基礎Ⅰ	4		○						
	民法基礎Ⅱ	4		○						
	民法基礎Ⅲ	4			○					
	民事訴訟法	4			○					
	会社法	4			○					
	対話型演習契約法Ⅰ	2					○			
	対話型演習契約法Ⅱ・ 不法行為法	2						○		
	対話型演習物権・ 責任財産法	2							○	
	対話型演習民事訴訟法	2						○		

	対話型演習商法Ⅰ	2			○			
	対話型演習商法Ⅱ	2				○		
刑 事 系 科 目	刑事実体法	4	○					
	刑事手続法	4		○				
	対話型演習刑事実体法	2				○		
	対話型演習刑事手続法	2				○		

(2) 法律実務基礎科目

「法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容」を内容とする「対話型演習法曹倫理」(2単位)、「要件事実および事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎」を内容とする「対話型演習民事裁判実務」(2単位)、「事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎」を内容とする「対話型演習刑事手続実務」(2単位)、の計6単位が必修科目であり、このうち、「対話型演習法曹倫理」は独立の科目として設けられている。「20年度カリキュラム」【別添資料3】、「開講授業科目一覧」(別紙様式1))。また、実務家教員が担当している授業科目においては、いずれも法曹としての責任感や倫理観を涵養することに留意した教育を行っているが、とりわけ、「R&Wゼミ弁護士実務」および「対話型演習総合法律」の2科目において、この点を留意した教育を行っている。

法情報調査に関しては、「判例の意義および読み方の学習等の分析に関する技法」は、1L配当の法律基本科目や必修科目である対話型演習において随所で教育しており(「法情報調査資料(1)」【別添資料4】)、また、法令、判例および学生等の検索など法学を学ぶ上で必要な法情報の調査に関する技法については、法学未修者・既修者とも、入学時(全員参加を義務づけられている)のガイダンスにおいて十分に学習させている(「法情報調査資料(2)」【別添資料5】)。

法文書作成については、必修科目である「対話型演習刑事手続実務」および「対話型演習民事裁判実務」において法的文書の作成の基本的技能をレポートの提出を課する等の方法で教育している。すなわち、「対話型演習刑事手続実務」においては刑事裁判における「訴訟書類の作成方法等」を教育しており、さらに「対話型演習民事裁判実務」においては、学生にレポートを提出させ、これを基礎として学生と議論を行う方法で、民事裁判における法文書作成の方法を修得させる教育を行っている(「法文書作成資料(1)(2)」【別添資料6、7】)。この2つの必修科目に加え、最低1科目を履修することが修了要件とされている「R&Wゼミ」においても、それぞれの対象とする分野に関する法的文書作成のための基本的技能を添削指導等により修得させることとしている。

「法曹としての技能および責任等を修得させるために適切な内容を有する科目」としては、ローヤリングの内容を含む「R&Wゼミ弁護士実務」(2単位)、および「エクスターンシップ」(2単位)が、いずれも選択必修として開講されている(なお、「エクスターンシップ」(2L夏季集中)よりも前の2L前期に「対話型演習法曹倫理」(必修)を配当し、「エクスターンシップ」の履修前に法曹倫理に関する科目を履修することを義務づけている)。さらに、模擬裁判等を導入するための、カリキュラムの再編成に向けた検討を開始している。

「公法系の諸問題を含む訴訟実務に関する科目」として、「公法系訴訟実務基礎」(2単位)を設けており、さらに、神戸大学法科大学院の「目的に応じた専門的訴訟領域の実務に関する科目」として「R&Wゼミ医事法」を開講し実務家の滝澤功治講師(海都法

律事務所・弁護士)が非常勤で担当している。なお、授業科目の位置づけとしては法律実務基礎科目ではないが、「R&W倒産法」および「R&Wゼミ知的財産法」も、本法科大学院の目的に応じた専門的訴訟領域の実務に関する科目に準じるものであり、両科目とも、当該分野に造詣の深い実務家(弁護士)が非常勤で担当している(「開講授業科目一覧」(別紙様式1)、「教員一覧」(別紙様式3)。以上、【解釈指針2-1-3-2】)。

(3) 基礎法学・隣接科目

基礎法学・隣接科目として8科目が開講されており、そのうち4単位が選択必修となっている(「20年度カリキュラム」【別添資料3】、「開講授業科目一覧」(別紙様式1))【解釈指針2-1-3-3】。

その学年・学期ごとの開講科目数は、2Lまたは3L後期履修科目2科目、3L前期履修科目3科目、同後期履修科目4科目である(「専門職学位課程履修細則(別表)」【別添資料8】(「R&Wゼミ法社会学」が3L前期、後期とも開講されているので、開講科目総数は9科目となる))。

(4) 展開・先端科目

展開・先端科目として開講されているのは37科目96単位であり、うち、26科目74単位から12単位、R&Wゼミから2単位(ただし、R&Wゼミは展開・先端科目に限られず、法律実務基礎科目または基礎法学・隣接科目でもありうる)が、それぞれ選択必修とされ、かつ、実務基礎科目(必修科目を除く)、基礎法学・隣接科目、および、展開・先端科目から合計26単位が選択必修とされている(「20年度カリキュラム」【別添資料3】、「開講授業科目一覧」(別紙様式1))【解釈指針2-1-3-4】。

その学年・学期ごとの科目数は、2Lまたは3L前期履修科目7科目、同後期履修科目13科目、3L前期履修科目10科目、同後期履修科目7科目である(「専門職学位課程履修細則(別表)」【別添資料8】)。

以上のとおり、基礎法学・隣接科目についても、展開・先端科目についても、2L、3Lの4学期間にわたってバランスよく科目を配置しており、学生による段階的な履修が可能となっている。

さらに、学生の授業科目の履修が基準2-1-2各号のいずれかに過度に偏ることがないように、入学時のガイダンスにおいて履修モデルを配布し、説明する等の指導を行っている(「履修イメージ」【別添資料9】)。

以上のとおり、本法科大学院における教育課程は基準2-1-3を満たしている。

基準2-1-4

各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。

(基準2-1-4に係る状況)

神戸大学では、大学設置基準に照らし、神戸大学教学規則において、単位に関し、下記のように定めている(資料2-1-4-(1))。

資料2-1-4-(1) 「神戸大学教学規則」

第32条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で各学部規則で定める時間の授業をもって1単位とする。

(出典) 「学生便覧」【別添資料D】17頁

上記引用の規定は、神戸大学教学規則72条において、大学院にも準用されている。

以上の規則を受けて、法学研究科においては、法科大学院における単位について、神戸大学大学院法学研究科規則(以下、「研究科規則」)の中で、下記のとおり定めている(資料2-1-4-(2))。

資料2-1-4-(2) 「神戸大学大学院法学研究科規則」

第12条：専門職学位課程の授業科目及びその単位数は、別表第3のとおりとする。
この場合の単位の基準は、毎週1時間15週の授業をもって1単位とする。

(出典) 「学生便覧」【別添資料D】62頁

本規則に基づき、平成20年度に、本法科大学院では、「授業予定表」【別添資料10】のとおり授業予定を組み、「時間割表」【別添資料11】のとおり授業を行っている。

本法科大学院では、2単位あたり15回の授業開講(1回あたり100分を2時間と読み替え)が保障され、それに、授業の各回ごとに予習・復習課題を設定することにより、学生の自習時間を含めて、設置基準を充足する形で授業時間等の設定がなされている(なおエクスターンシップに関しては、期間2週間中、8時間×10日の実務経験と自習に対して2単位が与えられる。また、集中講義に関しては、平成20年度に実施した「裁判・行政の基本構造」(2単位)および「環境法I」(2単位)につき、学期中の2単位の授業と同じ授業回数確保している)。

さらにその履行を担保するため、休講を行う場合には、必ず教務係に届出がなされ、記録がなされている。その上で、休講等により15回に不足する部分については、各授業科目において、①教員と学生の協議により学期中に適宜に補講を行う、ないしは、②学期末に設定された補講期間において補講を行う、のいずれかにより補われている(「19年度休講・補講資料」【別添資料12】、「補講時間割」【別添資料13】)。

以上のとおり、本法科大学院では、大学設置基準に照らして適当な規定の下で授業時間等の設定を適切に行っており、基準2-1-4を満たしている。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

- 法科大学院教育と法学部教育の関係が明確に区別され、法科大学院における教育が漫然と法学部教育の延長とならないように配慮していること。
- 展開・先端科目の科目群がきわめて充実し、かつ、学生の関心に応じて多様な分野において専門的な学修が可能となっていることに加え、展開・先端科目および基礎法学・隣接科目等からあわせて26単位の修得を修了要件として必要としており、法律基本科目に偏らない多様な分野の履修を確保していること。
- 公法系の諸問題を含む訴訟実務に関する授業科目である「公法系訴訟実務基礎」を独立の科目として開講していること。

【改善を要する点】

特になし。

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3-1 授業を行う学生数

基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

(基準3-1-1に係る状況)

平成20年度前期に開講されている授業科目において、1クラスあたりの受講者数が50人を超えているのは、応用民事訴訟法(66名)、アメリカ法(75人)、応用刑事手続法(52人)、対話型演習法曹倫理(51人)対話型演習民事裁判実務(53人)の4科目のみである。同年度後期の受講者数は本自己評価書作成時点では未確定であるが、試みに19年度後期の授業科目についてみると、1クラスあたりの受講者数が50人を超えていたのは、対話型演習行政法Ⅱ(52人)、対話型演習商法Ⅱ(56人、53人)、対話型演習刑事手続法(57人)、対話型演習民事法総合(54人)、民事執行・保全法(77人)、国際経済法Ⅰ(56人)、消費者法(71人)の7科目である。これら以外の授業科目は、いずれも受講者数が50人以下であり、学生数は適切な規模に維持されている(「開講授業科目一覧」(別紙様式1)、「平成19年度後期履修者数」【別添資料14】)。なお、これらの人数には、再履修者、および、博士課程学生(以下の記述参照)を含んでいる【解釈指針3-1-1-1、および、3-1-1-2】。

法学研究科博士課程の学生が法科大学院の授業科目を履修するには3つのパターンがある。ひとつは、理論法学専攻博士課程前期課程法曹リカレントコース学生による履修である。ただし、法曹リカレントコースに学生として受け入れるのは、職業法曹の資格を有する者等に限定されており(「平成21年度博士課程前期課程学生募集要項」3頁【別添資料15】)、これらの学生は法科大学院の学生に良い刺激を与えるものであって、教育を阻害するおそれはない。

第2のパターンは、法曹リカレントコース科目等履修生による履修である。これは弁護士会からの特別の要請に基づいて設けられた制度であるため、この場合に履修可能な科目は、特許法と著作権法に限定されている(「法学研究科博士課程前期課程における科目等履修生の受入れに関する申合せ」【別添資料16】)。

第3は、法曹リカレントコース学生以外の学生による履修である。これはごく例外的に研究上履修の必要性がある場合に限定して、当該学生の指導教授、および、科目の担当教員の両方の許可を得た場合のみ履修が認められるものであり、また、履修が適当でないと認められる場合には、その許可はいつでも取り消しうるものである(「博士課程学生による専門職学位課程授業科目の履修に関する申合せ」【別添資料17】)。

また、これらの学生が履修しうる授業科目からは、法律基本科目が除かれている。

実際にも、平成20年度前期において法科大学院の授業科目を履修している博士課程学生は合計7科目で延べ11人にとどまり、法科大学院の授業を阻害するものではない。
 (「開講授業科目一覧」(別紙様式1)【解釈指針3-1-1-3】)

以上のとおり、本法科大学院における受講学生の規模は適正なものに維持されており、基準3-1-1を満たしている。

基準3-1-2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

(基準3-1-2に係る状況)

平成20年度前期に開講されている法律基本科目の授業科目において、1クラスあたりの受講者数が50人を超えているのは、応用民事訴訟法(66人)、応用刑事手続法(52人)、の2科目のみである。同年度後期の受講者数は本報告書作成時点では未確定であるが、試みに19年度後期の授業科目についてみると、1クラスあたりの受講者数が50人を超えていたのは、対話型演習行政法Ⅱ(52人)、対話型演習商法Ⅱ(56人、53人)、対話型演習刑事手続法(57人)、の3科目(4クラス)である。なお、これらの人数は、すべて再履修者数を含んでいる。

これら以外の授業科目は、いずれも受講者数が50人以下であり、1クラスあたりの学生数が50人を超える場合でも、ほとんどの場合60人以内におさまっており、学生数は適切な規模に維持されている(「開講授業科目一覧」(別紙様式1)、「平成19年度後期履修者数」【別添資料14】)。また、80人を超えるクラスはない【解釈指針3-1-2-1】。

以上のとおり、本法科大学院における法律基本科目の1クラスあたりの受講生は、基準3-1-2を満たしている。

3-2 授業の方法

基準3-2-1

法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準3-2-1に係る状況)

(1) 基準(1)について

本法科大学院では、授業科目の性質と学生の到達度の段階に応じた授業方法をとっている【解釈指針3-2-1-1】。たとえば、法律基本科目の体系的・基礎的理解を目的

とする1Lの授業科目では、予習課題の点検、その日の学習ポイントのレクチャー、質疑応答、判例や比較的簡単な事例問題についての双方向的・多方向的な検討を通じ、専門的な法的知識の定着と法的思考能力の養成が図られる。

また2L以上の科目は、法的基礎学力を有する学生を対象に、あらかじめ指定された判例や事例問題を題材に、双方向的ないし多方向的な討論を行うことにより、具体的事実から問題点を抽出させる能力を涵養し、判例や学説の意義や射程について様々な角度から分析を加えることにより批判的かつ創造的な法的思考能力を深化させ、妥当な結論を導く問題解決能力を高めるとともに、分かりやすく説得的な表現能力の強化を目指している【解釈指針3-2-1-2】。さらに、実務基礎科目では、現実に生起している具体的な事例を素材に、徹底した双方向的・多方向的な討論を行うことにより、法的紛争を解決するために必要とされる事実分析力や実務的な判断能力を養い、既に学生が修得している知識・理解をより実践的なものにするよう努めている。そのために、一部の科目では必要に応じ、法的文書を作成させた上で丁寧な添削指導も行われている（「実務基礎科目添削例」18）。

基本法律科目における対話型演習、実務基礎科目や先端科目を対象としたR&Wゼミにおいては、それぞれの授業科目の性格を考慮した、双方向、多方向的な手法での授業が行われている（「R&W双方向授業例」【別添資料19】）。また、対話型演習等の多数の科目でそれぞれの授業科目の性格を考慮した独自教材を作成し、配布している【解釈指針3-2-1-3】。

なお、実務基礎科目のうち、「エクスターンシップ」については、法科大学院運営委員会の中に実務教育ワーキンググループ（以下、WG）を置き、エクスターンシップの運営と当該学生の指導・監督を行っている。具体的には、派遣する学生に対し「対話型演習法曹倫理」の事前履修を求めると共に、実習の際に「守秘義務」があることを周知徹底し、守秘義務等法令を遵守する旨の誓約書を提出させ、万が一違反があった場合は処分を含め必要な措置をとることにしている。また、本法科大学院は院生を受け入れた法律事務所に費用として院生1人あたり1万円を支払うこととし、当該学生は研修先から報酬を受け取ることは禁止されている。実務教育WGおよび担当教員は、エクスターンシップ実施前、実施中、実施後、すべての場面で研修先の実務指導者との間で密接な連絡をとり学生の指導監督に当たっている。成績評価は、学生が作成した法律文書と、研修先の実務指導者が作成した成績評価書をもとに、大学側のエクスターンシップ授業担当者が「合」または「否」の判定を行っている（以上について、「平成19年度エクスターンシップ実施要領等」【別添資料20】）【解釈指針3-2-1-4】。

なお、本法科大学院においてクリニックは開講していない。

（2）基準（2）について

1年間の授業の計画、各科目における授業の内容および方法、成績評価の基準と方法については、神戸大学全学Webサイト上のシラバス（【別添資料B】）に記載しており、あらかじめ学生に対する周知徹底を図っている。また、多くの科目において、上記のシラバスとは別に、「詳細シラバス」を作成しており学生の予習・復習のポイントを詳細に示している（「詳細シラバス例」【別添資料21】）。

（3）基準（3）について

本法科大学院における授業時間割は、学生の自習時間を配慮し、履修科目が、特定の曜日に集中しないように、月曜から金曜日まで均等に配置しており、また、同一の科目を週に複数回の授業を実施する場合も、予習・復習を考慮して、適切な間隔で開講して

いる（「時間割表」【別添資料11】）。

授業教材は、「独自教材(冊子)」を事前に配布するほか、授業ごとに、適宜、プリント教材を事前に配布しており、また、予習の内容について、授業時または法科大学院全体宛メールリストを通じて、詳細な指示がなされている（資料3-2-1-(1)）。

資料3-2-1-(1)「メールリストを用いた指示の具体例」

◎公法系訴訟実務（担当中川教授・角松教授・井上教授）の例（2008年4月2日付）

3Lの公法系訴訟実務基礎・受講生のみなさん

新年度が始まるようです。公法系訴訟実務基礎を受講するみなさんに以下の点をご連絡しておきます。

4月9日および16日 1組のみなさんには、憲法編となります。

4月23日および30日 2組のみなさんには、憲法編となります。

憲法編の初回（1組9日、2組23日）は、既に配布されています教材の123頁から136頁を行います（基本的に憲法論を中心に）。憲法編第2回目（1組16日、2組30日）は、憲法編の教材を追加で配布します（1組には9日に、2組には23日に）。

また、憲法編については、5月上旬（ゴールデンウィーク明け頃を予定）に課題を発表し、6月10日あたりを締切にしてレポートを書いていただきます。憲法編についてはそのレポートをもって成績評価とします（配点は10点満点）。

以上、3Lの公法系訴訟実務基礎・受講予定のみなさんにお知らせしておきます。

◎ヨーロッパ法（担当齋藤教授他）の例（2008年4月8日付）

ヨーロッパ法を受講される皆さん、

今年度は3回目（4月16日）に次のゲストスピーカーに来ていただく予定です。

したがって、この報告を理解するのに最低限必要な知識を持ってもらうため、第1回（4月9日）の後半から濱本先生にシラバス講義3:第2部第1回の内容に入ってもらおうことになります。

報告者：David Howarth (Senior Lecturer, School of Social and Political Studies, University of Edinburgh)

テーマ：“From the Constitutional Treaty to the Reform Treaty”

予習については次の通りです。（教務係にご質問があったとのことなので確認しておきます。）

1)すでに濱本先生から指示があったように、自習室の教材置き場にあるEUに関する資料3点をざっと読んでおいてください。

2)シラバス講義1:第1部第1回の予習課題となっている文献（カタリーナ・ピストー「市場化社会に向けての比較法」）も今日中に教材置き場に用意します。こちらも面白い論文なので、時間に余裕のある人は目を通しておいてください。9日には十分時間が取れないので、5月14日に再度取り上げるようになります。

復習の内容についても、授業時に復習のポイントや課題を示すとともに、適宜、復習事項を確認するための「小テスト」や「問題演習」などを実施している。

また、復習の際に生じた疑問点や教室外の学習の方法や内容をきめ細かく指導するため、授業担当者が、毎週一定の日時に「オフィスアワー」を必ず設けている（「オフィス

アワー」【別添資料 22】)。また、特に 1L 生については、初学者であることを考慮し、授業を担当する各教員が授業後の質問会を開くなど、学習支援を行っている。

さらに、授業時間外の自習を可能とするため、法科大学院の学生全員を収容できる専用の自習室を設置し、教材や基本的文献、判例集、コピー機を常備し、ネットワーク環境を整備し、日曜・祝日を含む 24 時間の利用が可能となっている（第 10 章における記述参照）【解釈指針 3-2-1-5】。

なお、集中講義としては、1L 生対象の「裁判・行政の基本構造」（2 単位）が夏季集中の形で開講されているが、当該集中講義の間は他の一切の授業は行わず、また講義日と講義日の間に休日を設け、講義の予習復習に専念できるように配慮している。また、平成 20 年度に限り、授業担当者（島村准教授）の在外研究に伴い、「環境法 I」の一部が 5 日間にわたり夏季集中の方式で開講されるが、最大でも 1 日各 2 コマとし、予習・復習に当てる時間が十分確保できるように配慮している【解釈指針 3-2-1-6】。

以上のとおり、本法科大学院における授業方法は、基準 3-2-1 を満たしている。

3-3 履修科目登録単位数の上限

基準 3-3-1

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計 36 単位が上限とされていること。

在学の最終年次においては、44 単位が上限とされていること。

（基準 3-3-1 に係る状況）

本法科大学院では、履修科目登録の単位数を、1L および 2L においては 36 単位を上限としており、原級留置の場合も同様としている。ただし、1L から 2L へ進級が認められた場合に、1L 科目を再履修するときは、4 単位までは履修登録可能な単位数に算入しないものとしている。他方、3L は、履修科目登録の単位数として 44 単位を上限としている（以上について、資料 3-3-1-(1)）【解釈指針 3-3-1-1~3】。なお、【解釈指針 3-3-1-4】の適用はない。

なお、これらの上限単位数の中には、夏季や冬季等の学期外の時期に実施される「集中講義」や「エクスターンシップ」の単位も含まれている。

資料 3-3-1-(1)「神戸大学大学院法学研究科規則」

第 16 条 教学規則第 73 条の規定に基づく履修科目登録の上限は第 1 年次 36 単位、第 2 年次 36 単位、第 3 年次 44 単位とする。

2 第 1 年次において別表第 3 イ (1) 欄に掲げる科目（1 年次必修法律基本科目）のいずれかを履修し、第 2 年次において当該科目を再び履修する場合の当該科目の単位は、4 単位までに限り、前項に定める単位数の上限を超えて登録することができる。

（出典）「学生便覧」【別添資料 D】62 頁

以上のとおり、本法科大学院の定める各年次の履修登録単位数の上限は、基準 3-3-1 を満たしている。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

- 基本法律科目と法律実務基礎科目のうち必修科目であるもののほとんどについて受講生は50人以下であり、再履修者数との関係などで50人を超えている場合も超え方はごくわずかであって（60人に達するものはない）、授業を行う学生の規模がきわめて適切に維持されていること。
- 少人数による双方向的・多方向的な密度の高い教育を実現するために、多くの科目で「独自教材」を開発・作成し学生に配布していること。
- 「詳細シラバス」の作成や授業時間中、および、その後の電子メール連絡等により、授業時間以外の学習を効率的に進めるため、予習・復習の課題を精選し自習のポイントを詳細に説明していること。
- 学習上の疑問点を解明し学習方法の相談に答え、きめの細かい指導を行うため、定期的に「オフィスアワー」を設けていること。

【改善を要する点】

特になし。

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4-1 成績評価

基準4-1-1

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

（基準4-1-1に係る状況）

(1) 基準(1)について

法科大学院の教育では双方向性・多方向性が重視されることに鑑み、本法科大学院の授業科目の成績評価においては、期末試験や小テストのほか、授業への積極的な参加や学期中のレポート等も成績評価に加味することとし（資料4-1-1-(1)(2)）、その方法や比重については開講前に学生に対して公表している。ただし、成績評価に際しては、期末試験を実施することを大原則としており、例外的な場合を除いて、レポート等のみで成績評価は行わないこととしている。ちなみに、各授業科目において、期末試験の成績評価に占める割合はおおむね50～80%の間である。（【別添資料B】参照）。

資料4-1-1-(1)「法学研究科専門職学位課程学生の成績評価基準に関する細則」

第2条 授業科目の成績評価は、期末試験、中間試験、随時の小テストレポート、平常点、出席点その他の方法のうち一つにより、又はそのうち複数の方法を組み合わせて行う。

（出典）「学生便覧」【別添資料D】89頁

資料4-1-1-(2)「成績評価基準等に関する申合せ」

(1) 専門職学位課程の授業科目の担当者（以下「担当者」という）は、成績評価方法を、授業科目ごとに、講義要綱又は授業シラバスに示す。複数の方法を用いて成績評価を行う場合には、方法ごとの配点等複数の方法の使い方の概要を、講義要綱又は授業シラバスに示す。あらかじめ講義要綱又はシラバスに示した成績評価方法または複数の方法の使い方の概要を変更する場合は、その変更について周知徹底を図る。

（出典）「成績評価基準等に関する申合せ」【別添資料23】

各授業科目の成績評価の基準は、平成19年度までは原則として6段階評価であり、100点満点で、90点以上を「秀」、80点以上を「優」、75点以上を「良上」、70点以上を「良」、60点以上を「可」、60点未満を「不可」としていた。平成20年度からは、65点以上を「可上」とする7段階評価としている。ただし、「対話型演習法曹倫理」と「エクスターンシップ」については科目の特殊性から「合」と「否」の2段階評価を行っている。

また、成績評価の割合については、成績評価の対象者数が21人以上の授業科目については、秀が5%以内、秀と優の合計が25%以内、秀と優と良上の合計が40%以内に制限している（資料4-1-1-(3)）。平成19年度の成績分布の状況は「成績分布表」【別添資料24】のとおりであり、おおむね上述の基準を満たしているといえよう。平成20年度から適用されている新たな制度下（7段階評価とするもの）での結果はまだ出ていない。

資料4-1-1-(3)「神戸大学大学院法学研究科規則」

第21条2 専門職学位課程における各授業科目の成績は、秀、優、良上、良、可上、可、不可とし、可以上をもって合格とする。

3 前項の規定にかかわらず、教授会が特に必要があると認める授業科目の成績は、別に定める。

「法学研究科専門職学位課程学生の成績評価に関する細則」

第2条 次の各号に掲げる授業科目の成績は、合、否とし、合を持って合格とする。

- (1) 対話型演習法曹倫理
- (2) エクスターンシップ

「法学研究科専門職学位課程学生の成績評価基準に関する細則」

第3条 成績評価の基準は、秀を90点以上100点以下、優を80点以上90点未満、良上を75点以上80点未満、良を70点以上75点未満、可上を65点以上70点未満、可を60点以上65点未満、不可を0点以上60点未満とする。

第4条 成績評価の対象者（以下、「受験者」という）が21名以上いる場合の成績評価は、秀の評価をする学生数を受験者数の5パーセント以内、秀及び優の評価をする学生数を合わせて受験者数の25パーセント以内、秀、優及び良上の評価をする学生数を合わせて受験者数の40パーセント以内とする。

（出典）「学生便覧」【別添資料D】63頁、89-90頁

これらの成績評価基準は、「学生便覧」【別添資料D】に掲載するほか、本法科大学院の学生に配布される「学生の手引き」【別添資料C】にも掲載し、さらには、毎年4月の授業開始の前週に行われる新入生オリエンテーションにおいて、法科大学院運営委員会副委員長（法科大学院教務担当）が行う教務事項の説明の中で、この点にも言及し学生に対する周知徹底を図っている（【別添資料C】12-13頁）（以上、【解釈指針4-1-1】）。

以上のとおり、成績評価に関する基準の設定および学生への周知について、基準（1）を満たしている。

(2) 基準(2)について

成績評価の基準にしたがって成績評価が行われることを確保するため、以下の4つの措置を講じている【解釈指針4-1-1-2】。

第1に、専攻会議において、随時、各教員に対する成績評価基準の周知徹底を図ると共に、採点分布に関するデータを専攻会議において公表して全教員において情報を共有している(「成績分布表」【別添資料24】)。

第2に、期末試験の採点が客観的に行われるようにするため、各教員に、学生の学生番号・氏名欄を見ることができないような形で綴じた答案冊子を配布し、採点時の匿名性を確保している。

第3に、同一科目を複数の教員が分担している場合には、担当教員の間で、常に、試験問題作成時、採点前、採点後の各段階で協議を行い、クラスの差による不公平が生じないように配慮している。

第4に、成績評価に不服のある学生には、成績通知書の交付から2週間以内に、教務係に文書で、採点基準に照らして不服の理由を示した上で、その旨を申し出ることができることとしている。そして、不服申し立てがあった場合には、授業担当者は当該学生に対し成績評価の説明をしなければならず、また、その結果を専攻長に報告しなければならない(資料4-1-1-(4))および「不服申立書及び成績評価不服申立要項」【別添資料25】)。

資料4-1-1-(4)「法学研究科専門職学位課程学生の成績評価不服申立に関する内規」

第2条 学生は、授業科目について良上に達しない成績評価を受けたことにつき不服がある場合には、不服申立を行うことができる。

第3条 学生が前条の不服申立を行う場合には、公表された採点基準に照らして、不服の理由を具体的に示さなければならない。ただし、採点基準が公表されない授業科目については、この限りではない。

第4条 学生は、第2条の不服申立を行う場合には、不服申立を行う授科目名、担当教員名、不服の内容及び前条の不服の理由を記載した書面を、法学部・法学研究科教務係に提出しなければならない。

2 前項の書面は、当該成績が通知された日(成績が通知された日の後に採点基準が公表された場合には採点基準が公表された日)から2週間以内に提出しなければならない。ただし、当該期間内に書面を提出できなかったことにつき正当な理由がある場合は、この限りではない。

第5条 第2条の不服申立が行われた場合、当該成績評価を行った教員は、速やかに当該不服申立を行った学生と面談し、成績評価について説明しなければならない。

2 教員は、前項の面談の終了後、速やかにその内容を書面で専攻長に報告しなければならない。

(出典)「学生便覧」【別添資料D】91頁

以上のとおり、本法科大学院が定めた成績評価基準にしたがった成績評価が行われる

よう、十分な措置を講じており、基準（2）を満たしている。

（3）基準（3）について

学生への個別成績の通知に加えて採点済答案のコピーを交付するとともに、成績評価の基準および成績分布に関するデータを公表している【解釈指針4-1-1-3】

まず、学生の個別成績は、前期の成績は9月下旬に、後期の成績は3月下旬に、成績通知書を交付する方法で、各学生に通知する。これに加え、授業担当者は、希望する学生にその学生の採点済答案のコピーを交付している（資料4-1-1-（5））。

資料4-1-1-（5）「実務法律専攻における期末試験答案の取扱いについて」

3. 授業担当者は、採点修了後、返却を希望しない旨が表示されていない答案（以下、「返却希望答案」という。）の写しを作成するよう、助成室に依頼する。
4. 期末試験期間が終了した後の適宜の時期に、各授業担当者の責任において、返却希望答案の写しを学生に交付する。その方法については、次のいずれかによることとする。
 - （1）授業担当者が学生を一同に会する機会を設けて交付する。
 - （2）授業担当者が日時を指定して研究室等で交付する。

（出典）「実務法律専攻における期末試験答案の取扱いについて」【別添資料26】

関連情報としては、まず、期末試験が行われたすべての科目について、授業担当者が採点基準を公表する。これは、学内からのアクセスのみ可という形式で、Webサイトにおいて行っている（「期末試験採点基準」【別添資料27】）。ここでは、各教員が工夫をし、詳細な採点基準や試験の講評、学生への注意事項などが記され、学生にとって、交付された答案のコピー（上述）と照らし合わせるにより効率的な復習が可能となっている。

さらに、成績通知書交付時に授業科目ごとに期末試験の平均点、成績分布（人数）が記載された成績分布表を配布している（「成績分布表」【別添資料24】）

また、任意ではあるが、多くの授業担当者は、期末試験実施後、「講評会」を実施している（参照、資料4-1-1-（5）「4.（1）」）。

この講評会は試験実施後または成績交付後適宜の時期に行うものとし、当該科目の期末試験について、採点基準や解答のポイント、答案作成上の注意事項について最大1時間30分程度の説明と質疑応答を行い、学生の疑問に答えると共に、各自の弱点を克服し一層の学力向上が図れるよう配慮している（「19年度答案講評会・課外授業時間割」【別添資料28】）。

以上のとおり、成績評価結果を適切な方法で学生に告知しており、基準（3）を満たしている。

（4）基準（4）について

本法科大学院では、不合格の評価を受けた科目について、再度試験を行う「再試験」の制度を設けていない。これに対し、止むを得ない理由により授業科目の試験を欠席し

た場合には、届出により、追試験を受験できる「追試験」制度を設けている。なお、追試験の受験資格は限定的であり、追試験の実施の可否や実施方法についても、専攻会議で審議し決定することにより公正性を担保している（資料4-1-1-（6）（7））。

資料4-1-1-（6）「法学研究科専門職学位課程学生の追試験に関する内規」

第2条 授業科目の試験に欠席した者は、次の各号に該当する理由により試験を欠席した場合に限り、当該授業科目の追試験を受験することができる。

- (1) 「神戸大学大学院法学研究科専門職学位課程学生の忌引に関する内規」に定める忌引
- (2) 病気や怪我で入院を伴うもの
- (3) 公共交通機関の運休または大幅な遅延
- (4) その他止むを得ない理由で(1)ないし(3)に準じるもの

第3条 追試験を受験しようとする者は、前条による理由が生じた後、直ちにその旨を法学部・法学研究科教務係に届け出なければならない。

2 前項の場合には、指定された期日までに、所定の追試験受験願を、当該理由を証明する書類を添えて、法学研究科長に提出しなければならない。

第4条 追試験の実施の可否及び実施する場合の日時及び場所については、追試験受験願提出後、実務法律専攻会議の義を経て掲示により通知する。なお、追試験は、原則として当該学期内に速やかに行う。

（出典）「学生便覧」【別添資料D】92頁

資料4-1-1-（7）「法学研究科専門職学位課程学生の忌引に関する内規」

第2条 学生は、次の各号に掲げる者が死亡した場合には、それぞれ各号に掲げる日数の範囲内の忌引が認められるものとする。

- (1) 父母、配偶者又は子死亡の日から7日
- (2) 配偶者の父母死亡の日から3日
- (3) 二親等の親族死亡の日から3日

（出典）「学生便覧」【別添資料D】95頁

なお、追試験が実施された例は、これまで、平成17年度後期に忌引を理由とするものが1件あったのみである（「追試験関係資料」【別添資料29】）。

以上に述べた措置に加え、本法科大学院においては、不正行為に対する厳格な対応にも配慮している。本法科大学院では、期末試験の答案作成や学期中のレポートの作成などに関して、不正行為が認められた場合には、当該学生について、当該学期に履修登録した科目の成績を全部「不可」または「否」（不合格）とした上で、反省文の提出を求めている。1L、2L生がこの措置の対象となる場合は、その結果として進級要件を充たすことができず、原級留置となる。また、不正行為の態様によっては、退学や停学を含む懲戒措置の対象となることもありうる（資料4-1-1-（8）（9））。禁止される不正行為の例としては、レポート作成時に他の学生のレポートや公刊された著作物（インターネット上で公表されたものを含む）を剽窃する行為、期末試験において許可されていない六法や書籍等を持ち込む行為があげられる。特に、期末試験に持ち込める六法については、氏名、住所、学籍番号以外の文字が一字も書かれていない六法（線を引くことは

許される)に限定し、不正行為の未然防止に配慮している(【別添資料C】13-14頁)

資料4-1-1-(8)「神戸大学学生懲戒規則」

第2条 懲戒は、本学の規定に違背し、学生としての本分を守らない者があるときに行われるものとする。

第3条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

- (1) 戒告 文書により注意を与え、将来を戒めること。
- (2) 停学 有期又は無期とし、この間の登校を禁止すること。
- (3) 懲戒退学 命令により退学させ、再入学を認めないこと。

第4条 懲戒の対象となりうる行為があったと認めるときは、当該行為を行った学生の所属学部の教授会(以下「教授会」という。)は、その事実関係を調査し、懲戒処分の要否等について審議するものとする。

3 教授会は、懲戒処分の必要があると認めたときは、事実関係についての調査報告書及び懲戒処分案を作成し、学長に懲戒の発議を行わなければならない。

(出典)「学生便覧」【別添資料D】51頁

資料4-1-1-(9)「法学研究科専門職学位課程学生の試験等における不正行為に関する内規」

第1条 この内規は、専門職学位課程における大学院法学研究科規則第20条第2項に定める筆記試験等に関し、その不正行為の取扱いについて定める。

第2条 学生が、単位認定に関する筆記試験、レポートの提出、その他の場合において不正行為を行った場合には、当該学期に履修した全科目の成績を不可とする。

2 前項の学生は、反省文を提出しなければならない。

第3条 前条の適用は、神戸大学学生懲戒規則に基づく懲戒を妨げない。

(出典)「学生便覧」【別添資料D】90頁

以上のとおり、期末試験の実施については適切な配慮をしており、基準(4)を満たしている。

基準4-1-2

学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合には、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

(基準4-1-2に係る状況)

本法科大学院の未修者コースに入学する学生で、入学前に他の法科大学院に在学したものは、一定の条件の下で、履修済みの科目を本法科大学院において履修したものとみ

なして30単位を限度として単位認定を受けることができる(資料4-1-2-(1))。その際には、学生から当該大学院の成績証明書、カリキュラム、当該授業科目のシラバス等の提出を求め、履修済みの科目の授業内容が本法科大学院の対応する授業科目と同内容のものといえるか、履修済み科目の成績が本法科大学院の対応授業科目の履修を免除するに値する程度のものといえるか等の点について、授業科目担当教員の意見を参考に、法科大学院運営委員会において審査し、専攻会議の議を経て単位認定を行う(資料4-1-2-(2)参照)。

既修得単位が認定された科目については、本法科大学院における対応する授業科目において履修したとみなされるので、本法科大学院において対応科目の履修はできないし、聴講という形も含め授業に出席することもできない(重複履修の禁止)。

既修得単位認定の申請は平成18年度に1件あったが、上述の基準を満たさないため、単位認定を行わなかった(他の年度には申請が行われていない)。

なお、法学既修者コースに入学した学生については、入学前に修得した単位の認定を行わない(資料4-1-2-(2))。また、本法科大学院の学生が、本法科大学院に入学後に他大学の大学院の授業科目を履修することは予定されていない(資料4-1-2-(1))。

資料4-1-2-(1)「神戸大学大学院法学研究科規則」

第22条 学生は、教授会の承認を得て、研究科と協定している他大学(外国の大学を含む。以下同じ。)の大学院の授業科目を履修することができる。

2 学生は、前項の規定により履修した授業科目の単位を修得した場合において、教授会が認めるときは、10単位を限度として、その単位数を第25条第1項第2号、第26条第1項第2号、第27条第1項第2号、第28条第1項第2号又は第30条第2号に規定する単位数に充当することができる。

3 専門職学位課程学生その他大学の大学院の授業科目の履修に関しては、前項の規定にかかわらず、教授会が認めるときは、30単位を限度として第29条第1項に規定する単位数に充当することができる。

第23条 学生が研究科に入学する前に履修した大学院(外国の大学の大学院を含む。)の授業科目の単位を修得した場合において、教授会が認めるときは、別に定めるところに従い、10単位を限度として、その単位数を研究科に入学した後の研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 専門職学位課程学生の入学前の既修得単位の認定に関しては、前項の規定にかかわらず、教授会が認めるときは、前項第3条の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を限度として、第29条第1項に規定する単位数に充当することができる。

第29条 専門職学位課程修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、別に定めるところにより、94単位以上を修得することとする。

2 専門職学位課程は、法学の基礎的な学識を有すると教授会が認める

者に関しては前項の規定する在学期間については、1年を超えない範囲で教授会が認める期間在学したものと、同項に規定する単位については、第22条及び第23条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を限度として修得したものとみなす。

(出典)「学生便覧」【別添資料D】63, 65頁

資料4-1-2-(2)「法学研究科専門職学位課程学生の既修得単位認定に関する内規」

第2条 神戸大学大学院法学研究科専門職学位課程学生の履修に関する細則(以下、細則)第2条第1項にいう法学未修者コース(以下、未修者コースという。)に入学した学生が入学前に他の法科大学院において修得した単位の認定を申し出た場合には、専攻会議は、対応する専門職学位課程(以下、本法科大学院)の授業科目の担当教員の意見に基づき、既修得単位の認定を行う。

2 前項に基づいて既修得単位の認定をする科目は、未修者コース第1年次に配当されている本法科大学院の授業科目に対応する他法科大学院の授業科目に限る。

3 教員が第1項にもとづき既修得単位の認定の可否について意見を述べる際には、以下の事項について留意しなければならない。

イ 認定しようとする他法科大学院の授業科目が対象とする範囲と本法科大学院における対応する授業科目が対象とする範囲が一致すること

ロ 認定しようとする他法科大学院の授業科目の成績が優秀であること

第3条 細則第2条第1項にいう法学既修者コースに入学した学生については、入学前に修得した単位の認定を行わない。

(出典)「既修得単位の認定に関する内規」【別添資料30】

以上のとおり、他の法科大学院等における履修結果をもとにした単位認定をきわめて厳格に行っており、基準4-1-2を満たしている。

基準4-1-3

一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度(以下、「進級制」という。)が原則として採用されていること。

(基準4-1-3に係る状況)

本法科大学院においては、1L生や2L生が成績不良の場合には、当該学年でもう1年勉強させる原級留置措置を採用している。1L生については、通年で24単位以上修得し

なかった場合、あるいは、GPAが1.50以下の場合に、原級留置となる。ここでいうGPAとは、1L配当の必修科目を対象に算出するものであり、秀(90~100点)=5、優(80~89点)=4.5、良上(75~79点)=4、良(70~74点)=3.5、良(70~74点)=3、可上(65~69点)=2、可(60~64点)=1、不可(59点以下)=0というグレード・ポイントに当該必修科目の単位数を乗じ、全必修科目についてこの数を算出した上で合計し、それを全必修科目の単位数の合計で除した数(小数点以下第3位を切り上げ)である(「神戸大学大学院法学研究科専門職学位課程学生の進級基準に関する細則」【別添資料31】)。GPAに基づく進級制限は、全科目に付き辛うじて合格点を得ているにとどまる学生を進級させることは教育上適切でないとの判断に基づき、平成20年度から導入されたものである。2L生については、この制度の適用はなく、通年で24単位以上修得しなかった場合にのみ原級留置となる。

これまで原級留置措置の対象となった学生は、平成16年度0名、平成17年度2名、平成18年度5人、平成19年度1人である。

原級留置とする場合、原則として、当該学年で修得した単位をすべて無効とするが、例外として、成績が「秀」、「優」、または「良上」である科目については無効とはせず、その成績評価結果のとおり、有効に単位を修得したものとして扱うこととしている。これは、このような成績結果を修めたものについて、さらに再履修をさせる必要性に乏しく、むしろそれ以外の科目に集中して再履修を行うことがより効果的であること、成績良好者の再履修が新履修者との関係でも好ましくない結果をもたらすこと等を考慮したものである。

なお、3L生については、原級留置制度の対象としていない。3L生が学年末において、修了するために必要な要件を満たすことができなかつた場合には、当該学年で修得した単位を無効とはしないまま、翌年度に再び3L生として必要な科目の履修を行うこととしている。

また、学生が、2回続けて同じ学年において原級留置になった場合には、学業成就の見込みがないものとして、当該学年の終了時に除籍することとしている。すなわち、1Lにおいて2回続けて原級留置となった場合、または2Lにおいて2回続けて原級留置となった場合である(資料4-1-3-(1))。この理由で除籍された学生は、これまで1人である(未修者コース、平成19年度末除籍)。

資料4-1-3-(1)「神戸大学大学院法学研究科規則」

第17条 専門職学位課程の学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、進級を認めないこととし、当該年次に修得した単位のうち第21条第2項に定める成績が「秀」、「優」及び「良上」であったものを除くすべての単位を無効とする。ただし、同条第3項に定める授業科目を履修して修得した単位の取扱いについては、別に定める。

(1) 第1年次又は第2年次において24単位以上修得しなかった場合

(2) 履修を登録した授業科目の成績が、別に定める進級の基準に達しない場合

第18条 前条の規定により進級を認められなかった学生が、翌年度において、当

該年次に認定された単位と合わせて24単位以上を修得しなかった場合又は履修を登録した授業科目の成績が、別に定める進級の基準に達しない場合は、成業の見込みがないと認め、教学規則第46条の規定により除籍する。

(出典)「学生便覧」【別添資料D】62-63頁

資料4-1-3-(2)「神戸大学大学院法学研究科専門職学位課程学生の進級基準に関する細則」

第6条 第1年次配当の必修科目のGPAが1.50以下のときは進級を認めない。

(出典)「神戸大学大学院法学研究科専門職学位課程学生の進級基準に関する細則」

【別添資料31】

以上のような規則の内容は、実際の運用の例を含め、学生に周知徹底を図るために、「学生の手引き」において、詳細な説明を行っている(【別添資料C】16頁)。これに加えて、新入生向けに開催されるガイダンスにおいて、「学生の手引き」を配布し、教務担当教員が口頭で説明を行うことにより、注意を喚起することとしている(以上、【解釈指針4-1-3-1】)。

進級制がない場合については該当なし【解釈指針4-1-3-2】。

以上のとおり、進級制を採用してその要件・効果を明確に定めるとともに、これらの内容を学生に周知しており、基準4-1-3を満たしている。

4-2 修了認定及びその要件

基準4-2-1

法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

(1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を

超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下、「法学既修者」という。）に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位（アのなお書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

（2）次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア	公法系科目	8単位
イ	民事系科目	24単位
ウ	刑事系科目	10単位
エ	法律実務基礎科目	6単位
オ	基礎法学・隣接科目	4単位
カ	展開・先端科目	12単位

（3）法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。（基準2-1-3参照。）

（基準4-2-1に係る状況）

（1）基準（1）について

研究科規則29条1項（資料4-2-1-（1）参照、以下同じ）によると、専門職学位課程（法科大学院）修了の要件は、「当該課程に3年以上在学し、別表第3に定めるところに従い、94単位以上を修得すること」である（ただし、この規則は平成20年度以降の修了生から適用される形で改正されたものであり、平成19年度までに修了した学生については、従前の規則により102単位以上の修得を修了要件としていた）【解釈指針4-2-1-1】。

（ア）他大学大学院の授業科目の履修に関して、研究科規則22条3項は、教授会が認めるときに30単位を限度として修了要件単位数に算入できることとしている。

（イ）研究科規則23条2項は、専門職学位課程学生の入学前の既修得単位の認定に関して、教授会が認めるときは、上記（ア）の単位数と合わせて30単位を限度として、修了要件単位数に充当することができる旨を定めている（既修得単位の認定については、資料4-2-1-（2）参照）。

（ウ）研究科規則29条2項に基づいて、法学既修者コースに入学させた学生については、標準修業年限3年に代えて2年に短縮し、また修了要件単位数のうち30単位を修得したものとみなしている。

資料4-2-1-1 (1)「神戸大学大学院法学研究科規則」

第22条 3 専門職学位課程学生の他大学の大学院の授業科目の履修に関しては、前項の規定にかかわらず、教授会が認めるときは、30単位を限度として第29条第1項に規定する単位数に充当することができる。

第23条 学生が研究科に入学する前に履修した大学院（外国の大学の大学院を含む。）の授業科目の単位を修得した場合において、教授会が認めるときは、別に定めるところに従い、10単位を限度として、その単位数を研究科に入学した後の研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 専門職学位課程学生の入学前の既修得単位の認定に関しては、前項の規定にかかわらず、教授会が認めるときは、前条第3項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を限度として、第29条第1項に規定する単位数に充当することができる。

第29条 専門職学位課程修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、別表第3に定めるところに従い94単位以上を修得することとする。

2 専門職学位課程は、法学の基礎的な学識を有すると教授会が認める者に関しては、前項に規定する在学期間については、1年を超えない範囲で教授会が認める期間在学したものと、同項に規定する単位については、第22条及び第23条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を限度として修得したものとみなす。

（出典）「学生便覧」【別添資料D】63～65頁

資料4-2-1-1 (2)「法学研究科専門職学位課程学生の既修得単位の認定に関する内規」

第2条 神戸大学大学院法学研究科専門職学位課程学生の履修等に関する細則（以下、細則）第2条第1項にいう法学未修者コース（以下、未修者コースという。）に入学した学生が入学前に他の法科大学院において取得した単位の認定を申し出た場合には、専攻会議は、対応する専門職学位課程（以下、本法科大学院）の授業科目の担当教員の意見に基づき、既修得単位の認定を行う。

2 前項に基づいて既修得単位の認定をする科目は、未修者コース第1年次に配当されている本法科大学院の授業科目に対応する他法科大学院の授業科目に限る。

3 教員が第1項に基づいて既修得単位の認定の可否について意見を述べる際には、以下の事項について留意しなければならない。

イ 認定しようとする他法科大学院の授業科目が対象とする範囲と本法科大学院における対応する授業科目が対象とする範囲が一致すること

ロ 認定しようとする他法科大学院の授業科目の成績が優秀であること

（出典）「既修得単位の認定に関する内規」【別添資料30】

以上のとおり、本法科大学院の修了要件は基準（１）を満たしている。

（２）基準（２）について

研究科規則第29条第2項に定める専門職学位課程の修了要件は、規則別表第3において、次のように定められている（カッコ内の数字は単位数）（「20年度カリキュラム」【別添資料3】）。

ア 公法系科目：「法律基本科目」12単位必修

「憲法基礎」（４）、「行政法基礎」（２）、「対話型演習憲法訴訟Ⅰ」（２）、
「対話型演習行政法Ⅰ」（２）、「対話型演習行政法Ⅱ」（２）

イ 民事系科目：「法律基本科目」32単位必修

「民法基礎Ⅰ」（４）、「民法基礎Ⅱ」（４）、「民法基礎Ⅲ」（４）、
「対話型演習契約法Ⅰ」（２）、「対話型演習契約法Ⅱ・不法行為法」（２）、
「対話型演習物権・責任財産法」（２）、
「民事訴訟法」（４）、「対話型演習民事訴訟法」（２）、
「会社法」（４）、「対話型演習商法Ⅰ」（２）、「対話型演習商法Ⅱ」（２）

ウ 刑事系科目：「法律基本科目」12単位必修

「刑事実体法」（４）、「刑事手続法」（４）、「対話型演習刑事実体法」（２）、
「対話型演習刑事手続法」（２）

エ 法律実務基礎科目：「実務基礎科目」6単位必修

「対話型演習法曹倫理」（２）、「対話型演習民事裁判実務」（２）、
「対話型演習刑事手続実務」（２）

オ 基礎法学・隣接科目：4単位選択必修

「法文化」（２）、「法思想」（２）ほか8科目から選択必修。

カ 展開・先端科目：12単位選択必修

「著作権法」（４）、「国際取引法」（４）ほか26科目から12単位選択必修。

キ R&Wゼミ知的財産法ほか10科目のR&Wゼミ展開・先端科目、R&Wゼミ弁護士実務ほか5科目のR&Wゼミ実務基礎科目、または、R&Wゼミ法社会学ほか2科目のR&Wゼミ基礎法学・隣接科目から2単位選択必修（R&Wゼミはすべて2単位）。

標準修業年限を2年とする法学既修者コースの入学者については、入学試験において実施される法律科目試験に対応して、法律基本科目のうち30単位を修得したものとされ、これらの者については、法律基本科目の各「対話型演習」計11科目22単位が必修とされる。その内訳は、ア 公法系科目（6）、イ 民事系科目（12）、ウ 刑事系科目（4）の合計22単位である。エ 法律実務基礎科目、オ 基礎法学・隣接科目、カ 展開・先端科目については、既修者・未修者を区別していないため、上述した単位数の修得が求められる。

以上のとおり、本法科大学院の定める修了要件は、法学未修者についても、法学既修者についてもそれぞれ基準（２）を満たしている。

（３）基準（３）について

基礎法学・隣接科目、実務基礎科目、展開・先端科目は、必修が6単位、選択必修が

26 単位であり、あわせて 32 単位となる（「20 年度カリキュラム」【別添資料 3】）。これは修了要件単位数 94 単位の 3 分の 1 を超える。また、法律基本科目以外の科目については、実質的に法律基本科目に該当するものはなく【解釈指針 4-2-1-2】、基準（3）を満たしている。

4-3 法学既修者の認定

基準 4-3-1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

（基準 4-3-1 に係る状況）

既修者コース受験者に対しては、「憲法」「行政法」、「民法」、「会社法」、「刑法」、「民事訴訟法」、「刑事訴訟法」の 7 科目につき、「法律科目」の筆記試験を行う。法律科目の試験では、受験者が本法科大学院の 1L で開講されている授業科目のすべての履修を免除してよいただけの、基礎的な法律学の知識と能力をもっているかどうかを審査する。そのため、7 科目中 2 科目以上が十分な成績に達しない場合には、他の科目の成績にかかわらず、不合格としている（資料 4-3-1-（1））【解釈指針 4-3-1-1】。以上の 7 科目は、法学既修者として入学した場合に単位が認定される科目と完全に対応しており、法律科目試験に含まれない科目の単位を修得したものとみなす場合はない【解釈指針 4-3-1-3】。また、本法科大学院以外の機関が実施する試験の結果を考慮する場合はない【解釈指針 4-3-1-4】。

資料 4-3-1-（1）「法科大学院案内」

3 筆記試験と総合判定

（2）法学既修者コース

既修者コースを受験する場合には、「法律科目」の筆記試験が行われます。試験が行われるのは、以下の 7 科目です。

憲法、行政法、民法、会社法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法

法律科目の試験では、受験者が本法科大学院の 1 年次で開講されている授業科目のすべての履修を免除してよいただけの、基礎的な法律学の知識と能力をもっているかどうかを試します。そのため 7 科目中 2 科目以上が十分な成績に達しない場合には、他の科目の成績にかかわらず、不合格となります。

法律科目の試験は、2 日間にわたって行われます。これらの試験の水準などについては、HP で公開している昨年度の試験問題を参照してください。

既修者コースについては、23 ～ 24 頁で挙げた書類審査の結果とここで述べた「法律科目」の試験の成績とを、概ね 1 対 3 の比率で加味して、最終合格者を決

定する予定です。

(出典)【別添資料 A】 25 頁

なお、過去3年分の入学試験問題と出題の意図は法学研究科の Web サイト上で公開されている (<http://www.law.kobe-u.ac.jp/admission.htm>)。

入試問題の作成にあたっては、出題者の個性を強く反映することのないよう、科目ごとに出題委員のほか、検討委員が加わって問題の検討・確認を行っている。このほか、問題の検討においては、当該科目全体としての適正さや試験の趣旨との整合性等について検討することとしている。

また、法律科目試験の出題にあたっては、本大学法学部の出身者と他の受験者との間で公平を保つための内部措置を講じており(ことがらの性質上、内部措置の詳細は公表できない)、さらに、採点にあたって採点者が受験者のいかなる個人データも知ることができない体制にある(資料4-3-1-(2))【解釈指針4-3-1-2】。

資料4-3-1-(2)

(10) 答案用紙には、指定された欄に受験番号を書く以外は、いかなる場所にも、氏名その他個人を特定することができる情報を書いてはいけません。これらの記載がある場合には、答案は無効とされますので注意してください。

(出典)「平成20年度神戸大学法科大学院入学試験法学未修者コース
受験者心得」【別添資料32】

他方、法学既修者に認められる1年間の修業年限の短縮は30単位の履修免除に対応するものであり、最終学年を除く1年間の履修登録単位数の上限が36単位であることにてらしても、短縮される在学期間と修得したものとみなされる単位数との関係は適切である【解釈指針4-3-1-5】。

以上のとおり、本法科大学院における法学既修者の認定については、基準4-3-1を満たしている。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

- 明確な成績基準を設定し、教員および学生に対する周知徹底を図ると共に、厳格で公正な成績評価を実践していること。
- 成績評価についての透明度を高めるために、採点済答案のコピーを学生に交付するとともに、成績評価の詳細かつ具体的な基準および成績分布表を公開し、さらに学生の成績評価不服申立て（説明機会を設ける）制度を設けていること。
- 再試験制度を設けず、病気等止むを得ない理由に基づく追試験のみを認めているとともに、追試験の制度をきわめて厳格に運用していること。
- 試験の際の不正行為に対して厳格な姿勢で臨んでいること。
- 1L 生や 2L 生が成績不良の場合に、当該年度に修得した単位を原則としてすべて無効とする原級留置措置を採用するとともに、学生が、2 回続けて同じ学年において原級留置になった場合には、学業成就の見込みがないとして、除籍する制度を設けていること。
- 上記各点の扱いは「神戸大学大学院法学研究科規則」に明記されているほか、実際の運用方法を含め「学生の手引」や Web サイトに記載し、さらには入学時のガイダンスにおいて説明するなど、学生に周知徹底を図っていること。
- 法科大学院の修了要件は、すべての基準を満たしているうえ、法社会学、アジア法といった基礎法学・隣接科目、知的財産法、租税法、国際取引法といった展開・先端科目の充実が図られ、多くの科目の中からそれぞれの関心に応じた多様な選択の可能性が存在すること。
- 既修者コースへの受入れにあたっては、憲法、行政法、民法、会社法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法の 7 科目につき法律科目の筆記試験を課すことにより、1L 科目の履修を免除するに十分な能力があるかどうかを厳しく審査していること。
- 過去の試験問題と出題の意図を Web サイト上で公開し、特に法学既修者の選抜における透明性を高めていること。

【改善を要する点】

特になし。

第5章 教育内容等の改善措置

1 基準ごとの分析

5-1 教育内容等の改善措置

基準5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準5-1-1に係る状況)

本法科大学院においては、従来、法科大学院運営委員会のなかに、認証評価WGと教育手法WGをおいていたが、平成17年6月からは、両者を合体する形で、教育改善WGを設け、より効率的にファカルティ・ディベロップメント（以下、FD）関連の問題に対応できる態勢を整えた。法学研究科評価・FD委員会（平成19年11月13日までは、評価委員会。以下では、現在の名称で統一して表記する）も、適宜これをサポートしている（「法学研究科各種委員会委員」【別添資料33】、「教育改善・意見交換会録議事録」【別添資料34】）【解釈指針5-1-1-2】。

具体的には、以下のようなFD活動を行っている【解釈指針5-1-1-1】【解釈指針5-1-1-3】。

(1) プロジェクトチームによる教育手法の研究・開発

平成14年度に「法学教育手法検討プロジェクトチーム」を発足させ、平成15年度からは科学研究費補助金による「法科大学院における教育手法の総合的研究と実践的モデル開発」において心理学・社会学の専門家もまじえて法科大学院教育プログラムの学際的な開発に取り組み、平成19年度からは、文部科学省「専門職大学院等教育推進プログラム」に採択された「総合法律教育に関する手法と教材の開発」において外部のサポートスタッフ（若手弁護士等）とも連携しつつ、先進的教育手法・教材の開発や授業アンケートの活用方法の研究を進めている。（「法科大学院における教育手法の総合的研究と実践的モデル開発」【別添資料35】、「19・20年度大学改革推進等補助金（大学改革推進事業）調書」【別添資料36】）

(2) 相互授業参観の定期的実施

教員による授業の相互参観を、毎学期、2週間にわたり実施している。参観者は、「授業参観レポート」を実務法律専攻長宛てに提出するものとし、専攻長がその結果をとりまとめて運営委員会に報告し、具体的な教育方法改善策の検討に役立てている（「年次計画履行状況報告書・補足説明資料」【別添資料37】、「授業参観レポート例」【別添資料38】）。平成20年度前期に実施する授業参観から、参観者が参観から得られた知見につき、ファカルティレポートに記載することとされた（「法科大学院授業参観・授業アンケート結果の取扱いについて」【別添資料39】）。なお、直近の平成20年度前期の授業参観に関して提出された授業参観レポートは37件であった。

(3) 授業アンケートの定期的実施

履修登録者数10人未満の少人数科目を除く全ての授業科目について、毎学期1度、受

講者による授業アンケートを実施しており（「授業アンケート質問票」【別添資料 40】）、その結果は教員および学生の双方に公開されている（「授業アンケート結果表」（19年度前期・後期）【別添資料 41】）。これ以外にも、授業担当者の判断により、中間アンケートを実施することを推奨している。中間アンケートの質問用紙は法学研究科のWebサイト上にPDFないしワード形式でアップし、授業担当者の指示により、受講生が適宜それをダウンロードして提出できるよう配慮している（「中間アンケート用紙」【別添資料 42】）。また、「学生の手引き」中にも特に一項目を設け、授業アンケートの趣旨を説明するとともに、学生の積極的協力を求めている（【別添資料 C】12頁）【解釈指針5-1-1-1】【解釈指針5-1-1-3】。なお、平成20年度発刊予定のファカルティレポート7号に、アンケートの結果に対する教員側の対応やコメントが掲載される（「法科大学院授業参観・授業アンケート結果の取扱いについて」【別添資料 39】）。

（4）教員意見交換会の開催

平成17年度後期より、法科大学院運営委員会教育改善WGの主催により、各学期ごとに教育内容や方法に関する教員意見交換会を開催している。平成19年度後期の場合、2008年2月13日に、当該年度の新たな試みである民事刑事実務法律科目の増設・新設の実施から得られた経験を基に、他の科目との組み合わせ方に関するカリキュラムの改善などについて活発な意見交換がなされた（「教育改善・意見交換会録議事録」【別添資料 34】）。平成20年度前期は、7月16日に第1回が予定されている（「教育改善WG議事録」【別添資料 43】）。

（5）CDAMSとの連携による先端的教育・研究

本研究科の21世紀COEプログラム「市場化社会の法動態学」研究センター（CDAMSと略称）は、教育プログラムの研究開発を1つの重要な柱として位置づけ、海外からの招聘講師によるリーガル・スキル教育に関するワークショップを開催するほか、法科大学院生を対象とするセミナーや講演会などを通じて、教育内容・手法の充実を図っている。たとえば、仲裁と調停に関する連続セミナーを開催し、ロールプレイ、仲裁条項のドラフティングといった実践的かつ実験的な双方向型教育手法開発の試みが行われている（「仲裁」連続セミナー（平成16年度 <http://www.cdams.kobe-u.ac.jp/archive/2004ss2.htm>、平成17年度 <http://www.cdams.kobe-u.ac.jp/archive/2005ss2.htm>、平成18年度 <http://www.cdams.kobe-u.ac.jp/archive/2006ws1.htm>））。

さらに、CDAMSでは、法学教育手法それ自体を研究対象とした活動も行っており（「法学教育に関する中国と日本の対話」平成18年11月24日 <http://www.cdams.kobe-u.ac.jp/archive/20061124.htm>、「法学教育の視点から見た『法と開発』」平成20年1月18日 <http://www.cdams.kobe-u.ac.jp/archive/20080118.htm>）、法学教育手法開発活動を継続的に行っている。

（6）EUIJ関西との連携による先端的教育・研究

2005年4月に、神戸大学（幹事校）が大阪大学、関西学院大学と共同で設置したEUIJインスティテュート（EUIJと略称）関西においても、教育手法開発に関する活動が行われている。具体的には、EU圏から多数の講師を招聘し、本法科大学院の教員と共に講義（学部や博士課程の講義であることもある）を行うことを通じて、教育手法改善を図っている（「20年度ヨーロッパ法講義日程」【別添資料 44】、「19年度法学研究科シラバス」

【別添資料 45】)。さらに、教育手法に関するラウンドテーブルを開催している（「アジアにおける EU 教育」2008年1月25日・26日 (<http://euij-kansai.jp/work/research/roundtable/index.html>)）。その成果は、直接的には「ヨーロッパ法」の教育内容・手法改善に役立てられるほか、関連教員が別途担当する諸科目の教育内容・手法改善にも活用されている。

以上のとおり、学生による授業評価制度を実施し、かつその結果を教員全員・学生の双方に公表することによって、授業へのフィードバックが実効的になされ、また授業参観を制度として導入し、参観する教員にとっても参観を受ける教員にとっても教育手法の改善に有効な手段となっている。これらの成果について組織的に検討する作業を継続するほか、海外の実務家・研究者等との交流も含めて、本法科大学院においては、教育内容と方法の改善に組織的かつ継続的にきわめて積極的に取り組んでおり、基準5-1-1を満たしている。

基準5-1-2

法科大学院における実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

(基準5-1-2に係る状況)

本法科大学院では、実務家教員と研究者教員が協働して学生指導にあたる科目として、「対話型演習総合法律」を提供しており、これは実務家教員にとっては教育上の手法を、研究者教員にとっては実務上の知見を得る格好の場となっている（資料5-1-2-1(1)）。研究者・実務家が共同で講義を担当する科目としては、このほかに「ヨーロッパ法」がある（資料5-1-2-1(2)）。また、本法科大学院では、実務家教員を交えて教育内容・手法を議論する機会を設けている。ここでは、実務家教員が自らの授業について報告し、研究者教員と意見交換することを通して、両者の授業の相互的な組み合わせ方を検討し、教育手法をスキルアップすることが図られている（「教育改善・意見交換会録議事録」【別添資料34】）。

資料5-1-2-1(1)

【授業のテーマと目標】 民事系・公法系・刑事系について近年の最高裁判例を素材にした設例を検討する。本学の研究者教員と経年豊かな4名の弁護士の協力を得て、事案の分析力・報告能力・法令の解釈適応能力・文書起案能力をしっかりと身につけることを狙いとする。

(出典)「対話型演習総合法律」【別添資料B】119頁

資料5-1-2-1(2)

近い将来、日本の法律家にとってヨーロッパ法の基礎知識を持つことは、特にビジネス分野で法律業務を行う上で必須のものになる。日本企業が行うビジネス活動の多くはすでに国境を超えて行われており、ヨーロッパに関連するものは少なくない。そして国境を越えたビジネス活動が複雑化するにつれ、日本の企業が海外で法律的問題に対応しなければならない場面が増加している。こうした問題に対して

も、ある程度の状況把握と予測を行う能力を日本の法律家が持たなければ、日本企業といえども日本の法律家を頼ることは不可能になる。結果として、ビジネスに関連した法律業務は海外の法律事務所へと奪われていくことになる。

(出典)「ヨーロッパ法」【別添資料 B】 101 頁

このほか、実務家教員における教育上の経験を補うものとしては、基準5-1-1において「教育の内容および方法の改善を図るための研修および研究」として掲げた各種FDの取り組みが、そのまま妥当する。

他方、研究者教員における実務上の知見の確保という観点から、若手を中心として、研究者教員を司法研修所に派遣し、学外実務家との教育上の交流を図るとともに、司法研修所の授業を参観させ、そこで得られた教育上の知見につき、他のスタッフに報告する機会を設けている。さらに、エクスターンシップおよび法科大学院教育全般について、近隣の主要弁護士会と意見交換の機会を設け、弁護士実務の観点から、法科大学院教育に望まれる内容や手法などについて、情報の収集につとめている(「弁護士会との打ち合わせ会(エクスターンシップ)」【別添資料 46】)。

このほか、研究者教員の実務的知見確保の試みとして、刑事法のスタッフと神戸地裁の裁判官による「判例刑事法研究会」が定期的に行われている(資料5-1-2-(3))。

資料5-1-2-(3)

〔判例刑事法研究会〕 本学の刑事法スタッフと神戸地方裁判所の裁判官が中心となり、共同で、最新の重要刑事判例について、報告・検討を行う。年間4回行われている。

(出典)「ファカルティレポート6」上巻

http://www.law.kobe-u.ac.jp/facrep/facrep6/facrep6_1.pdf18 頁

さらに、「公法系訴訟実務基礎」の授業教材は、中川丈久・井上典之両教授が東京地裁・東京高裁の裁判官や東京大阪の弁護士とともに共同開発し、その作業を通じて、裁判実務の知見を得ている。その教材開発の成果は、中川丈久ほか編『公法系訴訟実務の基礎』(弘文堂、平成20年)として刊行されている。

基準5-1-1について述べたCDAMSの「仲裁」セミナーにおいても、研究者教員の実務上の知見の確保が図られている。同セミナーでは、研究者教員である中野俊一郎・濱本正太郎が、学外の実務家や研究者と共同で、法科大学院生向けの連続講義を行った(「基準5-1-1に係る状況」参照)。また、2005年9月に開催されたCDAMS第3回国際シンポジウム「市場化社会を支える法と法律家の役割——法実務と法教育の学際的展開——」においても、実務家と共に教育手法の検討がなされている(<http://www.cdams.kobe-u.ac.jp/archive/20050903.htm>)。

以上のとおり【解釈指針5-1-2-1】、本法科大学院においては、実務家教員についても研究者教員についても、それぞれ教育上の経験ないし実務上の知見を確保するために多様な試みがなされており、基準5-1-2を満たしている。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

- 法科大学院設置前から法学教育手法検討プロジェクトチームを立ち上げて法科大学院における教育手法の研究開発に早期に着手し、平成 15 年度からは、科学研究費補助金の交付を得て、心理学・社会学の専門家もまじえた学際的な「法科大学院における教育手法の総合的研究と実践的モデル開発」に取り組み、平成 19 年度からは「専門職大学院等教育推進プログラム」に採択された「総合法律教育に関する手法と教材の開発」において先進的教育手法・教材の開発を進めていること。
- 「市場化社会の法動態学」研究センター(CDAMS)と緊密に提携して、教育プログラムの研究開発を行い、法科大学院生を対象とするセミナーや講演会の実施等を通じて、教育内容や手法の充実を図っていること。
- 海外の法学教育機関と協力し、世界トップレベルの法学教育機関から講師を招いて教育改善を図り、EUIJ 関西の活動を通して、さらにこの試みを強化・拡大していること。
- 教員による授業の相互参観を毎学期実施し、「授業参観レポート」の提出を通して、授業内容・手法の改善に努めていること。
- 原則として全ての授業科目について、毎学期、授業アンケートを実施し、結果を公表しているほか、授業担当者の判断により、中間アンケートを実施し、受講生の希望や意見を迅速に吸い上げる体制を整えていること。また、中間アンケートの質問用紙をホームページ上に掲載することにより、授業担当者の指示により、迅速かつ適時に中間アンケートを実施できるようにしたこと。さらに、「学生の手引き」中にも一項目を設け、授業アンケートの趣旨を説明するとともに、学生諸君の積極的協力を求めていること。
- 実務家教員と研究者教員との協働による授業科目を設けるほか、実務家教員を講師とする研究集会を開催し、実務家教員の教育上のスキルアップを図っていること。
- 近隣の主要弁護士会と意見交換の機会を設け、弁護士実務の観点から、法科大学院教育に望まれる内容や手法などについて、情報収集に努めていること。

【改善を要する点】

特になし。

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6-1 入学者受入

基準6-1-1

公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、各法科大学院の教育の理念及び目的に照らして、各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。

（基準6-1-1に係る状況）

入学者選抜業務については、法科大学院運営委員会委員から入試主任を1人選任し、その者を責任者として、教員による書類審査、筆記試験の作成・採点作業（総勢で30人程度の教員が関与する）を実施している【解釈指針6-1-1-1】。

本法科大学院は、「法科大学院入学者受入方針」を設定し、これを毎年の「学生募集要項」の冒頭に掲記している（6-1-1-（1））【解釈指針6-1-1-2】。

資料6-1-1-（1）

○ 教育目標

現代のわが国における職業法曹養成においては、量的拡大と質的向上が求められています。特に、質的に高い能力を有する職業法曹を送り出すことについては、大きな社会的要請があります。神戸大学法科大学院は、このような社会的要請にこたえうる高度な能力を有する職業法曹を送り出すことを責務とします。

神戸大学法科大学院においては、すべての法曹に必要な基本的な知識と能力に加え、(1)基本的な法領域に関して深い知識と豊かな応用力を有する職業法曹、ならびに、(2)基本的な法領域に関する知識に加えていわゆるビジネス・ローを中心とした先端的法分野についての知識と能力を有する職業法曹の2種類の法曹の育成に重きをおいています。教員の高い教育・研究能力を活用し、すぐれた資質と強い意欲を有する学生を受け入れて、このような高度な能力を有する職業法曹を養成することが、神戸大学法科大学院の目標です。

○ 求める学生像

1. 自然科学、人文科学、または、実定法学以外の分野の社会科学について十分な知識と能力を有し、高度な能力を持つ職業法曹となるための基礎的学力（読解力、理解力、分析力、表現力）と強い学習意欲とを備え、かつ、国際化が進展する今後の法的環境に対応しうる能力を有する学生。

2. 高度な能力を持つ職業法曹となるために必要な実定法学についての基礎的な知識と能力を有し、基礎法学、政治学等を含めた社会科学分野、または自然科学、人文科学に関する豊富な知識と能力、および、強い学習意欲を備え、かつ、国際化が進展する今後の法的環境に対応しうる能力を有する学生。

3. 豊かな社会経験とそれを実務法律専攻における学習に結びつける能力を有し、

高度な能力を持つ職業法曹となるための基礎的学力（読解力、理解力、分析力、表現力）と強い学習意欲とを備え、かつ、国際化が進展する今後の法的環境に対応しうる能力を有する学生。

（出典）「神戸大学法科大学院平成21年度学生募集要項」【別添資料E】表紙裏面

この入学者受入方針は、公平性、開放性、多様性の確保を念頭において策定したものであり、これを受けて、具体的な入学者選抜においては、職業法曹となる強い意欲と適性をもつが、学部段階では実定法以外の分野について広く学んできた他学部卒業者や、学部卒業後3年以上を経た社会人を、合計で30人程度受け入れることとしている。

教育の目標・理念は、具体的なカリキュラムや教育手法、教員構成などに結びつくものでなければならないし、「求める学生像」は、入学者選抜方法と連動したものでなければならない。そこで、学生募集要項とともに志願者に配布されるパンフレット「神戸大学法科大学院案内」では、冒頭に「神戸大学法科大学院の理念」を、より分かりやすく、具体化した形で掲げるとともに、カリキュラム編成、教員構成や入学試験の内容、そこで考慮される要素を詳しく記述することによって、上記受入方針を明確化・具体化し、それを周知徹底することとしている（【別添資料A】1～7、14～15、22～25頁）【解釈指針6-1-1-2】。

さらに、神戸大学法科大学院が何をどのように目指すのかを、現在の司法界や法曹教育のおかれた現状とも関連させながら、潜在的志願者が接する機会の多いメディアを通じて発信している（近藤光男・磯村保・中川丈久「神戸大学法科大学院」法学セミナー50巻3号（平成17年）、中川丈久・窪田充見「神戸大学法科大学院」法学教室328号（平成20年））。

以上のとおり、入学者選抜試験の実施体制を整えるとともに、入学者の受入方針の明確化と志願者への周知を行っており、基準6-1-1を満たしている。

基準6-1-2

入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

（基準6-1-2に係る状況）

本法科大学院は、法学既修者コースと法学未修者コースの2つのコースについて出願者を募集している。法学未修者コースは3年を標準修了年限とし、法学既修者コースは、第1年次の授業科目の履修を免除するのに十分な実定法に関する基礎的な知識と能力を有する者を対象として、標準修業年限のうち1年を免除している（資料6-1-2-（1））。

資料6-1-2-(1)

1 募集人員

専門職学位課程 〔法科大学院〕	専攻	志望するコース	募集人員
	実務法律専攻	法学未修者コース	30人程度
		法学既修者コース	70人程度
合計	100人		

(1) 法学未修者コースは、3年を標準修了年限とします。

[中略]

(3) 法学既修者コースは、第1年次の授業科目の履修を免除するのに十分な実定法に関する基礎的な知識と能力を有する者を対象とし、2年間での修了を標準とします。

*実定法とは、民法、刑法などの具体的な法律と法制度に関する科目を指します。

[中略]

(3) 法学未修者コースと法学既修者コースの併願は認めません。

(出典)「神戸大学法科大学院平成21年度学生募集要項」【別添資料E】1頁

出願者が募集人員の約5倍を超えた場合には、入学者の選抜を原則として2段階で行っている。

第1次選抜は、未修者・既修者両コースに共通して課される書類審査によって行い、筆記試験会場の収容人員や限られた時間内で適正な採点を行う採点者の能力等を考慮して、例年700人程度を合格させている。第2次選抜では、第1次選抜で行われた書類審査の結果と、法学既修者コースについては法律科目の筆記試験、法学未修者コースについては小論文試験の結果の総合評価によってなされる。その際、法学未修者コースには、法律学をまったくまたはほとんど学んでいない者がふさわしいという観点から、また法学既修者コースには、これまで法律学をある程度学び、または職場での経験等に照らして法律に親しんできた者がふさわしいという観点から、入学者選考を行っている(資料6-1-2-(2))。

資料6-1-2-(2)

3 入学者の選考方法

入学者の専攻は、書類審査と筆記試験の結果を総合して行います。

「法学未修者コース」では、法律学をまったくまたはほとんど学んでいない者がふさわしいという観点から入学者選考を行います。

「法学既修者コース」では、これまで法律学をある程度学び、または職場での経験等に照らして法律に親しんできた者がふさわしいという観点から入学者選考を行います。

(出典)「神戸大学法科大学院平成21年度学生募集要項」【別添資料E】2頁

書類審査においては、出願者の特性にあわせた観点からの審査が行われる。即ち、出願に際して、出願者には自分が法学部卒業者であるか、他学部卒業者であるか、社会人であるかを明示することが要求される（資料6-1-2-(3)）。そして、それぞれの特性に従い異なった基準によって書類審査がなされる（資料6-1-2-(4)）。本法科大学院がアドミッション・ポリシーにおいて提示する「求める学生像」の1.は他学部卒業者に、2.は法学部卒業者に、3.は社会人におおむね対応する（資料6-1-1-(1)参照）。それぞれのカテゴリーでは、それぞれ異なった資質が要求されている。したがって、出願者が「求める学生像」に合致するか否かを判定するために、出願者の特性に応じて異なったきめの細かい審査基準を採用している。

資料6-1-2-(3)

成績等申告書の書き方

1. 一般的な注意

(1) 出願者の特性分類について

本法科大学院への出願者は全員、自分が、「他学部卒業者」ないし「社会人」に該当するかどうかを判断し、それに基づいて入学願書の指定された欄に記入してください。これは客観的に決まる特性ですので、学生募集要項の「3 入学者の選考方法」の説明をよく読んで、正確に判断してください。

*複数の学部を卒業している者は、「他学部卒業者」に該当するかどうかの判断にあたって、どれか1つの学部を卒業したものとしてください。たとえば、法学部と医学部を卒業した人が、医学部卒業をもって他学部卒業者として出願することは可能です。

(出典)「神戸大学法科大学院平成21年度学生募集要項」【別添資料E】7頁

資料6-1-2-(4)

書類審査は、以下のものを対象として行います。

法学未修者コース 法学既修者コース 共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学入試センターが実施した「適性試験」の成績 (および日弁連法務研究財団が実施した統一適性試験の成績) ・ 大学の卒業(見込)証明書 ・ 大学の成績証明書 ・ 成績等申告書
----------------------------	--

*平成21年度入試においては、大学入試センター実施の法科大学院適性試験の成績カード(必須)に加えて、日弁連法務研究財団実施の法科大学院統一適性試験の成績証明書を任意に提出することも可能です。

書類審査にあたっては、出願者の特性にあわせた観点からの審査を行います。

また、本法科大学院では、法学未修者コースと法学既修者コースの最終合格者の総数の3割程度以上が「他学部卒業者」か「社会人」に該当する者であることが望ましいと考えています。

本法科大学院において、「他学部卒業者」と「社会人」はそれぞれ以下の者を指します。

「他学部卒業者」とは、以下の①又は②のいずれかのもを指します。

①主として法律学以外の専門分野を学ぶことが明らかな学部・学科（理学部、工学部、薬学部、文学部、経済学部経済学科，経営学部経営学科など）の卒業者。

②主として法律学を学ぶ学部・学科（法学部、法文学部法律学科、経済学部法律学科、経営学部経営法学科、法制策学部など）の卒業者のうち、（イ）又は（ロ）のいずれかに該当するもの。

（イ）実定法以外の科目を80単位以上修得している出願者

（ロ）修得した単位のうち、10分の6以上が実定法以外の科目である出願者

「社会人」とは、

大学の学部を最初に卒業した後、大学・大学院等主として昼間に授業が行われる教育課程で学んだ期間を除き、本法科大学院への入学時において満3年以上を経ている出願者を指します。

（出典）「神戸大学法科大学院平成21年度学生募集要項」【別添資料E】2頁

第2次選抜では、法学既修者コースには法律科目筆記試験が、法学未修者コースには小論文の筆記試験がそれぞれ課される。法律科目の筆記試験は、出願者が、本法科大学院における1Lの授業科目の履修を免除するのに十分な法律基本科目に関する基礎的な知識と能力を有するかを判断することを目的としている。したがって、本法科大学院の1Lに配当される授業科目に照らして、それらの授業科目の1Lに配当されている必修科目計9科目について、履修を免除するにふさわしい知識と能力を有しているかどうかを判定するための筆記試験を行っている（資料6-1-2-(5)）。法律基本科目に関する基礎的な知識と能力の有無は、本法科大学院が実施する筆記試験のみによって判定され、在学した大学の学部成績や外部機関が実施する法律科目試験の結果を考慮するという判断方法はとっていない。

資料6-1-2-(5)

A.6-2 法律科目試験は、未修者コースの1年目に相当する教育課程を免除してよいただの基本法律科目に関する基礎的な知識や能力を出願者が有しているかどうかを判断するためのものです。

（出典）入試に関するQ&A

http://www.law.kobe-u.ac.jp/lawschool/LSnyushiFAQ%282007_9_12%29.pdf

未修者のための小論文試験は、法律家の仕事にとって不可欠である他者の主張の理解力・分析力・要約力を判断することを目的としている。したがって、直接に法律学の知識や能力を試すことは、一切、意図していない（資料6-1-2-(6)）。小論文試験では、「求める学生像」1.と2.が提示する「高度な能力を持つ職業法曹となるための基礎的な学力（読解力、理解力、分析力、表現力）」の有無を判定するために、実際に設問に関係する複数の資料を読ませ、その中に含まれる論点・論拠・事例を用いて主張を論理的に構成することを求めている（資料6-1-2-(7)）。

資料6-1-2-(6)

■ 未修者コース入試について

Q. 6-1 法学未修者の入試で行なわれる「小論文」の試験というのは、どのような能力を試す試験でしょうか。法律を学んだことのない者などは、法律の専門書を何冊か読んでおいた方が有利になるのでしょうか。

A. 6-1 法学未修者コースへの出願者に対して行なわれる小論文試験は、出願者の読解力、理解力、分析力、表現力を試すものです。法律学の知識や法律解釈適用等の能力を試すことは、一切、意図されていません。

この試験によって試される能力をもう少し具体的に示すと以下ようになります。

- (1) 複数の日本語の資料を読み、それらの資料において共通して問題となっている争点を正確に理解する能力
- (2) 資料の中で論じられている、争点をめぐる対立を、的確に整理し、それを表現する能力

(出典) 入試に関する Q&A

http://www.law.kobe-u.ac.jp/lawschool/LSnyushiFAQ%282007_9_12%29.pdf

資料6-1-2-(7)「未修者入学試験 小論文の出題意図」

小論文試験は、専門法曹を目指そうとする者が備えておくべき能力のうち、とくに他者の主張の理解力・分析力・要約力という初歩的能力を評価することを目的としている。本問題は、示された比較的長文の資料を読ませ、その内容を的確に理解・分析した上で、あくまで示された資料の範囲内で、同時にそのすべてを用いて、都市の再生という重要課題に対する論者の主張内容を要約するとともに、論点に沿って相関関係を明らかにすることを求めている。各論者の論拠を単に羅列するのではなく、論点を設定し諸見解相互の論理的連関を明らかにできているかが評価のポイントになる。

(出典) 神戸大学法科大学院平成19年度入学試験

<http://www.law.kobe-u.ac.jp/lawschool/syoronbun2007.pdf>

以上のとおり、本法科大学院のアドミッション・ポリシーを明確にし、かつ、法学既修者コース・法学未修者コースに応じて、それぞれのコースにふさわしい入学者を選考するための基準を定め、これにしたがって入学者の選考を行っており、基準6-

1-2を満たしている。

基準6-1-3

法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

(基準6-1-3に係る状況)

基準6-1-2に関して述べたとおり、出願者が募集人員の約5倍を超える場合には入学者選抜を2段階で行っている。

第1次選抜は、法学既修者コースと法学未修者コースの両コースに共通して課される書類審査によってなされる。第2次選抜は、書類審査結果と、法学既修者コースについては法律科目の筆記試験、法学未修者コースについては小論文試験の結果の総合評価によってなされる。

書類審査においては、出願者の特性(「他学部出身者」か「社会人」かそれ以外か)にあわせた観点からの審査を行っている。このような審査方法は、「他学部出身者」や「社会人」よりも法学部出身者を優遇することが目的ではない。本法科大学院がアドミッション・ポリシーで提示する「求める学生像」に合致する出願者を選抜するために出願者の特性に合わせた審査方法が採用されている。「求める学生像」の1.は他学部卒業生に、2.は法学部卒業生に、3.は社会人におおむね対応しており、それぞれのカテゴリーについて、異なった資質が要求されている。したがって、出願者が本法科大学院が提示する「求める学生像」に合致するか否かを判定するためには、出願者の特性に応じて異なった審査基準が採用される必要があるのである。

なお、法学既修者コースの書類審査では、出願者の多数を法学部の在籍者や卒業生が占めることを考慮し、大学の成績について他学部卒業生とは異なった審査基準を採用している。しかし、他学部卒業生の出願者は、他学部卒業生であること自体が有利な考慮要素とされるので、法学部卒業生と他学部卒業生を区別して取り扱うことは、他学部卒業生を不利に扱うことにはならない

また、本法科大学院では、「他学部出身者」と「社会人」を合わせて30人程度合格させることを目標としている(資料6-1-3-(1))。しかし、特別枠を設けて入学者を選抜する制度は存在しない(資料6-1-3-(2))。また、法学既修者コースと法学未修者コースの中に、神戸大学出身者を優先的に受入れる枠も存在しない。

資料6-1-3-(1)「入学試験について」

1 受験資格

(3)「社会人」と「他学部卒業生」

本法科大学院では、社会人と他学部卒業生を合わせて、未修者コースと既修者コースの合計で、30名程度以上合格させることを予定しています。

(出典)「法科大学院案内」【別添資料A】22頁

資料6-1-3-(2)

■出願者の特性を分類する理由

Q.3-1 神戸大学法科大学院では、社会人について、「社会人枠」など特別な「枠」を設けた入学試験を実施するのでしょうか。

A.3-1

本法科大学院では、法科大学院の開放性という観点から、法学未修者と既修者あわせた全最終合格者のうち3割程度以上が、「他学部出身者」か「社会人」に該当する者であることが望ましいと考えていますが、そのために何らかの枠（入学定員）を定めることはしていません。

(出典) 入試に関する Q&A

http://www.law.kobe-u.ac.jp/lawschool/LSnyushiFAQ%282007_9_12%29.pdf

なお、本法科大学院設置以来、入学者数に対する神戸大学出身者数の割合は、平成16年度約14%、平成17年度20%、平成18年度約16%、平成19年度約14%、平成20年度19%である（「学生数の状況」(別紙様式2)）。したがって、本法科大学院の入学試験に合格したもののなかで、神戸大学出身者が占める割合が著しく多いとはいえない【解釈指針6-1-3-1】。

また、受験者または入学者に対して寄附等を求めることはない【解釈指針6-1-3-2】。

以上のとおり、本法科大学院における入学者選抜は基準6-1-3を満たしている。

基準6-1-4

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

(基準6-1-4に係る状況)

本法科大学院では入学者選抜を2段階で行うことは先述のとおりであるが、念のため繰り返すと、第1次選抜は、法学既修者コースと法学未修者コースの両コースに共通して課される書類審査によってなされる(資料6-1-4-(1))。書類審査に含まれる適性試験としては、これまで、大学入試センターが実施する適性試験のみを利用していた。平成21年度の入学試験からは、これに加え、日弁連法務研究財団実施の法科大学院統一適性試験の結果を任意に提出することを認め、提出された場合には考慮の対象とすることとした(http://www.law.kobe-u.ac.jp/lawschool/tekisei_henkou_080410.pdf)。

資料6-1-4-(1)「入試について」

2 書類審査

(1) 法学未修者コースと法学既修者コースに共通の事項

本法科大学院の入学試験では、書類審査と筆記試験とを行います。書類審査のためには、以下のような書類を提出しなければなりません。

- ・ 大学入試センター実施の適性試験の成績カード
- ・ 大学の卒業（見込）証明書
- ・ 大学の成績証明書（学部成績。大学院成績は不要）
- ・ 成績等申告書

書類審査においては、適性試験の成績以外に、次のような要素が考慮されます。

- ・ 出願者が優秀な職業法曹となる適性
- ・ 能力を有していることを説得的に説明していること
- ・ 優秀な職業法曹となる適性・能力を証明する資格・経験を有していること
- ・ 大学学部の成績が優秀であること
- ・ 大学で実定法以外の科目を十分に履修していること
- ・ 外国語の能力が客観的に証明されていること

（中略）

第一段階選抜のためには、書類審査の結果を用います。なお、適性試験の結果とその他、書類審査との結果は1対1の比率で考慮します。

（出典）「法科大学院案内」【別添資料A】23-24頁

第2次選抜は、書類審査結果と筆記試験結果（法学未修者コースについては小論文試験、法学既修者コースについては法律科目試験）との総合評価によってなされる。法学未修者コースでは、書類審査の結果と小論文試験の成績とをおおむね1対1の比率で計算して、最終合格者を決定する。法学既修者コースでは、書類審査の結果と法律科目の試験の成績とをおおむね1対3の比率で加味して、最終合格者を決定する（資料6-1-4-(2)）。

資料6-1-4-(2)「入試について」

3 筆記試験と総合判定

(1) 法学未修者コース

未修者コースについては、26～27頁で挙げた書類審査（適性試験の結果を含む）の結果とここで述べた「小論文」の試験の成績とを、おおむね1対1の比率で計算して、最終合格者を決定する予定です。

(2) 法学既修者コース

既修者コースについては、23～24頁で挙げた書類審査の結果（適性試験の結果を含む）とここで述べた「法律科目」の試験の成績とを、おおむね1対3の比率で計算して、最終合格者を決定する予定です。

（出典）「法科大学院案内」【別添資料A】24～25頁

書類審査にあたっては、出願者に、「法曹としての適性」の説明、卒業学部の成績・履修科目、外国語能力の証明書（直近2年以内に受験のものに限る）の提出を求めている（資料6-1-4-(1)）。

「法曹としての適性」の記入と提出は、法学未修者コースか法学既修者コースかをとわず、また、出願者の特性を問わず、すべての出願者に共通して要求している。具体的

には、「法曹としての適性」では、優秀な職業法曹となるために必要と考えられる適性や能力などを出願者自身が有していることを、わかりやすく、客観的かつ説得的に記入することを要求している（資料6-1-4-(3)）。

資料6-1-4-(3)「成績申告書の書き方」

3. 第1表「法曹としての適性」（全員提出）

第1表には、優秀な職業法曹に必要な適性や能力をどのようなものと考え、それを出願者が備えているかを客観的、具体的かつ説得的に記入してください（標準1000字程度、上限1200字）。

- * 大学で学んだ内容や成績，社会での経験，専門的資格（修士・博士の学位を含む。）をふまえ，それらが法曹としての適性や能力との関係でどのような意味を持つかについて，具体的に記述してください。
- * 法曹としての適性を論じたものと判断されない例
 - ・単に志望動機のみを記したもの
 - ・司法試験に合格するための適性を述べているもの
 - ・法的知識を前提としない法学未修者コースの出願者が法的知識を有することを述べているもの
 - ・単に資格（医師，司法書士など）を有することを述べているもの
- * 専門的資格，能力，経験等に言及するときは，それらを証明する書類を提出できます。証明書類は，正本を提出してください。ただし，発行主体に申請しても正本が1通しか交付されない場合は，コピーを提出できます。証明書類は，ホチキスで第1表に綴じ合わせてください。
- * 能力等を証明する書類として認められない書類の例
 - ・関係者（大学の教員や職場の上司など）の推薦書
 - ・日弁連法務研究財団の法学既修者試験の成績，司法試験の短答式・論文式試験の合格歴や成績，LSATの成績

（出典）「神戸大学法科大学院平成21年度学生募集要項」【別添資料E】8-9頁

卒業学部の成績・履修科目として提出が必要な書類は、出願者の特性（法学部卒業・他学部卒業・社会人）によって異なる。卒業学部の成績および履修科目（特に実定法以外の科目を十分に履修していること）は考慮の対象とする（資料6-1-4-(1)(4)）。

資料6-1-4-(4)「入試について」

2 書類審査

(1) 法学未修者コースと法学既修者コースに共通の事項

書類審査で考慮される要素

法学未修者コース	法学既修者コース
(a) 大学入試センターが実施する「適性試験」の結果	
(b) 外国語の能力 英語であれば、実用英検準1級、TOEFL68点(IBT)/520点(PBT)/190点(CBT)、TOEIC700点、国連英検B級、ケンブリッジ英検FCE(CMS)/5.5(IELTS)以上の成績であれば、段階的に有利な考慮要素とされる。	
(c) 大学の成績等 ・大学の(学部)成績が優秀 ・大学で実定法以外の科目を十分に履修	
(d) 法曹としての適性 出願者が、優秀な職業法曹となるために必要と考えられる適性や能力などを有していることが、客観的かつ説得的に説明されていること。出願者が有する資格や経験も、この説明と関連づけられるている場合には出願者の有利に考慮される。	

(出典)「法科大学院案内」【別添資料A】24頁

外国語能力の証明書は、外国語の能力を有利な考慮要素として申告する出願者に限って提出を要求している。外国語能力については、TOEFLやTOEICのような検定試験の成績のみを考慮の対象とし、その基準を明示している(資料6-1-4-(4)(5))。

資料6-1-4-(5)「成績申告書の書き方」

5. 第3表「外国語の能力」(任意提出)

TOEFL, TOEICの成績などを外国語の能力を示すものとして申告する者は、第3表に記載されている表にチェックを入れ、成績などを示す書類を第3表の用紙に綴じ合わせて提出してください。

表に記入されているもの以外でも、外国語の能力を客観的にまたは制度的に証明することが可能な資格は考慮の対象になります。この場合、空欄を使って、表に記載されているものに準じて記入してください。

(出典)「神戸大学法科大学院平成21年度学生募集要項」【別添資料E】9頁

法学未修者はもとより、既修者についても、旧司法試験の成績、法学検定試験の成績などは、一切考慮されない。

出願者は、書類審査の段階で、自分の経験(学部生時代の経験、社会人経験を含む)や資格(修士・博士の学位を含む)などを有利な考慮要素として申告することができる。ただし、有利な考慮要素として申告できるものは、自分が考える「法曹としての適性」

と関係があるものに限定される。即ち、書類審査の評価の対象となるのは、社会人経験や資格そのものではなく、出願者が「法曹としての適性」と関係があると客観的かつ説得的に説明できたものに限られる（資料6-1-4-(6)）。

資料6-1-4-(6)「出願者の特性について」

Q.5-2 企業に総合職として就職し、営業一筋で働いてきた場合には、「社会での経験」として有利な考慮要素とされる可能性はあるのでしょうか。

A.5-2 「社会での経験」を申告するには、その経験が、優秀な職業法曹となるために必要と考えられる適性や能力などを有していることにつながっていることが分かるように記入してください。

たとえば「仕事で習得したビジネススキルから経営的観点で見た際に必要な法律を学習したいと考える」というような抽象的な表現ではなく、どのような仕事からどのようなビジネススキルを会得したのか、そこからどのような「経営的観点」からの物の見方を身につけたのか、それらが優秀な職業法曹となるのにどのような意味を持つのか、というようなことを、具体的かつ説得的に説明することが必要不可欠です。

(出典) 入試に関する Q&A

http://www.law.kobe-u.ac.jp/lawschool/LSnyushiFAQ%282007_9_12%29.pdf

法学既修者コースの出願者に課される法律科目の筆記試験は、出願者の法律基本科目に関する基礎的な知識と能力の有無を判別することを目的としている。その判断に際しては、その他の要素、たとえば、出願者の学部在学中の法律科目に関する成績は、一切、参考としない。出願希望者が本法科大学院の要求する「法律基本科目に関する基礎的な知識と能力」の内容を理解することを助けるために、各科目の問題・出題の意図については、過去の試験に関するものも含めて法学研究の Web サイト上に掲載している（20年度入試につき、<http://www.law.kobe-u.ac.jp/lawschool/2008nyusi.htm>）。

法学未修者コースの出願者に課される小論文試験は、先述のとおり、法律家の仕事にとって不可欠である他者の主張の理解力・分析力・要約力を評価することを目的としている。小論文試験の出題は、法学未修者コースには、法律学をまったくまたはほとんど学んでいない者がふさわしいという観点からなされる。したがって、直接に法律学の知識や能力を試すことは、一切、意図していない。小論文試験についても、出願希望者が本法科大学院が要求する「法律家の仕事にとって不可欠である他者の主張の理解力・分析力・要約力」の内容を理解することを助けるために、小論文試験の問題・出題の意図について、過去の試験に関するものも含めてサイト上に掲載することとしている（<http://www.law.kobe-u.ac.jp/lawschool/syoronbun2008.pdf>）。

以上のとおり、本法科大学院における入学者選抜にあたっては、法学既修者・法学未修者の区別に応じて、法科大学院における教育を受けるにふさわしい適性・能力を備えているかどうかを適確かつ客観的に評価しており基準6-1-4を満たしている。

基準 6-1-5

入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

(基準 6-1-5 に係る状況)

本法科大学院は、書類審査において、出願者の特性にあわせた観点からの審査を行っている。出願者の特性としては「他学部卒業者」であるか、「社会人」であるか、これら以外(法学部卒業者)であるかを区別している。ここで「他学部卒業者」とは、大学の学部において実定法以外の科目を80単位以上修得している者、または、修得した単位のうち10分の6以上が実定法以外の科目である者をいう(資料6-1-2-(4))。したがって、形式的には法学部や法律学科等の出身者であっても、たとえば政治学科目を多く履修するなどしてこの定義に合致するかぎり「他学部卒業者」に該当する。「社会人」とは、大学の学部を最初に卒業した後、大学・大学院等における主として昼間に授業が行われる教育課程で学んだ期間を除き、本法科大学院への入学時において満3年以上を経ている者をいう。就業経験の有無は「社会人」に該当するか否かという判断の段階では考慮されない(資料6-1-5-(1))。そして、後述するように、出願者がそれを「法曹としての適性」の中で客観的かつ説得的に説明すれば、「社会人」としての経験が書類審査の段階で有利な考慮要素として評価されることになる。

資料 6-1-5-(1) 「出願者の特性について」

Q. 3-3 いわゆる「専業主婦」は「社会人」としての出願ができるのでしょうか。やはり、何らかの形で就職の経験があった方がよいのでしょうか。

A. 3-3 「社会人」に該当するかどうかの基準は、「大学の学部を最初に卒業した後、大学・大学院等主として昼間に授業が行なわれる教育課程で学んだ期間を除き、本法科大学院への入学時において満3年以上を経ている出願者」です。この基準を満たせば、専業主婦の方も、「社会人」として出願することができます。

ただし、「社会人」として審査されることとなりますので、第1表「法曹としての適性」では、専業主婦として得た知見・経験を生かしてどのような職業法曹になろうとするのか、説得的に説明するよう留意して下さい。

(出典) 入試に関する Q&A

http://www.law.kobe-u.ac.jp/lawschool/LSnyushiFAQ%282007_9_12%29.pdf

具体的に、出願者の「多様な知識又は経験」は、書類審査の「法曹としての適性」の説明の項目において評価される。即ち、「法曹としての適性」の項目で、出願者は、自分が有する経験や資格が、どのような形で将来の法曹としての活動に関係するかを客観的かつ説得的に説明することが要求される。たとえば、法律学以外の分野において修士の学位を取得していることは、そこで学んだことが高度な能力を有する職業法曹となることにどのように関連しているかを説得的に説明している場合に限って、書類選考において有利な考慮要素となりうる(資料6-1-5-(2))【解釈指針6-1-5-2】。

資料6-1-5-(2)「大学における成績の概要」(第2表)の書き方

Q.5-3 私は、現在、法律学以外の分野を専攻する大学院の修士課程に在籍しており、2008年3月に修了見込です。修了見込証明書を提出することで修士の学位を取得した場合と同様に「専門的資格」として認められますか。

A.5-3 法律学以外の分野において修士の学位を取得していることは、そこで学んだことが高度な能力を有する職業法曹となることにどのように関連しているかを説得的に説明している場合には、書類選考における有利な考慮要素となりえます。

現在、大学院に在籍しており、修了見込証明書が交付される場合には、それを提出することにより、すでに修士の学位を取得している場合と同様に扱われます。

(出典) 入試に関する Q&A

http://www.law.kobe-u.ac.jp/lawschool/LSnyushiFAQ%282007_9_12%29.pdf

また、本法科大学院は「国際化が進展する今後の法的環境に対応しうる能力を有する学生」を「求める学生像」として提示している。したがって、外国語の能力を有利な考慮要素として申告する出願者は、任意に、外国語の能力の証明書(直近2年以内に受験したものに限られる)を提出することができる(資料6-1-4-(4)(5))【解釈指針6-1-5-1】。

以上のとおり、大学の在学者等についても、社会人についても、それぞれ学業成績や多様な学識、課外活動の実績ないし多様な実務経験・社会経験等を適切に評価する体制を整えている。

本法科大学院の入学選抜では、法学既修者コースと法学未修者コースとを分ける他は、特別な「枠」を設けた入学試験を行っていない。しかし、法学既修者であっても、未修者であっても、幅広い知識・能力や経験を有することは、入学試験の合否判定において重要な考慮要素となる。本法科大学院では、「他学部出身者」と「社会人」を合わせて30人程度以上合格させることを目標としている(資料6-1-3-(2))。

以上のとおり、他学部出身者・社会人の入学枠を独立に設けるという措置を講じてはいないが、入学選抜にあたって、これらの属性を十分に考慮し、それぞれの資格・適性にふさわしい評価を行っており、入学選抜の結果としてもこれらの者の占める割合が3割以上となるように努めている【解釈指針6-1-5-3】。

平成19年度の入学者(99名)のうち、「他学部卒業者」と「社会人」を合計すると32名(32.3%)になる。平成20年度の入学者(95名)のうち、「他学部卒業者」と「社会人」を合計すると35名(36.8%)になる(「学生数の状況」(別紙様式2))。

このように、他学部卒業者と社会人の入学者割合は毎年3割を超えており、2割に満たない場合には該当しない【解釈指針6-1-5-4】。

以上のとおり、本法科大学院の入学選抜にあたっては多様な知識・経験を有するものを入学させるように努めており、基準6-1-5を満たしている。

6-2 収容定員と在籍者数

基準6-2-1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

(基準6-2-1に係る状況)

本法科大学院の収容定員は、300人である。これに対して平成19年度の在籍者数は233人、同20年度の在籍者数は235人であり(「学生数の状況」(別紙様式2))、基準6-2-1で問題となりうる事態は生じていない【解釈指針6-2-1-1】。

在籍者数が収容定員を上回る場合として、入学者が入学定員を上回る数であった場合、学生が進級・卒業できなかった場合および休学した場合が考えられる。入学者数については、毎年、入学者実数が入学定員数とほぼ一致し(「学生数の状況」(別紙様式2))、基準6-2-1で問題となりうる状況は生じていない。

学生の進級・卒業との関係については、本法科大学院では、1L生と2L生が成績不良の場合、当該学年でもう1年勉強させる原級留置措置を採用している。そして、ある学生が2回続けて同じ学年において原級留置になった場合には、学業成就の見込なしとして当該学年の終了時に除籍することとしている(「基準4-1-3に係る状況」参照)。また、在学年限を超えた場合は、除籍となる(資料6-2-1-(1))。

資料6-2-1-(1)「神戸大学教学規則」

(標準修業年限)

第63条 7 法学研究科実務法律専攻の専門職学位課程(以下「法科大学院」という。)の標準修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第24条 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することはできない。

(出典)「学生便覧」【別添資料D】23頁・15頁

学生の休学との関係について、本法科大学院では、学生が病気その他勉学を継続しがたい止むを得ない理由により、3ヶ月以上にわたり学業を続けることが困難な場合に限り、1年を単位として休学が許可される(資料6-2-1-(2))。また、休学期間は特別の理由があるときに限り、1年を単位として延長を認めることがある。しかし、休学期間は通算して2年間を超えることはできない(資料6-2-1-(3))。具体的には、健康上の理由(入院加療が必要とされる場合など)、家族等に関する理由(妊娠・出産、介護の必要など)、職業上の理由(入学年度の4月までに現在の職場を離れることができない場合)、経済的な理由(本人の経済状況の急激な変動など)がある場合に休学が認められる(資料6-2-1-(4))。

資料6-2-1-(2)「法学研究科専門職学位課程学生の休学に関する内規」

(休学理由)

第2条 学生が、病気その他勉学を継続しがたい止むを得ない理由により、3ヶ月以上

修学を休止しようとするときは、研究科長の許可を得て、休学することができる。

(出典)「学生便覧」【別添資料 D】93 頁

資料 6-2-1-(3)「神戸大学大学院法学研究科規則」

(休学の許可)

第 33 条 学生の休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の事由があると認めるときは、研究科長は、更に 1 年以内の休学を許可することができる。

2 休学期間は、通算して、前期課程及び専門職学位課程にあっては 2 年、後期課程にあっては 3 年を超えることはできない。

(出典)「学生便覧」【別添資料 D】66 頁

資料 6-2-1-(4)

1.42 休学事由

休学が認められる事由は、きわめて限られています。「成績が悪かったので休学して勉強し直したい」などといった理由では、休学は認められません。3 カ月以上にわたり学業を続けることが困難と認められる次のような場合に限り、休学事由にあたります。

- ・ 健康上の理由(入院加療が必要とされる場合など)
- ・ 家族等に関する理由(妊娠・出産、介護の必要など)
- ・ 職業上の理由(入学年度の 4 月までに現在の職場を離れることができない場合)
- ・ 経済的な理由(本人の経済状況の急激な変動など)

休学期間中は、自習室や図書館等の大学の施設を使うことはできませんし、授業の聴講も一切認められませんので、この点に十分に注意してください。

休学の希望は教務係を通じて、法科大学院における教務担当教授に申し出て下さい。休学を希望する理由について、教務担当者に具体的に説明する必要があります。休学理由として申し出た事項が虚偽であることが判明した場合には、遡って休学の許可が取り消されますので、注意して下さい。

(出典)「学生の手引き」【別添資料 C】17-18 頁

以上のとおり、入学者の実数はほぼ入学定員に対応し、また原級留置者が長期的に滞留する事態は生じず、休学者についてもその事由が限られている。さらに、本法科大学院の入学定員は 100 人であるが、毎年度法学既修者 70 人、法学未修者 30 人程度を募集していることから、1L 生 30 人、2L 生、3L 生がそれぞれ 100 人ずつの計 230 人が在籍している状態が通常であるため、在籍者数が恒常的に収容定員 300 人を上回る事態は生じない【解釈指針 6-2-1-2】。

以上のとおり、本法科大学院では在籍者数が恒常的に収容定員を上回ることはないよう適切な配慮を行っており、基準 6-2-1 を満たしている。

基準 6-2-2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

(基準 6-2-2 に係る状況)

本法科大学院では、合格者数の決定の段階で、入学者が入学定員から乖離する状況が生じないような措置をとっている。即ち、本法科大学院と併願することが可能な他の法科大学院の状況などを考慮し、また、合格者の過去の動向を統計的に分析することによって、合格者の一部が入学手続を行わないことを前提に合格者数の決定が行われる。入学手続者が入学定員に及ばなかった場合には、欠員補充（追加合格）を行うことにしている。平成 19 年度入学試験では、合格者数は 188 人で、最終的な入学者数は 99 人、平成 20 年度入学試験では、合格者数は 215 人、最終的な入学者数は 95 人であった（「学生数の状況」（別紙様式 2））

以上のとおり、入学者受入においては入学者の実数が入学定員と可能なかぎり一致するように努めており、また、現実にも入学者の実数は入学定員とほぼ同じである。したがって、入学定員を見直す必要はなく【解釈指針 6-2-2-1】、基準 6-2-2 を満たしている。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

- 入学志願者に対して、本法科大学院の理念および教育目的、設置の趣旨、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法、ならびに、基準9-3-2に定める事項につき、Webサイトならびに「法科大学院案内」および「学生募集要項」等の印刷物を通じて、事前に周知していること。
- アドミッション・ポリシーで示す「求める学生像」として、3種類の異なるタイプの学生像を提示し、本法科大学院が出願者に求めている資質を具体的に示していること。
- 入学者に占める神戸大学以外の大学の卒業者の割合が過去5年間の平均で83.3%と高率であり、開放性の高い法科大学院であること。
- 書類審査の対象となる資料において、社会人や他学部卒業者が専門的資格、能力、経験等に言及して「法曹としての適性」について記述することを可能にし、それらの点を書類審査の結果に反映させていること。
- 社会人・他学部卒業者が、平成20年度入学者においても約37%の高率に達していること。
- 法科大学院開設以来の毎年度の入学者の入学定員に対する割合の平均値が99%と理想的であり、かつ、収容定員に対する在籍者数も理想的な人数で推移していること。
- 法学既修者コースの筆記試験で、未修1年次で履修する授業科目に対応する7科目について試験を行うとともに、不十分な成績が2科目以上ある者については他の試験科目の成績にかかわらず不合格としていること。その結果、法学既修者コースの学生として本法科大学院に入学するために必要十分な知識と能力がある者のみを選抜することが可能となっていること。
- 法学未修者コースの筆記試験で、実際に複数の資料を読ませ、主張を論理的に組み立てる能力の判別を行っていること。単に自分独自の主張を述べることを要求するのではなく、複数の資料の分析を実際に行わせることで、高度な能力を持つ職業法曹となるための基礎的学力（読解力、理解力、分析力、表現力）を適確に判別することが可能となっていること。
- 入学者選抜に関する出願希望者からの質問を随時受け付け、回答していること。また、他の出願希望者にとっても関心があると思われる質問と回答については、その内容をWebサイト上で広く開示していること。

【改善を要する点】

特になし。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7-1 学習支援

基準7-1-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各法科大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

(基準7-1-1に係る状況)

本法科大学院は、法科大学院生が適切な履修計画を立てることができ、かつどのように学習を組み立てていけばよいか、その仕組みを十分理解することができるように、詳細な「学生の手引き」を作成して、入学時に「新入生オリエンテーション」を実施している。平成16年度から平成20年度にわたって、それぞれ4月入学時に法学未修者、既修者コース別にオリエンテーションを行い、毎学年ほぼ全学生が参加している。そこでは、「学生の手引き」以外にも、今後の履修・学習計画に必要な資料を配布し、それぞれについても詳細な説明を行っている（「オリエンテーション次第」【別添資料47】、「初回課題例」【別添資料48】）【解釈指針7-1-1-1】。

未修者に対しては、上述のオリエンテーションにおいて法学を初めて学ぶために必要かつ適切な学習指導を行い、授業に備えることができるよう特に配慮するとともに、1L配当科目についての一般的な説明を行う際に、自由選択科目であるが今後の学習上基礎をなすと思われる「裁判・行政の基本構造」については、履修するよう特に指導している（資料7-1-1-1(1)）。

資料7-1-1-1(1)「履修を勧める授業科目」

1.124 履修を勧める授業科目

本法科大学院における選択科目のなかには、とくに全員に履修を勧めたい授業科目があります。

—1.1241 1L配当の自由選択科目

1L配当の「裁判・行政の基本構造」②(夏季集中)は、自由選択科目ですので、この単位を修得しなくても、法科大学院を修了することはできます。しかし、これらの科目を履修することは、それ以降の関連する科目の授業内容を理解するために大変有益ですので、1L生全員にこの科目を受講することを勧めます。

(出典)「学生の手引き」【別添資料C】6頁

また、典型的な時間割の組み方について、時間割例を示して説明している（「履修イメージ」【別添資料9】）【解釈指針7-1-1-2】。

既修者に対しては、特に理論教育と実務教育の架橋を重視した科目として配当されているR&Wゼミ(選択必修科目)のうち2科目を履修するべきこと、および、2Lの夏季休

業期間中に実施される「エクスターンシップ」の履修を通して法律事務所における職業法曹の実務に触れるよう指導している（資料7-1-1-1-（2））。

資料7-1-1-1-（2）

－1.1244 R&W ゼミ

R&W ゼミは、皆さんがみずから調査し、書く能力を育てるために、各15人限定の少人数ゼミです。書くことを通して思考する能力を涵養するため、できるだけ前期、後期それぞれで1科目ずつ履修し、計2科目を履修するよう努力して下さい。

－1.1254 エクスターンシップ（自由選択科目）

エクスターンシップは自由選択科目であり、2単位の修得が認められますこれは2Lの8月末ころから9月中の連続した2週間に、法律事務所などにおいて職業法曹の実務に触れる機会を得るというものです。

（出典）「学生の手引き」【別添資料C】7頁、8頁

なお「エクスターンシップ」については、毎年、十分に余裕を持って事前に詳細な説明を行っている。平成20年度については、8月下旬以降に実施されるエクスターンシップについて、4月1日に説明会を開催した（「エクスターンシップ説明会資料」【別添資料49】）【解釈指針7-1-1-3】。

本法科大学院は2つの教育理念を掲げており、入学時ガイダンスでは、履修指導の中で、特にこの理念との関係で、それぞれの理念を具体化するために、どのような科目がなぜ当該年次に配当されているのかにつき、十分な説明を加えることとしている（資料7-1-1-1-（3））【解釈指針7-1-1-4】。

資料7-1-1-1-（3）

「神戸大学法科大学院の理念

基本的な法律科目に関する確実な理解と応用能力を十分に養い、職業法曹として必要な「基礎体力」を強化します。

企業取引に関わる先端的な法律分野や知的財産法関連分野について幅広い専門的知識を習得させ、国際的に活躍できるビジネス・ロイヤーを育成します。」

「基本的法律科目の「重ね塗り」による授業展開」

「憲法、行政法、民法、刑法などの基本的な法律科目について重ね塗り方式を採用し、基本的な法律科目に関する確実な知識、理解を無理なく獲得できるような配慮を徹底させています。」

「ビジネス・ローをフルラインで開講」

「自分の専門領域を持つ高度法曹となることを目指す学生の皆さんのために、ビジネス・ロー科目を幅広く、しかも体系的に学ぶことができるカリキュラムを特に用意しています。・・・」

（出典）「法科大学院案内」【別添資料A】1頁、2頁、5頁

また、本法科大学院の理念に則した3種類の法曹について「履修イメージ」を作成し、ガイダンスで配布している（「履修イメージ」【別添資料9】）。

以上のとおり、本法科大学院における教育の導入ガイダンスの体制は基準7-1-1を満たしている。

基準7-1-2

各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

(基準7-1-2に係る状況)

一般的なオフィスアワー制度を設けるとともに、オフィスアワー以外の時間、またはオフィスアワーを設定していない授業担当者等との面談を希望する場合には、面談予約を申し込んで研究室を訪問することができることとしており、このことは、「学生の手引き」に記載され、入学時ガイダンスで説明している(資料7-1-2-(1))。さらに、平成18年度からは、オフィスアワーの時間を一覧表にして学生に示すようにした(「オフィスアワー」【別添資料22】)【解釈指針7-1-2-1】。

資料7-1-2-(1)

1.22 授業担当者への連絡方法

1.221 オフィスアワーの活用

授業担当者との個別の面談を希望する場合、最も有効な方法は、授業担当者が個別に設定しているオフィスアワーを利用することです。オフィスアワーの時間内は、特に指示がない限り、事前に予約することなく、授業担当者が指示する場所(研究室など)を訪問し、面談を申し込むことができます。

1.222 その他の方法

オフィスアワー以外の時間、又は、オフィスアワーを設定していない授業担当者等との面談を希望する場合には、授業の前後の時間を使ったり、教務係を通じた電話連絡や、電子メール等の通信手段を使ったりして、必ず事前に面談の予約を申し込み、当該授業担当者等の了承を得てから研究室を訪問するようにしてください。

(出典)「学生の手引き」【別添資料C】11頁

本法科大学院においては、授業を担当する常勤教員の全員が1人1室の研究室を割り当てられているため、多くの教員は、自分の研究室でオフィスアワーを実施している(「オフィスアワー」【別添資料22】)。また、多くの学生が同時に質問等を希望する場合には、先約がない限り共同研究室その他の施設を利用することが可能な環境である【解釈指針7-1-2-2】。

教員と学生とのコミュニケーションを十分に確保するため、電子メールでの問い合わせ、相談窓口を設け、宛先を明示している。これは「学生の手引き」に記して、入学時ガイダンスにおいて説明している(資料7-1-2-(2))。

資料7-1-2-(2)

2.61 一般的な相談窓口

2.611 教務事項に関する相談

学習に関することについては、教務係に問い合わせるほか、法科大学院運営委員会宛に、電子メールで問い合わせることができます。アドレスは、****@diamond.kobe-u.ac.jpです。〔一部伏字〕

(出典)「学生の手引き」【別添資料C】25～26頁

なお、学生相談等は、適宜、利用可能な施設をフルに利用する形で実施されている。

さらに、学生の意見や問題意識をくみ上げるために、毎学期授業アンケートを行う他、施設やカリキュラムなど教育体制全体に関するアンケートを適宜行い、それらの結果が教育改善WGの活動を通して施策に反映させられるための実効的な体制を整えており(参照、基準9-2-2、9-2-3に係る状況)、この体制も教員と学生の円滑なコミュニケーションにきわめて重要な役割を果たしている。

以上のとおり、学習指導、助言体制のための施設や環境を適切に整備しており、基準7-1-2を満たしている。

基準7-1-3

各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

(基準7-1-3に係る状況)

本法科大学院においては、平成18年度から、3Lの学生の中から毎年2人をティーチングアシスタント(TA)として採用し、1L生のニーズに応じている(「ティーチングアシスタント実施要領等」【別添資料50】、「TA採用実績」【別添資料51】。)、TAによる相談については、新入生ガイダンスにおいても説明されている(資料7-1-3-(1))。なお、これまでこのTAは、形式上1L前期配当科目である「刑事実体法」のTAとして採用されている。

資料7-1-3-(1)

2.62 TA(ティーチングアシスタント)その他による相談

1L生からの相談を受けることを目的として、2L生又は3L生のTAによる相談窓口を設けることがあります。平成20年度は、2L生以上の法科大学院生のなかから、2名のTAを採用し、1Lの皆さんの相談相手となってもらうことを予定しています。

1L生は、法律学の学習方法がわからない、基本書の読み方がわからない、答案の書き方がわからないなどの不安を抱えながら、授業担当者に相談することもためらいつつ時を過ごしてしまうことが多いように思われます。その場合には、同じ道を辿った先輩に相談することが効果的です。

(出典)「学生の手引き」【別添資料C】26頁

他方、2L 生に対しては、学習がある程度進んだ状態にある学生の学習方法の相談や学習内容に対する質問に対しては教員が対応することが必要であることから、TA の制度は導入していない。そのかわり、2L 生および 3L 生に対しては、法科大学院修了生や新司法試験合格者による学習方法説明会を実施することとした（「学習方法等情報提供会」【別添資料 52】）。ここでは、修了生が学習方法について各自の経験を踏まえて説明し、質疑応答の後、個別的な学習相談に応じた。

以上のとおり、本法科大学院においては、1L 生につき TA を、また、上級生については修了生等の協力を得て学習支援体制を整備しており、基準 7-1-3 を満たしている。

7-2 生活支援等

基準 7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

（基準 7-2-1 に係る状況）

法科大学院生のための奨学制度としては、日本学生支援機構による奨学金の申込を大学を通じて行うことができることを、「学生の手引き」に記し、新入生オリエンテーションで説明している（資料 7-2-1-（1））【解釈指針 7-2-1-1】。

資料 7-2-1-（1）

2.52 奨学金の申請

法科大学院生は、日本学生支援機構（旧・日本育英会）による奨学金の申し込みを、大学を通じて行うことができます。成績優秀など所定の要件を満たす修了者には、日本学生支援機構によって、奨学金返還の免除が認められることがあります。

平成 20 年度の申請手続きの日程は、次のとおりです。手続きはすべて、学生センター内の学生生活課（国際文化学部・鶴甲第 1 キャンパス B 棟 1F）において行ってください（法学研究科教務係ではありません）。申込み手続では、インターネット上の入力と書類提出の両方が必要です。・・・

（出典）「学生の手引き」【別添資料 C】25 頁

また、法科大学院生も、神戸大学が全学的に設けている入学料免除および授業料免除に応募することができる（「神戸大学入学料免除及び徴収猶予取扱規程」【別添資料 53】、「神戸大学授業料免除及び徴収猶予取扱規程」【別添資料 54】）。

学生支援機構奨学生については、本法科大学院生からは平成 18 年度 67 人、平成 19 年度 76 人が採択されており（1 種・2 種合算）、入学料免除については、平成 18 年度 7 名、平成 19 年度 8 名が、授業料免除については、平成 18 年度前期 15 人、後期 11 人、

平成19年度前期8人、後期8人がそれぞれ対象となっている（いずれも全額免除・半額免除の計）（「入学料免除実績」【別添資料55】、「奨学金・授業料免除実績」【別添資料56】）。

さらに、2Lにおける成績最優秀者に対し、当該学生が3Lに進級した時点で60万円を与える「凌霜賞」（通称）が平成20年度に創設され、平成20年5月に第1回の授与がなされている。この賞は、学生の勉学意欲を高めると共に、優秀学生の生活支援を行う機能を持つものである（「財団法人神戸大学六甲台後援会創立50周年記念社会科学特別奨励賞の取扱要項」【別添資料57】）【解釈指針7-2-1-1】。

学生生活上の相談全般については、全学的な相談体制が整備されている。まず、学生センターに、「学生なんでも相談」窓口が設けられ、連絡先が全学のWebサイトに明示されている（<http://www.kobe-u.ac.jp/campuslife/life/advice.htm>）。また、「救急処置と『からだの健康相談』」および「こころの健康相談」については、常時、保健管理センターにおいて受け付けられており、連絡先が全学のWebサイトに明示されている（<http://www.kobe-u.ac.jp/medicalc/med05.html> および <http://www.kobe-u.ac.jp/medicalc/med07.html>）。なお、ハラスメント（セクシュアル・ハラスメントおよびアカデミック・ハラスメント）対策については、特に、法科大学院生も利用できる全学的な制度が用意されており、全学のWebサイトにて周知を図っている（<http://www.kobe-u.ac.jp/campuslife/harassment/index.htm>）。このうち、セクシュアル・ハラスメントについては、法学研究科にも相談窓口が設置されており、法科大学院生が利用できるようになっている。これについては、「学生の手引き」においても明示されている（資料7-2-1-（2））。

資料7-2-1-（2）

2.612 学生事項に関する相談

奨学金、セクシャル・ハラスメント、その他の学生生活に関する事項についての質問や相談には、法学研究科学生委員会が対応します。そのような事項に関して質問や面談希望がある場合には、学生委員会に電子メールで問い合わせてください。アドレスは#####@harbor.kobe-u.ac.jpです。〔一部伏字〕

なお、セクシャル・ハラスメント等については、相談窓口が設けられています。ウェブサイト <http://www.kobe-u.ac.jp/intra/intra.html> を参照してください。

（出典）「学生の手引き」【別添資料C】26頁

このほか、基準7-1-2でも触れた****@diamond.kobe-u.ac.jpのアドレスは、狭い意味での教務事項にとどまらず、より広く相談助言を求める窓口としても利用されている。

以上のとおり、本法科大学院においては、学生の経済的支援のために努め、また、生活等の支援のための措置を講じており、基準7-2-1を満たしている。

7-3 障害のある学生に対する支援

基準 7-3-1

身体に障害のある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害のある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

(基準 7-3-1 に係る状況)

障害を持つ学生に対する受験機会が確保されるために、特別な配慮を希望する者のために事前相談制をとっており、その旨を募集要項に記している(資料 7-3-1-(1))。

資料 7-3-1-(1)

6 身体に障害を有する者の出願

身体に障害を有する入学志願者で、受験上及び修学上特別な配慮を希望する者は、原則として平成 20 年 9 月 12 日(金)までに本研究科教務係に申し出てください。

(出典)「神戸大学法科大学院平成 21 年度学生募集要項」【別添資料 E】5 頁

具体的な措置としては、法科大学院入試においてこれまでに 2 人、申し出のあった受験生のために特別受験措置を実施した(平成 17 年度入試および平成 19 年度入試。「受験特別措置例」【別添資料 58】)【解釈指針 7-3-1-1】。

身体に障害を有する学生の修学に必要な措置が、本法科大学院が本来的に利用する全施設に施されている。すなわち、六甲台第二学舎、アカデミア館、フロンティア館、自習室、社会科学系図書館、および法学研究科資料室は、全てバリアフリーとなっており、エレベーターも完備されている【解釈指針 7-3-1-2】。一部の教員研究室はバリアフリーではないが、そのような研究室を割り当てられた教員が身体に障害を有する学生と面談する必要があるときは、応接室、会議室、共同研究室等の他のバリアフリーな施設を利用することが可能であり、問題は生じない。

神戸大学においては、身体に障害を有する学生の学習支援は、個々の学生の障害の実態に応じた支援を当該学生の所属する部局が提供する。法学研究科においてこれまでにその必要が生じたことはないが、たとえば経済学研究科において、車椅子を使用する学生に対して、授業や期末試験の際に車椅子用の机を用意したり、自動車通学の際に雨に濡れずに建物に入れるように専用駐車場と建物との間に屋根付き通路を設置したりした例があるし、人間発達環境学研究科および農学研究科では、ノートテーカーの配置や期末試験時間の延長などの具体的な取り組みをした例があり、法科大学院においても、個々の障害に応じて適切な対応を取ることになる【解釈指針 7-3-1-3】。

以上のとおり、本法科大学院においては身体に障害のある者に対しても、受験機会の確保および支援体制の整備に努めており、基準 7-3-1 を満たしている。

7-4 職業支援（キャリア支援）

基準7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準7-4-1に係る状況）

学生は、今後自ら目指すべき法曹像に応じて、選択必修科目や自由選択科目を適切に選択していく必要があるため、本法科大学院では将来の志望を3つのパターンに分け、それぞれの志望の実現のためにそれぞれの科目がどのように関係するかの例を示した「履修モデル」を作成し、これを説明している。3つのパターンとは、【タイプA 市民生活型】市民生活に密着した法曹、【タイプB 企業法務型】先端ビジネス・ローに関わる職業法曹、【タイプC 知財法型】知的財産法の専門家である職業法曹を指す（「履修イメージ」【別添資料9】）。

また、平成17年度においては3L生を対象に、いわゆるキャリアパスを、平成18年2月22日（火）2限・アカデミア館501教室において実施した。そこでは、本学OB弁護士、本法科大学院実務教員である検察官、判事の現職にある者がそれぞれ当該職務の見識や魅力、必要とされる資質等を説明した後、各志望職務に応じてグループワークが持たれ、活発な質疑応答がなされた。

さらに、検察官出身の実務家教員と現職の裁判官である実務家教員の協力を得て、1年に数回、検察庁の見学会、および、裁判傍聴の機会が設けられている。これらの見学会等では本法科大学院学生と現職の検事、判事との懇談会が実施されており、学生の進路選択にきわめて有益な情報提供の場となっている（「検察庁見学説明会資料」【別添資料59】、「法廷傍聴資料」【別添資料60】、）【解釈指針7-4-1-1】。

これらの活動に加え、CDAMSとの連携の下でも、法科大学院生のキャリア支援活動を行った（「リーガル・サービス・マーケティング～ロースクール卒業後ビジネス・ロイヤーとして活躍したい人たちのために」ワークショップ（平成17年10月30日「リーガルスキル・ワークショップ」【別添資料61】）、「グローバル市場とローファームの変容」ワークショップ（平成18年11月10日・11日 <http://www.cdams.kobe-u.ac.jp/archive/20061110.htm>）、「インハウス・カウンセラー（企業内弁護士）の現状と未来」ワークショップ（平成19年11月21日 <http://www.cdams.kobe-u.ac.jp/archive/20071121.htm>））。

さらに、より包括的な就職支援が将来的に必要なことを見越して、そのための準備に着手している（「就職支援活動について」【別添資料62】）。たとえば、そのような試みの1つとして、修了生による就職に関する情報提供会を開催している（「就職情報提供会」【別添資料63】）。

以上のとおり、学生が目指す将来の進路選択について、種々の機会を利用して情報を提供することに努めており、基準7-4-1を満たしている。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

- 入学者に対する導入として懇切丁寧なガイダンスが行われていること。特に、履修計画を立てるに当たり、本法科大学院の教育理念を十分に説明して、将来の法曹としての志望や適性に応じたコース別履修モデルを提供し、学生のその後の学習に対する高い動機付けを与えうる履修指導を行っていること。
- 一覧表の作成など教員のオフィスアワーの利用を促進する措置がとられている他、学生との面談に用いる施設が教員研究室の他にも用意されており、学習相談、助言体制を有効に機能させるための施設や環境が整備されていること。
- 3L（未修第3年次および既修第2年次）生をティーチングアシスタントとして雇傭し、1L（未修第1年次）生に対して学習および法科大学院生としての生活上の助言を与える制度を設けていること。
- 健康問題や各種ハラスメントに対応する全学的な仕組みに加え、法科大学院独自に電子メールによる相談の受付を行い、必要な相談助言体制を整備していること。
- 障害のある者に対しても受験の機会を確保する措置を現実に行っていること。
- 学生のための学習環境の改善のために、教育改善WGが設けられ、毎学期実施される授業アンケート等を通じて、学生の意見を施策に反映するための実効的な体制が設けられていること。

【改善を要する点】

- 学生に対する経済的な支援体制についてはより一層の充実を図ることが望ましくこの点は、本法科大学院一人の努力のみならず、地域の金融機関等や同窓会組織（凌霜会、凌霜法曹会）との協力関係等を積極的に構築し、学生への経済的支援の拡充に努めたい。
- 学生支援の一環としての職業支援については、キャリアパス等を実施したところであり、今後の修了生の進路動向も考慮に入れながら、より組織的に対応することが必要である。

第8章 教員組織

1 基準ごとの分析

8-1 教員の資格と評価

基準8-1-1

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準8-1-1に係る状況)

神戸大学法科大学院は、大学院法学研究科内に実務法律専攻として設置されている。その規模は入学定員100人、修業年限3年、収容定員が300人である。

後の基準で詳細に確認されるように本法科大学院にはその規模に照らして、教育上必要な教員が置かれている。すなわち、「教員一覧」(別紙様式3)に示すとおり、

- ①実務法律専攻の専任教員22人(教授17人・准教授5人)、
- ②実務法律専攻の専任教員であるが他の専攻の専任教員でもあるもの6人(教授6人)、
- ③実務法律専攻の専任教員でかつ実務家教員に該当する者2人(教授2人)、
- ④実務家・みなし専任の教員2人(教授2人)、
- ⑤理論法学専攻専任で実務法律専攻兼担の教員18人(教授16人・准教授2人)、
- ⑥政治学専攻専任で実務法律専攻兼担の教員2人(教授1人・准教授1人)および
- ⑦非常勤の兼任教員12人(講師12人)、

合計64人(教授44人・准教授8人・講師12人)という陣容である。

専門分野別に教員を分類すると、憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政法の法律基本科目を担当する教員が18人であるのに対して、基礎法学・隣接科目を担当する教員が延べ4人、展開・先端科目を担当する教員が延べ13人を数える。このように教員の人数・バランスは、本法科大学院の規模に適合的である(「科目別専任教員数一覧」(別紙様式4))。

上記①、②、③、⑤および⑥に該当するすべての教員については、その活動成果を「ファカルティレポート」(<http://www.law.kobe-u.ac.jp/evaluation.html> 参照)として現時点まで都合6巻にわたり継続的に公表している。最近5年間に関しては、「ファカルティレポート5」(対象期間は平成13年4月から平成16年3月まで)、「ファカルティレポート6」(対象期間は平成16年4月から平成18年3月まで)、および、現在刊行準備中の「ファカルティレポート7」(対象期間は平成18年4月から平成20年3月まで)に、それぞれ各教員の研究活動の内容と評価、教育活動、およびその他の学外活動等の各項目にわけて、法科大学院において法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有することを示す資料が整理・公表されている。特に政府・地方公共団体の政策決定に積極的に参画する者や、司法修習修了者など、多彩な教員が加わっている事実が明示されている。したがって、本法科大学院においては「理論と実務を架橋する法学専門教育」を展開する上で必要な教員が置かれているといえる(参照、「ファカルティレポート5」(<http://www.law.kobe-u.ac.jp/facrep/facrep5/fr5.htm>) 57頁以下、「ファカ

ルティレポート6」下巻 (http://www.law.kobe-u.ac.jp/facrep/facrep6/facrep6_2.pdf)。なお、本法学研究科が管理する Web サイト (<http://www.law.kobe-u.ac.jp/>) において、実務家教員および非常勤講師を含めて法科大学院担当の各教員の研究・教育活動の内容を公表する体制を構築し、開示を行っている【解釈指針8-1-1】。

以上のとおり、本法科大学院（実務法律専攻）においては、教育上必要な教員を十分に配置し、またその教育・研究上の業績については、自己点検・評価書（ファカルティレポートにより公表しており、基準8-1-1を満たしている。

基準8-1-2

基準8-1-1に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

（基準8-1-2に係る状況）

本法科大学院においては、実務法律専攻の専任教員22人（教授17人・准教授5人）、実務法律専攻の専任教員であるが他の専攻の専任教員でもあるもの6人（教授6人）の合計28人（教授23人・准教授5人）が、基準（1）の「専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者」に該当する。また、実務法律専攻の専任教員でかつ実務家教員に該当する者2人（教授2人）、実務家・みなし専任の教員2人（教授2人）の合計4人（教授4人）が、基準（2）の「専攻分野について、高度の技術・技能を有する者」に該当する（「教員一覧」（別紙様式3））。

これらの専任教員のうち、平成18年4月以降に着任した3人を除く専任教員29人については、上述したファカルティレポートおよび法学研究科のWebサイトにおいて、平成18年4月以降に着任した専任教員3人についてはWebサイトにおいて、教員の原則として最近5年間における教育上または研究上の業績等を公表している（参照、「ファカルティレポート5」(<http://www.law.kobe-u.ac.jp/facrep/facrep5/fr5.htm>) 57頁以下、「ファカルティレポート6下巻」(http://www.law.kobe-u.ac.jp/facrep/facrep6/facrep6_2.pdf)、法学研究科Webサイト、<http://www.law.kobe-u.ac.jp/staff/staff.htm>。平成19年4月に着任した2人の専任教員については「ファカルティレポート7」にも掲載される）【解釈指針8-1-2-1】。

専任教員のうち、政府・地方公共団体の審議会委員に就任する者や省庁に出向した者など、政策決定に積極的に参画することによって学外での公的活動や社会貢献活動に取り組む者については、それらの活動状況についてもファカルティレポート等において公表されている【解釈指針8-1-2-2】。

本法科大学院における専任教員数（32人）は、専門職大学院設置基準から導き出される必要数（20人）を十分に満たしている。このうち、専門職大学院設置基準附則にある経過措置を適用した人数は6人となっており、必要数の3分の1を超えない範囲となつ

ている【解釈指針8-1-2-3、4】。

以上のとおり、基準8-1-2の(1)ないし(2)の区分にしたがい、高度の教育上の指導能力を備えた教員を十分に配置しており、基準8-1-2を満たしている。

基準8-1-3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

(基準8-1-3に係る状況)

本法科大学院は、法学研究科内部の一専攻(実務法律専攻)という位置づけである。そのため、法科大学院の教員の採用および昇任に関しては、法学研究科教授会の審議事項となる場合と、実務法律専攻会議の審議事項となる場合とがある。すなわち、いわゆる実務家・みなし専任の教員の採用・昇任および法科大学院の非常勤講師の採用は、「神戸大学大学院法学研究科教授会規則」(資料8-1-3-(1)、以下「教授会規則」)第7条第3項、および、「神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻会議に関する内規」(資料8-1-3-(2)、以下「専攻会議内規」)第2条第1項第2号により、実務法律専攻会議の審議事項となる。それ以外の教員の採用および昇任に関しては、実務法律専攻の専任教員であると否とを問わず、教授会規則第3条第1項第3号により、法学研究科教授会の審議事項となる。実務法律専攻会議で審議する教員の採用および昇任は、法学研究科教授会で審議する教員の採用および昇任に準じて行われるため、以下では、法学研究科教授会で審議する場合を中心として記述する。

資料8-1-3-(1)「神戸大学大学院法学研究科教授会規則」

(審議事項)

第3条 教授会は、本研究科における次の各号に掲げる事項を審議する。

(3) 教員の人事に関する事項

(専攻会議)

第7条 教授会に神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻会議(以下「専攻会議」という。)を置く。

3 専攻会議は第3条第1項第3号から第8号に掲げる事項のうち、実務法律専攻会議に関するもの及びその他実務法律専攻会議に関する重要事項について審議する。

(出典)「神戸大学大学院法学研究科教授会規則」【別添資料64】

資料8-1-3-(2)「神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻会議に関する内規」

(審議事項)

第2条 専攻会議は、本専攻における次の各号に掲げる事項を審議する。

(2) 教員の人事に関する事項

(出典)「神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻会議に関する内規」【別添資料65】

法学研究科の教員人事は、「神戸大学大学院法学研究科教員選考規則」（以下「選考規則」）に基づいて行っている（資料8-1-3-(3)）。そこで定められた選考ルールの要旨は、①教員（教授、准教授、講師（常勤）および助教をいう。以下同じ）候補者は法学研究科に勤務する教授もしくは准教授の推薦による、または研究科長の提案によること（選考規則第2条）、②推薦に際して、当該候補者の履歴書、業績一覧などの提出を要すること（同第2条2項）、③推薦あるいは研究科長の提案があると研究科長がこれを教授会に付し、当該候補者の選考につき教授会が承認した場合に、業績審査が始まること（同第3条）、④法学研究科に勤務する教授または准教授から3名の選考委員が選出され、選考委員が当該候補者の業績等を審査したうえで、審査結果を教授会に報告すること（同第3条2項・第6条）、⑤教員選考のための教授会は、定足数要件がその構成員の3分の2以上の出席であって、決議要件は投票総数の3分の2とされていること（同第8条）、である。

資料8-1-3-(3)「神戸大学法学研究科教員選考規則」

（教員の定義）

第1条 この規則において教員とは、教授、准教授、講師（常勤）、助教及び助手をいう。

（教員候補者の推薦等）

第2条 法学研究科に勤務する教授又は准教授は、研究科長に教員候補者を推薦することができる。

2 前項の推薦を行うときは、その候補者の履歴書、業績一覧その他教授会の審議に必要な資料を提出しなければならない。

3 第1項の推薦があった場合は、研究科長は、これを教授会の議に付すものとする。

4 本条の規定は、研究科長の提案権を妨げるものではない。

（選考を議題とすることの可否）

第3条 研究科長は、教授会において、前条による教員候補者について、その選考を教授会の議題とすることの可否を諮るものとする。

2 教授会において、選考を議題とすることが承認された場合は、法学研究科に勤務する教授又は准教授の中から選考委員3名を選出する。

（定足数）

第5条 教員選考の教授会は、その構成員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決をすることができない。

（審査結果の報告）

第6条 選考委員は各自、教員候補者の業績等の審査結果を教員選考の教授会において報告し、意見を述べるものとする。

（表決要件）

第8条 教員の選考は、投票総数の3分の2以上の多数をもってこれを決する。

（非常勤講師）

第12条 非常勤講師は、担当授業科目の開講を決定する教授会又はその後の教授

会においてこれを選考する。

2 表決要件は、有効投票の3分の2以上の多数決とする。

(出典) 神戸大学大学院法学研究科教員選考規則【別添資料66】

教員候補者の選考における在職教授等の推薦および研究科長提案の制度(選考規則第2条)は、具体的な教員候補書の業績審査を行う際の入口規制の趣旨である。すなわち、これらの制度により、ある教員ポストが空いたことから直ちにそれを機械的に埋めるといった運用を避け、法学研究科、ひいては法科大学院の教員配置の適切さを制度的に保障する仕組みを取っている。教授会が付議につき可否を決する(同条3項)としているのは、この入口規制の実効性を高める趣旨である。

在職教授等の推薦または研究科長提案により、具体的な教員候補者が絞り込まれ、教員の選考を教授会の議題とすることが決定されると、選考委員による業績等の審査が行われる(選考規則6条)。この審査は、当該分野もしくは関連分野の専門家である選考委員が、当該候補者の研究歴、教育歴、公表業績等を、研究上および教育上の観点(教育上の指導能力を有するかという観点を含む)から慎重に審査し、その結果を教員選考の教授会で報告することによって行われる。教授会における審査報告は、3人の選考委員が1人ずつ審査結果を報告し、意見を述べることによって行われるため(選考規則第6条)、選考委員間の多数決で教授会提案が決まったとしても、なお少数意見が披露される機会が保障されている。審査委員の選定は教授会が行い、採用にかかる最終的な決定は教員選考の教授会における投票総数の3分の2以上の多数が必要である(選考規則第3条2項・第8条)。本法科大学院においては、こうしたプロセスを通じて、教員の採用に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制を整備している。

なお、非常勤講師の採用に関しては、専任教員の場合と同様に、候補者の履歴書・業績一覧その他審議に必要な資料が提出され、関連分野の教員から候補者の研究上・教育上の能力に関する説明があった後、投票によって採否を決するという手続を取っている。表決要件は、選考規則第12条に規定があり、有効投票の3分の2以上の多数が必要とされている。したがって、非常勤講師の採用に関しても、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するために、専任教員の選考に準ずる慎重な体制を整備している。

以上のとおり、教員の採用および昇任に関しては、研究上の能力とともに教育上の指導能力等を適切に評価する体制が整備されており、基準8-1-3を満たしている。

8-2 専任教員の配置と構成

基準8-2-1

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数(小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。)に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出さ

れる収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

（基準8-2-1に係る状況）

本法科大学院における専任教員数は32人であり、上記基準から導き出された必置数（20人）を十分に満たしている。収容定員は300人であるので、専任教員1人あたりの学生数はおよそ9人となり、基準とされる15人の学生数を大きく下回る【解釈指針8-2-1-5】

本法科大学院の場合は、専任教員数32人のうち教授が27人（84%）を占めており、法科大学院に対し求められる教員像（教育上の経験が豊かであって、かつ理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有する者であること）に適合している（「教員一覧」（別紙様式3））【解釈指針8-2-1-2】。

法律基本科目についてみると、専任教員32人中、法律基本科目担当の専任教員は18人であり、その比率はおよそ56%である。教授比率は59%となる。法律基本科目の分野別教員数は以下のとおりである。

憲法 2人 行政法 3人
民法 4人 民事訴訟法 2人 商法 3人
刑法 2人 刑事訴訟法 2人

これらのうち、民事訴訟法の1人および刑事訴訟法の1人を除く専任教員はすべて教授である（「教員一覧」（別紙様式3））。これらの教員の業績等はすでに述べたようにファカルティレポート等を通じて定期的かつ継続的に公表されており、そこに示された内容に照らして、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員である（「ファカルティレポート5」（<http://www.law.kobe-u.ac.jp/facrep/facrep5/fr5.htm>）57頁以下、「ファカルティレポート6」下巻（http://www.law.kobe-u.ac.jp/facrep/facrep6/facrep6_2.pdf））【解釈指針8-2-1-3】。

なお、法学研究科における専門職学位課程は、実務法律専攻のみであるので、専門職学位課程の複数の専攻で専任教員として取り扱う状況にはなり得ない【解釈指針8-2-1-1】。また、本法科大学院の入学定員は100人であり、101人以上ではないため、【解釈指針8-2-1-4】には該当しない。

これらの結果を総合すると、本法科大学院における専任教員の配置は、基準8-2-1を満たしている。

基準8-2-2

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

（基準8-2-2に係る状況）

本法科大学院は、質的に高い能力を有する職業法曹を社会に送り出すという観点から、すべての法曹に必要な基本的な知識と能力に加え、基本的な法領域に関して深い知識と豊かな応用力を有する職業法曹と、基本的な法領域に関する知識に加えていわゆるビジネス・ローを中心とした先端的法分野についての知識と能力を有する職業法曹の二種類

の職業法曹の養成を教育目的としている。

本法科大学院においては、専任教員中、基礎法学・隣接科目担当の専任教員は4人（教授3人、准教授1人）、展開・先端科目担当の専任教員は13人（教授10人、准教授3人）である。知的財産法に2人の専任教員を配置するほか、経済法、国際取引法、倒産法等、ビジネス・ローに関係する法分野には多数の専任教員を配置し（「科目別専任教員一覧」（別紙様式4））、本法科大学院の理念に応じた専任教員を置いている。

このように、基礎法学・隣接科目および展開・先端科目の多くの分野について、とりわけ本法科大学院が重視するビジネス・ローに関係する分野に多数の専任教員を配置している【解釈指針8-2-2-1】。

専任教員32人の平均年齢は47.1歳（小数点第二位四捨五入）である。その分布は30歳代が6人、40歳代が13人、50歳代が12人、60歳代が1人であり、年齢構成に著しい偏りは見られない（「教員一覧」（別紙様式3））【解釈指針8-2-2-2】。

以上のとおり、専任教員については科目分野についても年齢についてもバランスが適正であり、基準8-2-2を満たしている。

8-3 実務経験と高度な実務能力を有する教員

基準8-3-1

基準8-2-1に規定する専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

（基準8-3-1に係る状況）

本法科大学院における専任教員の必置数は20人であり、実務家教員は、その2割にあたる4人以上であることが求められている。本法科大学院においては、実務家・専任の教授を2人、実務家・みなし専任の教授を2人配置し、合計4名の実務家教員を専任教員として配置している（「教員一覧」（別紙様式3））。これらの教員は、その経歴から明らかかなように、いずれも専攻分野における5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者である（「教員業績調書」教員番号29、30、31、32）。これらの実務家教員は、いずれもその実務経験との関連が認められる授業科目を担当している（「教員一覧」（別紙様式3）および資料8-3-1-（1）「実務家教員の授業担当科目等」参照）【解釈指針8-3-1-1】。

資料8-3-1-（1）「実務家教員の担当授業科目等」

実務経験の概要	担当授業科目	実務経験年数
大阪高等検察庁検事、 検察官	対話型演習刑事手続実務、実務刑事法総合、 R & Wゼミ刑事実務	29

大阪地方裁判所判事、 裁判官	R & Wゼミ民事裁判実務、対話型演習民事裁判実務	14
みなと法律事務所、 弁護士	R & Wゼミ弁護士実務、法律文書作成演習、 対話型演習法曹倫理、エクスターンシップ	31
第一法律事務所、 弁護士	R & Wゼミ弁護士実務、対話型演習総合法律、 エクスターンシップ	24

(出典) 教員業績調書および「教員一覧」(別紙様式3)より作成

また、本法科大学院の実務家教員4人のうち中2人が、いわゆるみなし専任の実務家教員であるが、この点については、基準8-3-1に規定する専任教員数(4人)に3分の2を乗じて算出される数の範囲内であれば、専任教員でない実務家教員を専任教員とみなすことが許容されている。本法科大学院の場合は、4名×2/3=3名(小数点以下四捨五入)まで、みなし専任の実務家教員を置くことができるところ、実務家教員のうち教授2人がみなし専任であるにとどまり、この基準を満たしている。また、これらの実務家教員は、いずれも1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教授会規則により、実務法律専攻の専攻会議構成員として教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担う者に該当する(「教員一覧」(別紙様式3)および資料8-3-1-(2)「教授会規則」第7条第2項参照)【解釈指針8-3-1-2】。

資料8-3-1-(2)「法学研究科教授会規則」

第3条 教授会は、本研究科における次の各号に掲げる事項を審議する。

- (3) 教員の人事に関する事項
- (4) 教育課程の編成に関する事項
- (5) 学生の入学、課程の修了その他その在籍に関する事項
- (6) 学位の授与に関する事項
- (7) 学生の懲戒に関する事項
- (8) 規則等の制定及び改廃に関する事項
- (9) 予算に関する事項

第7条 教授会に神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻会議(以下「専攻会議」という。)を置く。

2 専攻会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 本研究科実務法律専攻(以下「実務法律専攻」という。)に所属する教授及び准教授
- (2) 当該年度において実務法律専攻における授業を担当する本研究科理論法学専攻及び同政治学専攻に所属する教授及び准教授
- (3) 法曹実務教授及び法曹実務准教授

3 専攻会議は第3条第1項第3号から第8号に掲げる事項のうち、実務法律専攻に関するもの及びその他実務法律専攻に関する重要事項について審議する。

- 4 前項に掲げる事項については、専攻会議の議決をもって、教授会の議決とすることができる。
- 5 教授会は、第3条第1項第9号に掲げる事項につき審議を行う場合には、実務法律専攻に関する事項につき、専攻会議の意見を聴取しなければならない。

(出典) 神戸大学大学院法学研究科教授会規則【別添資料64】

以上のとおり、本法科大学院の実務家教員4人は、5年をはるかに超える実務の経験を有し、高度の実務能力を有する者であって、基準8-3-1に適合する。

基準8-3-2

基準8-3-1に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

(基準8-3-2に係る状況)

本法科大学院において基準8-3-1にかかる教員は、すべて法曹としての実務の経験を有する者である。

すなわち、松田成教員は、検察官として約29年の捜査・公判実務経験を持つ。山田隆夫教員は、大阪弁護士会に所属し、第一法律事務所に勤務する現職の弁護士である。金地香枝教員は、大阪地方裁判所に勤務する現職の判事である。藤井伊久雄教員は、兵庫県弁護士会に所属し、みなと法律事務所に勤務する現職の弁護士である。(「教員業績調書」教員番号29、30、31、32)。

以上のとおり、本法科大学院においては、基準8-3-2を満たしている。

8-4 専任教員の担当授業科目の比率

基準8-4-1

各法科大学院における教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

(基準8-4-1に係る状況)

法科大学院において「教育上主要と認められる科目」とは、「法科大学院教育のコアとなる科目」と「法科大学院においてカリキュラムの特色として掲げる科目」であると考えられる。

本法科大学院では86の授業科目を開講しているが、そのうち前者の「法科大学院教育のコアとなる科目」の例としては基本的な法領域に関する基礎的知識と法的思考能力の習得を目指す「法律基本科目」群があり、また、後者の「法科大学院においてカリキュラムの特色として掲げる科目」の例としては、いわゆるビジネス・ロー科目がある。

これらの「教育上主要と認められる科目」としては、以下の各科目がある(資料8-4-1-(1)「教育上主要と認められる科目一覧」参照)。

資料8-4-1-(1)「教育上主要と認められる科目一覧」

科目群		必修科目	選択必修科目・選択科目
法律基本科目	公法系科目 (憲法・行政法)	憲法基礎、対話型演習憲法訴訟Ⅰ、 行政法基礎、対話型演習行政法Ⅰ、対話型演習行政法Ⅱ	対話型演習憲法訴訟Ⅱ
	民事系科目 (民法・商法・ 民事訴訟法)	民法基礎Ⅰ、民法基礎Ⅱ、民法基礎Ⅲ、対話型演習契約法Ⅰ、 対話型演習契約法Ⅱ・不法行為法、対話型演習物権・責任財産法、 会社法、対話型演習商法Ⅰ、対話型演習商法Ⅱ、 民事訴訟法、対話型演習民事訴訟法	対話型演習家族法、 商取引法、 応用民事訴訟法、 対話型演習民事法総合
	刑事系科目 (刑法・刑事訴訟法)	刑事実体法、対話型演習刑事実体法、 刑事手続法、対話型演習刑事手続法	応用刑事実体法、 応用刑事手続法
	法執行過程入門科目		裁判・行政の基本構造
ビジネス・ロー科目			金融商品取引法、 著作権法、特許法、応用知的財産法、R&Wゼミ知的財産法、 経済法Ⅰ、経済法Ⅱ、R&Wゼミ経済法、 国際経済法Ⅰ、国際経済法Ⅱ、R &Wゼミ国際経済法、国際私法・ 国際民事訴訟法、国際取引法、R &Wゼミ国際関係法(私法系)Ⅰ、 R&Wゼミ国際関係法(私法系)Ⅱ、 租税法Ⅰ、租税法Ⅱ、R&Wゼミ租 税法、 経済刑法、

このうち、「法律基本科目」については、平成19年度は、97単位中72単位、41クラス中30クラスが、専任教員によって行われた(「19年度開講科目一覧(基準8-4-1関係)」【別添資料67】)。平成20年度(予定)は106単位中90単位、45クラス中37クラスが、専任教員によって行われる(「授業科目一覧」(別紙様式1))。

また、ビジネス・ロー科目については、平成19年度は54単位中28単位、19クラス中10クラスが、専任教員によって行われた(「19年度開講科目一覧(基準8-4-1関係)」【別添資料67】)。平成20年度(予定)は54単位中32単位、19クラス中10クラスが、専任教員によって行われる予定である(「授業科目一覧」(別紙様式1))。

以上の「教育上主要と認められる科目」のうち必修科目は、資料8-4-1-(1)

「教育上主要と認められる科目一覧」の「必修科目」欄に掲げた科目である。これらの必修科目については、平成19年度は78単位中58単位、31クラス中23クラス(74.2%)が、専任教員によって行われた(「19年度開講科目一覧(基準8-4-1関係)」【別添資料67】)。平成20年度(予定)は78単位中72単位、31クラス中28クラス(90.3%)が専任教員によって行われる(「授業科目一覧」(別紙様式1))。したがって、専任教員が担当している割合は、7割を超えている【解釈指針8-4-1-1】。

以上のとおり、本法科大学院における教育上主要と認められる科目の授業担当については、原則として専任教員を配置しており、基準8-4-1に適合する。

8-5 教員の教育研究環境

基準8-5-1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

(基準8-5-1に係る状況)

法科大学院の専任教員の授業負担(法科大学院での授業だけではなく、他専攻、他研究科および学部等、さらに他大学の非常勤を含む)は、「教員一覧」(別紙様式3)および「講義負担量一覧(19年度)」【別添資料68】のとおりである。これによると、年間30単位を超えて講義負担を負う者は、平成19年度および平成20年度は存在しない。また、20単位を超えて講義を負担する者も平成19年度で2人、平成20年度で1人である。平均では、平成19年度が11.5単位、平成20年度が11.4単位である。

以上のとおり、ごく若干名の教員を除いて、教員の授業負担は20単位以下となっており、その多くは20単位よりも相当程度少ない授業負担となっている。また、30単位を超える授業負担となっている教員は存在しない【解釈指針8-5-1-1】。したがって、基準8-5-1を満たしている。

基準8-5-2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

(基準8-5-2に係る状況)

本法科大学院を含む法学研究科では、研究専念期間制度(サバティカル制度)を導入し、実際に運用が始まっている(「サバティカルについて」【別添資料69】)。

すなわち、勤続要件および一定のルールに基づくポイント加算制度により、優先順位を定め、1年度内において2人まで(6ヶ月の取得は0.5人とカウントする)の限度で、6ヶ月以上1年以内の研究専念期間が与えられる。サバティカル取得者に対しては、期間内の研究業務以外の勤務が免除されるが、給与・職員旅費・研究支援体制等については通常の勤務をしている教職員に適用される一般ルールに従って処理される。サバティカルを取得した者は、その取得期間中の活動内容と成果を、期間終了後にファカルティレポートに記載することが義務付けられている。平成19年度に第1回のサバティカル

の募集を行い、平成20年度に1名の取得者を認めた。

また、神戸大学法学研究科には、教員の海外における研究活動を支援する神戸大学六甲台後援会海外派遣援助システムがある（「六甲台後援会海外派遣援助規程」【別添資料70】）。このシステムでは、旅費と最大10ヶ月分の滞在費が補助されるとともに、10ヶ月以上2年以内の期間海外で研究をすることが認められ、この期間中は原則として研究に専念できる。また、本研究科はこの制度に限らず教員が各種の経済的援助を得て海外において一定期間研究に専念することを広く奨励する組織であり、実際に多くの教員が外国の大学や大学院で在外研究を行った経験を持つ（「法学研究科教員の海外出張・サバティカル」【別添資料71】）。

以上のとおり、本法科大学院には研究専念期間の制度が存在するとともに、現実それが活用されており、基準8-5-2を満たしている。

基準8-5-3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

（基準8-5-3に係る状況）

本法科大学院には、専任教員の教育上および研究上の職務を補助する者として、2人の事務補佐員が置かれている。このような専属の職員を含めて、法学研究科全体について計14人の助手・事務補佐員を配置しており、資料室、教育研究助成室、法政情報室・六甲台電算機室、教員控室に分かれて、法科大学院の専任教員の教育上・研究上の職務を補助することをその仕事の一部としている（「事務組織」【別添資料72】）。

資料室は、大学図書館とは別に、判例集や紀要類・雑誌類を収集・整理する組織であり、2人の事務員を配置している。

教育研究助成室は、各教員の教育上・研究上の職務を直接に補佐する組織であり、法科大学院の専属職員を含めた計8人の事務員を配置している。

法政情報室・電算機室は、コンピューターやネットワーク、法学研究科のWebサイトの保守・管理などを行う組織であり、計3人の事務員を配置している。

教員控室は、教員の出張や休暇の管理など総務的な管理を担う組織であり、1人の事務員を配置している。

これらの職員は、その職務を遂行するに十分な能力を持っている。すなわち、英検（2級以上）を取得している者4人、韓国語能力試験6級（英検の1級に相当）を取得している者1人、教員免許を有する者延べ5人、秘書検定（2級以上）を取得している者3人、情報処理検定（2級以上）を取得している者1人、日商パソコン検定を取得している者1人が含まれている（以上、数字は平成20年度）。

なお、平成21年度以降は、工学その他情報に関する分野の博士の学位を有する者の中から、情報に関する知識および技術が特に優れている者を、情報室助教として採用し、法政情報室に勤務させる。そのために、情報室助教の選考および任期等を定めた「神戸大学大学院法学研究科情報室助教規則」【別添資料73】を制定し、目下、平成21年度の採用に向けて募集手続が進行中である。これにより、法政情報室には、現在よりいっその資質と能力を備えた職員が配置されることになる。

以上のとおり、本法科大学院は専任教員の教育上・研究上の職務を補充するため、必要な資質と能力を備えた職員を適切に配置しており、基準8-5-3を満たしている。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

- 収容定員 300 人に対して 32 人もの多数の専任教員を配置していること。
- 研究者である専任教員について、その専門の知識経験を活かした政府の審議会への参加等の学外での公的活動や社会貢献活動の内容を 2 年に 1 度刊行される『ファカルティレポート』により開示していること。
- 法科大学院の専任教員 32 人のうち約 84%にあたる 27 人が教授であり、その割合が高率であること。
- ビジネス・ローを中心とした先端的法分野についての知識と能力を有する職業法曹の育成を理念の 1 つとする法科大学院にふさわしく、いわゆるビジネス・ロー科目について計 9 人と手厚く専任教員を配置していること。
- 専任教員の平均年齢は約 47 歳であり、かつ、年齢構成に偏りが無いこと。
- 法科大学院の授業を担当する教員の質が優れていること（このことは、教員のメディアへの発信が多いこと、神戸大学法学研究科が平成 15 年度から平成 19 年度まで「21 世紀 COE プログラム」拠点に選ばれていたこと、EUIJ 関西が神戸大学を拠点として設置されていることなどから明らかである）。
- 専任教員のうち例外的に年間 20.8 単位を担当している者が 1 人いる他は、全員が 20 単位未満の授業しか担当しておらず、常勤の専任教員に限っても年間平均授業担当単位数が約 12 単位にとどまっていること。
- 研究専念期間がサバティカルや長期在外研究期間として制度化され、実際に活用されていること。

【改善を要する点】

特になし。

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9-1 管理運営の独自性

基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

(基準9-1-1に係る状況)

神戸大学では、教授会規則第7条によって、法学研究科教授会に神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻会議（以下、「専攻会議」）が置かれ、法科大学院の運営はこの専攻会議の審議に基づいて行うこととなっている。同規則7条3項は、専攻会議が、教員の人事に関する事項、教育課程の編成に関する事項、学生の入学、課程の修了その他その在籍に関する事項、学位の授与に関する事項、学生の懲戒に関する事項、規則等の制定および改廃に関する事項のうち、実務法律専攻に関するものおよびその他実務法律専攻に関する重要事項について審議することを定めている。

専攻会議の構成員については、教授会規則第7条第2項によって、主に法科大学院の専任教授によって構成されており、それに加えて法科大学院専任の准教授、当該年度に法科大学院において授業を担当する神戸大学法学研究科教授・准教授、法曹実務教授および法曹実務准教授を構成員とすることが定められている（資料9-1-1-（1））。

【解釈指針9-1-1-1】

資料9-1-1-（1）「神戸大学大学院法学研究科教授会規則」

第3条 教授会は、本研究科における次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究科長候補者の選考に関する事項
- (2) 評議員候補者の選考に関する事項
- (3) 教員の人事に関する事項
- (4) 教育課程の編成に関する事項
- (5) 学生の入学、課程の修了その他その在籍に関する事項
- (6) 学位の授与に関する事項
- (7) 学生の懲戒に関する事項
- (8) 規則等の制定及び改廃に関する事項
- (9) 予算に関する事項
- (10) 本研究科及び法学部の管理運営に共通する重要事項
- (11) その他本研究科に関する重要事項

第7条 教授会に神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻会議（以下「専攻会議」という。）を置く。

2 専攻会議は次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 本研究科実務法律専攻（以下「実務法律専攻」という。）に所属する教授及び准教授
- (2) 当該年度において実務法律専攻における授業を担当する本研究科理論法学専攻及び同政治学専攻に所属する教授及び准

教授

(3) 法曹実務教授及び法曹実務准教授

- 3 専攻会議は第3条第1項第3号から第8号に掲げる事項のうち、実務法律専攻に関するもの及びその他実務法律専攻に関する重要事項について審議する。
- 4 前項に掲げる事項については、専攻会議の議決をもって、教授会の議決とすることができる。
- 5 教授会は、第3条第1項第9号に掲げる事項につき審議を行う場合には、実務法律専攻会議に関する事項につき、専攻会議の意見を聴取しなければならない。

(出典)「神戸大学大学院法学研究科教授会規則」【別添資料 64】

また、専攻会議内規第3条によって、専攻長を専攻会議の議長とし、専攻会議を主宰することが定められている(資料9-1-1-(2))。専攻長の選考は、「神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻長の選考に関する内規」に従って行うところ、これによると、専攻長候補者の資格を有する者は実務法律専攻に所属する専任の教授であり(第7条)、専攻長の選考を行う専攻会議は、実務法律専攻に所属する教授および准教授をもって構成することになっており(第5条)、独立性を確保している(資料9-1-1-(3))。したがって、本法科大学院には専任の長を置いている【解釈指針9-1-1-2】。

資料9-1-1-(2)「神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻会議に関する内規」

第3条 専攻会議に議長を置き、専攻長が議長となる。ただし、専攻長に事故があるときは、専攻長の委任を受けた教授がこれに代わる。

2 議長は専攻会議を主催する。

(出典)「神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻会議に関する内規」【別添資料 65】

資料9-1-1-(3)「神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻長の選考に関する内規」

(趣旨)

第1条 この内規は、神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻長(以下「専攻長」という。)の選考について必要な事項を定めるものとする。

(選考の機関)

第2条 専攻長候補者の選考は、神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻会議(以下「専攻会議」という。)において行う。

(構成)

第5条 専攻長の選考を行う専攻会議は、神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻(以下「本専攻」という。)に所属する教授及び准教授(以下「構成員」という。)をもって構成する。

(専攻長候補者の資格)

第7条 専攻長候補者の資格を有する者は、本専攻に所属する専任の教授とする。

(出典)「神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻長の選考に関する内規」

【別添資料 74】

さらに、専攻会議内規第2条によって、専攻会議が、神戸大学法科大学院の教育課程

(3号)、教育方法、成績評価、修了認定(5号)、入学者選抜(4号)および教員の人事(2号)その他運営に関する重要事項(8号)について審議することが定められている(資料9-1-1-(4))【解釈指針9-1-1-3】。

資料9-1-1-(4)「神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻会議に関する内規」

第2条 専攻会議は、本専攻における次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 専攻長の選考に関する事項
- (2) 教員の人事に関する事項
- (3) 教育課程の編成に関する事項
- (4) 学生の入学、課程の修了その他その在籍に関する事項
- (5) 学位の授与に関する事項
- (6) 学生の懲戒に関する事項
- (7) 規則等の制定及び廃止に関する事項
- (8) その他本専攻に関する重要事項

(出典)「神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻会議に関する内規」

【別添資料 65】

本法科大学院では、平成15年度文部科学省告示第53条第2条第2項により法科大学院の専任教員とみなされる者についても、教授会規則第7条第2項第3号に定める「法曹実務教授及び法曹実務准教授」に該当する者として、専攻会議の構成員としている。これによって、法科大学院の教育課程の編成等に関して責任を担うことができるよう配慮している(資料9-1-1-(5))。また、実際にもこれらの専任教員は専攻会議に出席し、審議に参加している(「専攻会議構成員表」【別添資料75】)【解釈指針9-1-1-4】。

資料9-1-1-(5)「神戸大学大学院法学研究科教授会規則」

第7条

2 専攻会議は次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 本研究科実務法律専攻(以下「実務法律専攻」という。)に所属する教授及び准教授
- (2) 当該年度において実務法律専攻における授業を担当する本研究科理論法学専攻及び同政治学専攻に所属する教授及び准教授
- (3) 法曹実務教授及び法曹実務准教授

(出典)「神戸大学大学院法学研究科教授会規則」【別添資料 64】

以上のとおり、本法科大学院の運営については、法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを備えており、基準9-1-1を満たしている。

基準9-1-2

法科大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

(基準9-1-2に係る状況)

本法科大学院は、大学院法学研究科の一専攻（実務法律専攻）として設置している（「機構図」【別添資料 76】）。そのため法科大学院の管理運営を行う事務組織については、設置形態と対応する形で、教務係、会計係、総務係が事務長の下、法学研究科事務部として、法学研究科（法科大学院を含む）・法学部全体の事務を一括して取り扱う体制としている（「事務組織」【別添資料 72】）。

平成 20 年度における具体的な配置状況、および、それぞれの事務分担は以下のとおりである。

事務長 1 人、教務係 8 人（係長 1 人、主任 5 人、事務補佐員 2 人）、会計係 5 人（係長 1 人、主任 2 人、事務補佐員 2 人）、総務係 4 人（係長 1 人、主任 1 人、事務補佐員 2 人）、合計 18 人を配置している（「事務組織」【別添資料 72】）。

教育や学生に関わる事項を教務係が担当し、財政事項、施設管理に関わる事項を会計係が担当し、その他の庶務を総務係が担当する（「事務分掌規程（抄）」【別添資料 77】）。法科大学院についても、学部、研究科の他専攻と共通する事務、固有の新たな事務（例成績不服申し立て受付等）それぞれに関し、前記の分掌に従い（例 法科大学院における不服申し立ては教務係が管掌）、各係が事務処理を行い、管理運営を行っている。

このように、法科大学院の管理運営のための事務体制および職員の配置については、本法科大学院の設置形態と規模に照らして適切なものである【解釈指針 9-1-2-1】。

また、各事務職員に対しては、神戸大学主催で、「危機管理研修会」(a)、「『高校の指導現場から見た入試情報』に関する研修会」(b)、「神戸大学事務職員国際業務研修」(c)、「救急講習会」(d)、「アプリケーションソフト研修会」(e)、「管理者研修会」(f) などを開催しており、本研究科事務職員は積極的に参加し（平成 19 年度の延べ人数で a に 2 人、b に 1 人、c に 1 人参加、d に 4 人参加、e に 6 人、f に 1 人参加）、その能力の研鑽に努めている（「事務系職員研修（18・19 年度）」【別添資料 78】）【解釈指針 9-1-2-2】。

以上のとおり、本法科大学院の管理運営のための事務体制については、基準 9-1-2 を満たしている。

基準 9-1-3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

（基準 9-1-3 に係る状況）

本法科大学院は、大学院法学研究科の一専攻（実務法律専攻）として設置している（「機構図」【別添資料 76】）。そのため予算に関しても、基本的には、設置者から法学研究科全体に配分され（人件費は除く）、その枠内で本法科大学院の運営に必要な経費が賄われている。

平成 18 年度は、法学研究科全体に対して、研究科からの概算要求に基づき、設置者により別添資料のような 399,978,293 円の予算が配分され、平成 19 年度は 853,799,122 円の予算が配分されている（「法学研究科予算額」【別添資料 79】）。平成 20 年度当初予

算配分は154,423,000円である（「20年度当初予算配分」【別添資料80】）。

平成19年度における支出を分析すると、法科大学院に関しては、11,666,357円を教材作成、資料整備、試験業務、施設整備等の費目・用途で用いており、法科大学院に必要な財政的基礎は設置者により賄われているといえる（「2007年度LS経費執行内訳表（一般財源共通分）」【別添資料81】）。

以上のとおり、本法科大学院の設置者である国立大学法人神戸大学は、法学研究科への予算配分を通じて本法科大学院の教育活動等の適切な実施のために十分な経費を負担している【解釈指針9-1-3-1】。

以上に加えて、平成19年度は20,910,000円、平成20年度は22,400,000円の法科大学院に関連する補助金を得ており、これらは補助条件に従い、全額を法科大学院の教育・研究活動に関連する形で用いている。また、これら補助金は、法科大学院の運営に際し、本来の補助金の目的に従った支出ではあるが、本法科大学院の財政的基礎の強化という機能を果たしている側面もある。

具体的内訳は以下の2つである。1つは、8個の法科大学院の共同による専門職大学院等教育推進プログラムに基づく「実務科目等の内容の明確・標準化の調査研究」事業であり、平成19年度には2,450,000円が、平成20年度には3,200,000円が神戸大学に分担金として配分され、別添資料のように、法科大学院の教育研究活動等を形成するために資料購入、設備補充等の様々な用途に用いている（「LS支援経費に関する資料」【別添資料82】1頁以下）。

もう1つは、同じく専門職大学院等教育推進プログラムに基づく「総合法律教育に関する手法と教材の開発」事業であり、平成19年度は18,460,000円、平成20年度には19,200,000円の補助金が交付され、別添資料のような費目・用途で、法科大学院の教育研究活動等に関連する形で用いている（「LS支援経費に関する資料」【別添資料82】21頁以下）。これらの資金については、本法科大学院の設置者においても、もっぱら法科大学院の教育活動等に使用することとしている【解釈指針9-1-3-2】。

新規予算配分に関しては、部局（法学研究科）より事業計画を提出し、部局長（法学研究科長）に対して役員会によるヒアリングが行われ、その上で決定されている。法学研究科長は、ヒアリングにおいて法学研究科教授会を代表するが、法学研究科教授会で予算に関する事項につき審議を行う場合には、法科大学院（実務法律専攻）に関する事項につき、専攻会議の意見を聴取しなければならない旨が、教授会規則第7条第5項に定められている（資料9-1-3-（1））。したがって、法科大学院の運営に係る財政上の事項に関する法科大学院の意見は、本法科大学院が属する法学研究科の部局長たる法学研究科長のヒアリングを通じて、法科大学院の設置者たる国立大学法人神戸大学に聴取されることになる【解釈指針9-1-3-3】。

資料9-1-3-（1）「神戸大学大学院法学研究科教授会規則」

（審議事項）

第3条 教授会は、本研究科における次の各号に掲げる事項を審議する。

（9）予算に関する事項

（専攻会議）

第7条

- 5 教授会は、第3条第1項第9号に掲げる事項につき審議を行う場合には、実務法律専攻に関する事項につき、専攻会議の意見を聴取しなければならない。

(出典)「神戸大学大学院法学研究科教授会規則」【別添資料64】

以上のとおり、本法科大学院の教育活動等のための財政的基盤については、基準9-1-3を満たしている。

9-2 自己点検及び評価

基準9-2-1

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該法科大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

(基準9-2-1に係る状況)

本法科大学院は、大別して次の2つの点検・評価活動を行っている。

- 1) 総括的な評価・点検活動(2年ごとに行うもので、中長期的活動状況や活動計画に基づいて行う総括的な評価・点検活動である。)
- 2) 適時の評価・点検活動(主として学期ごとに行う点検活動であり、問題発見や新たな中長期的活動計画の設定に備える活動である。)

このうち1)について、本研究科はすでに平成4年度より自己評価・点検活動を行い、その成果を「ファカルティレポート」において公表してきた。この作業は、法学研究科評価・FD委員会が担当している。

直近では、平成18年度中に、大学の社会的使命や教育目的の変化、さらにはそれに対応した法科大学院の設置に伴い、評価・点検すべき事項を改めて見直した上で、平成16年度～平成17年度の法学研究科全体の活動(本法科大学院の教育活動等を含む)を対象にして、評価・点検を行い、その結果を、「ファカルティレポート6」上巻(http://www.law.kobe-u.ac.jp/facrep/facrep6/facrep6_1.pdf)71頁以下において公表した。

また、平成19年度末には、平成18年度～19年度の2ヶ年度間を対象とした、教員個人の(法科大学院を含む)研究・教育活動を各自が客観的に記述し自己点検・評価を行った。その結果は、平成20年度前半中に刊行を予定している「ファカルティレポート7」に掲載するとともに、研究科のWebサイトにも公表する予定である。

次に、上記のような総括的な自己点検・評価にとどまらず、日常の教育活動等について迅速かつ適切に対応するため、より短期的な点検・評価活動も行っている。上記の2)がこれに該当し、具体的には、学生を対象とした各種アンケートの実施や教員による相互授業参観の実施、年間数回開かれる各教科の自主的な会議等の実施である。

授業アンケートについては、すでに平成14年度より法学部を対象に評価・FD委員会において実施してきたところである。その蓄積と経験を生かしつつ、かつ、アンケート項目の設定やその結果の活用方法に関する研究を行いつつ、法科大学院においても、法

科大学院運営委員会が、各授業科目の受講者を対象として、設置初年度より実施している。具体的には、学期ごとに、「授業アンケート質問票」【別添資料 40】のようなアンケートを実施し、その結果を、「授業アンケート結果表」【別添資料 41】のような形でとりまとめている。この結果表は法科大学院の教育に携わる教員全員で相互のデータを公表・共有するとともに、学生にも配布するという形で、関係者に公表している。さらに、各教員は、自分が担当した授業科目についてのアンケート結果への対応を、上記のファカルティレポートに記載し、公表することとされている（「法科大学院授業参観・授業アンケート結果の取り扱いについて」【別添資料 39】）。

この他、法科大学院運営委員会教育改善 WG により、適時に施設に関するアンケートや（「施設アンケート(19年度前期)」【別添資料 83】）、法科大学院の教育体制全般に関するアンケートを行っている（「到達度・満足度調査(19年度前期)」【別添資料 84】、「教育内容・体制等アンケート質問票」【別添資料 85】）。ただし、これらは教育等の改善に役立てるために用いられており、その結果は公表していない。

また、教員の相互授業参観についても、すでに学部において平成 14 年度より実施しているものを、法科大学院を対象として、設置初年度より学期ごとに法科大学院運営委員会において実施している（平成 20 年度からは評価・FD 委員会に移管）。なお、直近の平成 20 年度前期の授業参観に関して提出された授業参観レポートは 37 件であった。参観教員は授業参観レポートを提出することとし、原則として被参観教員がこのレポートを閲覧することが可能とされている（「授業参観レポート例」【別添資料 38】）。参観教員は、この参観から得られた知見を、ファカルティレポートに記載し、公表することとされている（ファカルティレポート 8 号から実施予定。「法科大学院授業参観・授業アンケート結果の取り扱いについて」【別添資料 39】）。

これらの活動は、いずれも学部での実施実績から、教育活動に関する教員各自の自己診断、問題点の共有・改善に資するとされたものであり、法科大学院での教育活動等の短期・定期的な自己診断として重要な役割を果たしている。

以上のとおり、本法科大学院では、すでに自己点検・評価を行い、その結果を公表しており、基準 9-2-1 を満たしている。

基準 9-2-2

自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

（基準 9-2-2 に係る状況）

本法科大学院において実施されている自己点検および評価活動は、大別して、

- 1) 総括的な評価・点検活動（2年ごとに行われる、中長期的活動状況や活動計画に基づいて行われる総括的な評価・点検活動である。）
- 2) 適時の評価・点検活動（主として学期ごとに行われる点検活動であり、問題発見や新たな中長期的活動計画の設定に備える活動である。）

の2種類のものが行われている。

これらの活動を実施しているのは、法学研究科評価・FD委員会、法科大学院運営委員会、および、法科大学院運営委員会内におかれた教育改善WGである。最後のものは、法科大学院の教育活動等に関する自己点検、評価を行う独自の組織である（【解釈指針9-2-2-1】）。

このうち1)に関しては、法学研究科評価・FD委員会が、教育改善WGと協力して実施する体制を整えている。（「法学研究科各種委員会委員」【別添資料33】）【解釈指針9-2-2-1】

平成17年度より、教育改善WGメンバーおよび評価・FD委員会委員が学内外の研修・説明会に参加して情報収集し、評価委員会を開いて検討を行った。平成18年度中にそれらの基準・項目に関する自己点検・評価を行い、平成18年度の法学研究科自己評価報告書（「ファカルティレポート6」）等において公表した。具体的な項目としては、学生の受入れ、教育内容および方法、教育の成果、学生支援、教育改善等が設定され、教育改善の試みや工夫例、本法科大学院の卒業者の状況などについて点検・評価を行った（「ファカルティレポート6」上巻（http://www.law.kobe-u.ac.jp/facrep/facrep6/facrep6_1.pdf）71頁以下）。

また、平成19年度および平成20年度前期に関しては、大学評価・学位授与機構の認証評価を受けるために、法学研究科評価・FD委員会において自己点検・評価作業を行い、結果を本自己評価書等にとりまとめた。

2)に関しては、法学研究科評価・FD委員会または法科大学院運営委員会が、毎年度2度、学期ごとに、教員の相互授業参観、および、学生による授業アンケートを実施している。

授業参観においては、「分かりやすい説明のしかた」「説明と質問のバランス」「レジュメなどの内容・分量」「板書などの視覚手段」等の授業手法を、点検・評価項目として設定している（「授業参観レポート例」【別添資料38】）。

授業アンケートについては、授業担当教員の教育手法と授業科目の客観的内容について点検・評価する項目を設定している（「授業アンケート質問票」【別添資料40】）。

この他、本法科大学院の教育体制全般について、一般的な質問項目を設定して学生にアンケート調査を実施している（「到達度・満足度調査（19年度前期）」【別添資料84】、「教育改善WG議事録」【別添資料43】、「教育内容・体制等アンケート質問票（20年度前期）」【別添資料85】）。さらに、適宜に施設に関する項目を設定した、施設アンケートを実施している（「施設アンケート（19年度前期）」【別添資料83】）。

なお、随時、学生が要望・意見等を述べるための専用アドレスを開設し、法科大学院運営委員会のメンバーがこれらのアドレスを管理していることも、点検すべき教育体制の問題点を迅速に発見するための体制の一助となっていることを付言しておきたい。

以上のとおり、法科大学院の教育活動等についての自己点検・評価のために中期的、および、短期的にそれぞれ適切な点検・評価項目を設定するとともに、それらの点検・評価を行うために、研究科評価・FD委員会、法科大学院運営委員会および教育改善WGが設置され、これらが緊密に連携しているところから、自己点検および評価の実施体制については、基準9-2-2を満たしている。

基準 9-2-3

自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

(基準 9-2-3 に係る状況)

本法科大学院においては、評価結果をもとにした教育活動等の改善に関しては、教育改善 WG が主として担当している（「法学研究科各種委員会委員」【別添資料 33】）。教育改善 WG は、下記の点検・評価活動に基づく法科大学院に関する情報や課題を集約し、その対処法を検討し、教育活動等の改善のための勧告、改正案作成を行う組織である。

前述したように、本法科大学院においては、大別して、

- 1) 総括的な評価・点検活動
- 2) 適時の評価・点検活動

の、2種類の評価・点検活動が行われている。

このうち1)については、平成18年度中に、法学研究科評価・FD委員会と教育改善WGの協力の下、総括的な自己評価・点検活動を行った上で（「ファカルティレポート6」上巻（http://www.law.kobe-u.ac.jp/facrep/facrep6/facrep6_1.pdf）71頁以下）、その結果の活用を教育改善WGにおいて検討し、教育改善意見交換会を通じて全教員に還元した（「教育改善意見交換会議事録」【別添資料 34】）。

2)については、平成17年度より、教育改善WGにおいて、学生からの要望、授業アンケート、施設評価アンケート等の自己点検・評価活動により得た情報をもとに、それに基づく評価・改善活動についての検討、および実際の教育改善活動がなされている。

具体的な活動実績としては（以下に記述する教育改善WGにおける検討については、参照、「教育改善WG議事録」【別添資料 43】）、①学生からの要望に基づき期末試験の答案返却に関して、教育改善WG会議における検討を経て、期末試験フィードバックという目標を設定した。この点につき、当初は受験後・採点前の段階の答案のコピーを本人に交付することとしていたが、期末試験フィードバックという目標をより実効的な形で達成するために、採点済みの段階の答案のコピーを交付する旨の方針案を法科大学院運営委員会において作成し、専攻会議の承認を経て、平成18年度後期学期より実施している（「実務法律専攻における期末試験答案の取扱いについて」【別添資料 26】）。

また、②定期的自己点検作業である授業アンケートについて、どのように教育活動等の改善に活用するかについての検討も、教育改善WGにおいて行った。この検討の結果、現状において、個別の授業科目が重大な問題を抱えていることはない点を確認された。

さらに、③施設評価アンケートの分析が行われ、施設・教務に関する学生の要望・不満が分析された。この結果は、平成18年度後期に行われた教室棟改修（第二学舎改修）のための意見収集の際に、教育改善WGより第二学舎改修WGへ要望として伝達され、学舎改修計画の立案に役立てられた。

④平成18年度の各種自己点検・評価により得られた法科大学院の教育活動に関する情報とその分析を総括して、i) 学生の基礎能力充実、ii) レポート・予習課題への不満解決、iii) 学生の過重負担解決等の目標を設定し、これらの点についての法科大学院教

育改善意見交換会が、教育改善 WG により平成 18 年度、平成 19 年度に各 2 回行われた。この会合において各問題の問題意識を多数教員によって共有すると共に、予習課題の精選、レポートから小テストへの重点の変更、文書作成機会の充実などの方向性が確認され（「教育改善意見交換会議事録」【別添資料 34】）、専攻会議でも報告された。

⑤平成 19 年度においては、2L 生のうち 1L から進学した者（法学未修者コースの入学生）に学力のばらつきが大きいことが問題点として認識され、教育改善 WG において GPA 制度の導入が検討、提案された結果、20 年度から実施されるに至っている（参照、基準 4-1-3 に係る状況）。

⑥平成 20 年度においては、3L のカリキュラム負担の適正さと自習支援体制の整備が問題点として認識され、その調査のための作業が進められている（「教育内容・体制等アンケート質問票」【別添資料 85】）。

以上の活動が示すとおり、本法科大学院では教育改善 WG を中心にして、教育活動等を改善するための目標を設定し、この目標を実現するための積極的な教育改善活動等が行われている【解釈指針 9-2-3-1】。

以上のとおり、本法科大学院における教育活動等の現状と問題点を検証し、それらを踏まえて教育活動等の改善を図るべく適切な体制を整えており、基準 9-2-3 を満たしている。

基準 9-2-4

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

（基準 9-2-4 に係る状況）

本法科大学院では、平成 18 年 10 月に、5 人の外部評価委員を委嘱し、外部評価を実施した。その報告書は公表している（「神戸大学法科大学院外部評価報告書」（<http://www.law.kobe-u.ac.jp/gaibuhyoka-LS2006.pdf>））。

なお、本研究科においては、すでに平成 14 年度に外部評価を実施し、その報告書「神戸大学大学院法学研究科・法学部外部評価報告書」を公表している（<http://www.law.kobe-u.ac.jp/gaibuhyoka.html>）。平成 18 年度の外部評価は、この実績と経験を踏まえつつ、実施されたものである。

外部評価委員を委嘱したのは、堺充廣（弁護士、兵庫県弁護士会）、潮見佳男（京都大学大学院法学研究科教授）、鈴木秀美（大阪大学大学院高等司法研究科教授）、田中和幸（株式会社神戸製鋼所法務部長）、田村善之（北海道大学大学院法学研究科教授）の各氏である。

外部評価委員は、平成 17 年度中に法学研究科評価委員会で行った自己点検・評価活動の結果を基に、本法科大学院に関する自己点検評価の結果および関連資料の検証をし、平成 18 年 10 月 26 日に本法科大学院への訪問調査および本法科大学院関係者との意見交換を行った。特に、①本法科大学院における教育の内容、方法および授業改善（ファカルティ・ディベロップメント／FD）、②本法科大学院における成績評価、③本法科大学

院に関するその他のこと（関心があり、または、必要であると考えること）について、調査が行われ、その結果をまとめた報告書を各外部評価委員が執筆した。以上の経緯および各報告書を取りまとめた外部評価報告書を、平成19年3月に発刊・公表した（前掲URL参照）。

以上のとおり、本法科大学院は、自己点検および評価の結果について、本学の職員以外の者による外部評価・検証を現に行っている。また、外部評価委員の構成は、他の法科大学院の教員、法曹実務家、民間有識者等であり、法律事務に従事し、あるいは法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含んでいる【解釈指針9-2-4-1】。

以上のとおり、本法科大学院の外部評価等の状況は、基準9-2-4を満たしている。

9-3 情報の公表

基準9-3-1

法科大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

（基準9-3-1に係る状況）

法科大学院における教育活動等については、まず『法科大学院案内』によって、理念、教育体制の特徴、カリキュラム関連事項（授業科目、教育方法、履修方法）、教員、入学試験等の全般的な情報を提供している（【別添資料A】）。

これに加えて、特筆すべきはWebサイトでの情報提供の充実である（http://www.law.kobe-u.ac.jp/lawschool/index_ls.html）。まず、上記の『法科大学院案内』がWebサイトからダウンロード可能である。これに加え、教育内容、教育手法開発、担当教員が執筆した教科書、神戸大学法科大学院の目指すもの、過去の入試情報等、上記案内には収録しきれない情報に関しても、Webサイト上で閲覧可能としている。これらのうち重要な情報は適宜更新されており、法科大学院における教育活動等の状況に関する重要な情報が最新の状態で入手可能である。さらに、学内学生向けのカリキュラム、講義要綱、時間割などの情報は、学外者においても閲覧することが可能であり、それにより、教育活動の内容を具体的に把握することが可能となっている（<http://www.law.kobe-u.ac.jp/zaigakusei.htm>）

また、ユニークな取り組みとしてあげられるのが、電子メールを通じて寄せられた質問のうち重要なものとそれに対する回答を、「Q&A」のコーナーを設けて公開している点である。一時100項目を超えていたQ&Aは現在、50項目弱に整理されたが、現在でも必要に応じて更新・追加が行われており、受験生を中心とする社会の情報ニーズに応えるものとなっている（入試に関して、http://www.law.kobe-u.ac.jp/lawschool/LSnyushiFAQ%282007_9_12%29.pdf、入学後の授業や生活に関して、http://www.law.kobe-u.ac.jp/lawschool/LScurriculumFAQ%282007_10_02%29.pdf）。

以上のとおり、本法科大学院は、教育活動等の状況についてきわめて積極的に情報を提供しており、基準9-3-1を満たしている。

基準 9-3-2

法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

(基準 9-3-2 に係る状況)

本法科大学院が設置された平成 16 年度分以来の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、研究科 Web サイトで公表している (http://www.law.kobe-u.ac.jp/lawschool/index_ls.html#genkyo)。したがって、基準 9-3-2 を満たしている。

9-4 情報の保管

基準 9-4-1

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

(基準 9-4-1 に係る状況)

本法科大学院においては、法学研究科全体の自己評価活動であるファカルティレポート作成(2年毎に実施)に際して、評価のための情報を調査・収集し自己評価を行う。

それらの評価の基礎となった情報については、下記のように保存している。

まず、大学全体のルールに従い、一定の文書が事務職員により保存される。評価の基礎となる情報は、学務関係文書を中心に、基本的に5年以上保存する(「国立大学法人神戸大学法人文書保存期間基準」【別添資料 86】8頁)【解釈指針 9-4-1-2】。

また、法科大学院独自のルールとして、教材・配布資料、答案・レポートについては「法科大学院教材等保存要領」【別添資料 87】を専攻会議で定め、周知すると共に、成績評価に関連する資料についても専攻会議で数度にわたってその保存方法を周知し(「資料保存義務確認」【別添資料 88】)、それぞれ各教員ないし、教育・研究活動を補助する教育研究助成室において保管している。

そして、以上の情報を基礎に行われた評価活動の結果である自己評価書および教育活動等に関する重要事項を記載した文書についても、教育研究助成室において保管している。【解釈指針 9-4-1-1】

以上の情報の相当部分は、本自己評価書の根拠資料として提出しているが、その他の情報も含めて、評価機関の求めに応じてすみやかに提出できる状態になっている。【解釈指針 9-4-1-3】

以上のとおり、本法科大学院においては、保管に関するルール、主体を明確に定めており、また、評価の基礎となる情報を適切に保管していることから、基準 9-4-1 を満たしている。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

- 法学研究科内の一専攻という組織上の位置づけでありながら、独立性の高い専攻会議を設置するなど、高度に自律的な運営システムを有していること。
- いわゆるみなし専任の実務家教員を「法曹実務教授」「法曹実務准教授」と位置づけ、法科大学院（実務法律専攻）の意思決定と運営にあたる専攻会議の正式メンバーとして位置づけていること。
- 法科大学院の事務・教務に携わる職員が積極的に能力開発のための研修活動等に参加していること。
- 法科大学院支援経費等の外部資金が、適切に法科大学院のために使用されていること。
- 法科大学院の常務を担当する法科大学院運営委員会に設けられた教育改善WGが、教育活動に関する自己点検および評価を行う独自の組織として活動していること。具体的には、授業アンケートや教員による相互授業参観を実施し、その結果を組織的にフィードバックしていること。
- 教育改善WGにおいて教育改善のための具体的な目標を設定し、その実現のための取り組みが専攻会議に報告される等、取り組みの状況を明らかにしていること。
- 適切な外部評価が行われていること。
- 法科大学院の現況について、Web サイトを中心として積極的に情報の開示を行っていること。

【改善を要する点】

特になし。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10-1 施設の整備

基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

(基準10-1-1に係る状況)

本法科大学院では、教員の教育および研究、学生の学習等に必要な教室等の設備を備え、充実した教育を行っている。

本法科大学院では、神戸大学六甲台キャンパスに存在する教室のうち、授業の規模および目的に応じたものを選び、利用している。現在、主に利用しているのは第二学舎101、102、104、106、120、161、162、163の各教室、アカデミア館504教室等であり、これらについては法科大学院の授業を中心とした利用となっている(「時間割表」【別添資料11】)。規模としては50~60㎡のものが4教室(主として演習に利用)、80~90㎡のものが1教室、110㎡以上のものが4教室であり、うち1教室は階段教室となっている(「棟別平面図」【別添資料89】)。これらの教室を利用して、本法科大学院におけるすべての授業を支障なく行っている【解釈指針10-1-1-1】。

教員に対しては、専任の研究者教員だけでなく、専任の実務家教員に対しても各1室の研究室を与えており、各々21~35㎡の十分な規模を持っている。また、みなし専任の実務家教員(非常勤)に対しては2人で1室の専用研究室を与えている。非常勤教員に対しては、32㎡の非常勤講師室を1室設けており、授業等の準備を十分かつ適切に行えるよう、配慮している(「棟別平面図」【別添資料89】、【別添資料D】159~162頁〔法学研究科教員名簿〕【解釈指針10-1-1-2】)。

教員が学生と面談するスペースに関しては、通常は各人の研究室を利用する他、応接室、小会議室、中会議室(以上第二学舎)、共同研究室(第四学舎)、フロンティア館8階会議室の4室があり、法科大学院教員は重複のない限りで随時面談を行うことができる【解釈指針10-1-1-3】。

職員のうち、事務長のほか、総務、会計、教務(学部、大学院および法科大学院)の各係に所属する者は、第二学舎1階西側の事務室において勤務している、職員数18人に対して、事務室の規模は220㎡であり、十分かつ適切に業務を行える広さとなっている。これに加え、主として教員の授業準備および研究を支援する業務にあたる職員は、教育研究助成室に勤務している。81㎡の広さを持つ同室では、職員6人が勤務しており、デスクワークのみならず教材作成・管理などの業務に対応できるよう、十分な広さとなっている(「棟別平面図」【別添資料89】、「法学研究科事務系職員等名簿」【別添資料90】)【解釈指針10-1-1-4】。

学生の自習室としては、授業が行われる棟および附属社会科学系図書館に近接する法科大学院自習室棟に2室を設置するとともに、第二学舎162教室も主として1L生のための補助的な自習室として用いている(1L生の履修する授業は主として162教室において開講され、授業のない時間帯は学生が利用できるように、時間割上配慮している(「時間割表」【別添資料11】))。法科大学院自習室棟の2室は、第一自習室が広さ403㎡、席数180、第二自習室が広さ243㎡、席数104を有し、また、162教室は、広さ89㎡、席数59を有しており、いずれも、学生1人当たり1席という学習に十分な席数と、広さを確

保している（「法科大学院自習室の設備状況」【別添資料91】）。法科大学院自習室棟の自習室は、24時間利用可能であり、学習に必要な図書を和洋書あわせて3000冊以上備え付けている（「自習室備付図書一覧」【別添資料92】）。また、法科大学院自習室棟また自習室に配備されていない図書の利用の仕方についても、ガイドンスにおいて附属社会科学系図書館の利用方法を説明しており、図書館との有機的連携を確保している【解釈指針10-1-1-5】。

これらの施設のうち、第二学舎、フロンティア館および自習室については法学研究科が主として管理する施設であり、特に自習室の利用はもっぱら法科大学院生に限られている。また、六甲台5部局（法学研究科・経営学研究科・経済学研究科・国際協力研究科・経済経営研究所）の間では、本学社会科学系学部の伝統を生かして、従前より施設の管理運営に関して緊密な連携・協力体制を構築しており、経済学部が主たる管理者であるアカデミア館に関しても、法科大学院の教育および研究その他の業務に支障なく使用できる状況にある【解釈指針10-1-1-6】。

なお、比較的最近、第二学舎と第二研究室を改修したため、現時点で教員研究室や小教室を中心とした教室の利用状況にはまだある程度の余裕がある。また、自習室の図書の配架スペースにもまだ余裕があり、電子機器の更新にも将来的に対応できる体制となっている。以上のことから、総合的に見て、今後の教育計画の発展に十分に対応できる状況である。

以上のとおり、本法科大学院の施設の整備および利用に関しては、基準10-1-1を満たしている。

10-2 設備及び機器の整備

基準10-2-1

法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

（基準10-2-1に係る状況）

法科大学院の教育に利用している教室のすべてにマイクおよびスクリーンを整備しており、プロジェクタもほとんどの教室で利用可能である。OHP、ビデオ等が利用できる教室は限られているが、これらの機器を利用したプレゼンテーションを行う教員に対しては、法科大学院が主として利用している教室のうち当該機器を備えた教室を優先的に割り当て、教育効果の向上に資するよう配慮している。

また、法科大学院の教育に主として利用されている教室のうち、演習室を除く各教室では、各座席にモバイルパソコン用の電源コンセントを設置しており、演習室を含む各教室においては、有線もしくは無線LANを経由して、インターネットへの接続を可能としている。このように、法科大学院の教育に主として利用している教室では、授業時に学生がパソコンを利用することに対応している（「教室設置機器一覧」【別添資料93】）。

法科大学院学生の自習室では、第一自習室の半数以上の机と、第二自習室の机にLANコンセントを設けているほか、すべての席において無線LANの利用が可能であり、これを通じてインターネットへの接続が可能であるだけでなく、学生に提供されている各種データベースの利用が自習室から可能となっている。また同室には、書架3台、ロッカー（三連三段）38個、パソコン16台、プリンタ5台を配置している（「法科大学院自習室の設備状況」【別添資料91】）。

以上のとおり、本法科大学院の各施設に配備している設備・機器は、基準10-2-1を満たしている。

10-3 図書館の整備

基準10-3-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること。

(基準10-3-1に係る状況)

法科大学院学生が利用できる図書館としては第一に神戸大学附属図書館がある。同図書館の運営には、法学研究科図書委員長を務める教授が運営委員会委員として参加している。これに加え、法学研究科が単独で管理している設備として法学研究科資料室があり、法学研究科図書委員会の下で運営している。さらに、自習室に配備される図書については、法科大学院専用として法学研究科が管理している。

このように、本法科大学院の図書館は、専用で使用できる図書を含めて、法学研究科ないし実務法律専攻が管理に参画し、業務に支障なく使用できる状況にある【解釈指針10-3-1-1】。

法科大学院の他施設と同敷地内に設置されている社会科学系図書館は、附属図書館の事実上の中央館であり、定員職員21人(図書系17人、事務系4人)、非常勤職員20人の計41人の職員により運営されている。このうち、司書の資格を持つ者は、図書系の定員職員17人全員、また、非常勤職員20人中13人であり、職員全体の7割以上に上る【解釈指針10-3-1-3】。また法学研究科資料室では助手2人が業務にあたっている【解釈指針10-3-1-2】。附属図書館では職員の育成に積極的に取り組んでおり、キャリアおよび職務内容に応じ学内・学外の研修を行っている(「平成18年度神戸大学附属図書館年次報告」(<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/www/html/overview/18report.pdf>)28頁)。

法科大学院学生が利用できる図書等の規模はきわめて大きい。社会科学系図書館は和漢書57万冊、洋書67万冊の計124万冊の書籍を有し、平成18年度も約21,000冊を受け入れ充実に努めている(「平成18年度神戸大学附属図書館年次報告」(<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/www/html/overview/18report.pdf>)35頁)。法学研究科資料室は、主として法学関係の雑誌・紀要等を収集しており、約700種類の雑誌を継続的に受け入れている。また同資料室では、Westlaw、LEX/DB、TKCロー・ライブラリーなど、法学関係の18種類のデータベースが利用に供されている(<http://www.law.kobe-u.ac.jp/lawlib/database.htm>)。これに加え、法科大学院自習室には、法科大学院学生の学習用に専用の図書が配架されている。和書・洋書併せ現在その数は3400冊を越えている(「自習室備付図書一覧」【別添資料92】)。このように、本法科大学院の図書館は、教員の研究・教育および学生の学習のために必要な図書および資料を適切に備えている【解釈指針10-3-1-4】。

これらの図書に関しては、まず法学研究科図書委員会が、予算配分等の調整を含む管理にあたっているほか、法科大学院運営委員会が自習室の図書に関して、各教員からの意見聴取および調整を行い、また法科大学院生からの希望などにも対応しながら、適切な管理および運営を行っている【解釈指針10-3-1-5】

これら資料の利用を支援するため、神戸大学附属図書館では対象かつレベルに合わせたガイダンスを実施している。すなわち、平成19年度には、附属社会科学系図書館で電子ジャーナルの利用方法に関するガイダンスを行った他、法科大学院の学生は、神戸大学附属図書館各分館で行われるガイダンスに参加することが可能である。(「図書館ガイ

ダンス」(http://www.lib.kobe-u.ac.jp/www/modules/main/index.php?content_id=20)」。これに加えて、法学研究科では独自に、法科大学院生を対象とした情報ガイダンスを毎年4月に行い、この中でデータベースの使用方法について扱うほか、Webサイト上に「文献資料の探し方」(<http://www.law.kobe-u.ac.jp/bunkensiryo/index.html>)」を公開し、法科大学院学生の資料収集に関するガイドとして提供している。

このように、本法科大学院の図書館の図書および資料の活用については、必要な体制を整えている【解釈指針10-3-1-6】。

上述した膨大な図書資産を活用するため、附属社会科学系図書館には411の閲覧席を設けているほか、45台の利用者用端末を備え、情報検索等に供している（「平成18年度神戸大学附属図書館年次報告」(<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/www/html/overview/18report.pdf>) 280頁)。また法学研究科資料室においても、2台のパソコンを利用者の情報検索やデータベースの利用などの用に供している【解釈指針10-3-1-7】

以上のとおり、本法科大学院の図書館の整備は、基準10-3-1を満たしている。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

- 外国雑誌センターが付置された社会科学系図書館との有機的な連携の下に、図書資料がきわめて充実していること。
- 自習用図書、LAN および無線 LAN 設備やオンラインデータベースを備えた大規模な自習室を備え 24 時間運用を行っていること。
- 研究者専任教員のみならず、実務家専任教員にも教員研究室を 1 人 1 室与えている上、みなし専任の実務家教員に対しても研究室（2 人で 1 室）を与え、非常勤講師に対しても共同の控室を提供するなど、教員が教育に支障なく取り組めるよう配慮していること。

【改善を要する点】

特になし。

資料番号	資料名
A	神戸大学法科大学院案内（2008）
B	専門職学位課程法科大学院実務法律専攻・シラバス（2008）
C	神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻学生の手引き【平成20年度版】
D	学生便覧（2008）
E	神戸大学法科大学院平成21年度学生募集要項
F	専門職学位課程法科大学院実務法律専攻・講義要項（平成19年度）
1	新司法試験結果
2	法科大学院入学試験結果
3	20年度カリキュラム
4	法情報調査資料（1）
5	法情報調査資料（2）
6	法律文書作成資料（1）
7	法律文書作成資料（2）
8	専門職学位課程履修細則(別表)
9	履修イメージ
10	20年度授業予定表
11	時間割表
12	19年度休講・補講資料
13	19年度補講時間割
14	19年度後期履修者数
15	平成21年度博士課程前期課程学生募集要項
16	法学研究科博士課程前期課程における科目等履修生の受入れに関する申合せ
17	博士課程学生による専門職学位課程授業科目の履修に関する申合せ
18	実務基礎科目添削例
19	R&W双方向授業例
20	エクスターンシップ実施要項等
21	詳細シラバス例
22	オフィス・アワー
23	成績評価基準等に関する申合せ
24	成績分布表
25	不服申立書及び成績評価不服申立要項
26	実務法律専攻における期末試験答案の取扱いについて
27	期末試験採点基準等
28	19年度答案講評会・課外授業時間割
29	追試関係資料
30	既修得単位の認定に関する内規
31	法学研究科専門職学位課程学生の進級基準に関する細則
32	受験者の心得
33	法学研究科各種委員会委員
34	教育改善意見交換会議事録
35	法科大学院における教育手法の総合的研究と実践的モデル開発
36	19・20年度専門職大学院等教育推進プログラム
37	年次計画履行状況報告書・補足説明資料
38	授業参観レポート例
39	法科大学院授業参観・授業アンケート結果の取扱いについて
40	授業アンケート質問票
41	授業アンケート結果表（19年度前期・後期）

資料番号	資料名
51	TA採用実績
52	学習方法等情報提供会
53	神戸大学入学料免除及び徴収猶予取扱規程
54	神戸大学授業料免除及び徴収猶予取扱規程
55	入学料免除実績
56	奨学金・授業料免除実績
57	財団法人神戸大学六甲台後援会創立50周年記念社会科学特別奨励賞の取扱要項
58	受験特別措置例
59	検察庁見学説明会資料
60	法廷傍聴資料
61	リーガルスキル・ワークショップ
62	就職支援活動について
63	就職情報提供会
64	神戸大学大学院法学研究科教授会規則
65	神戸大学法学研究科実務法律専攻会議に関する内規
66	神戸大学大学院法学研究科教員選考規則
67	19年度開講科目（基準8-4-1関係）
68	講義負担量一覧（19年度）
69	サバティカルについて
70	六甲台後援会海外派遣援助規程
71	法学研究科教員の海外出張・サバティカル
72	事務組織
73	神戸大学大学院法学研究科情報室助教規則
74	神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻長の選考に関する内規
75	専攻会議構成員表
76	機構図
77	事務分掌規程（抄）
78	事務系職員研修（18・19年度）
79	法学研究科予算額
80	20年度当初予算配分
81	19年度LS経費執行内訳表（一般財源共通分）
82	LS支援経費に関する資料
83	施設アンケート（19年度前期）
84	到達度・満足度調査（19年度前期）
85	教育内容・体制等アンケート質問表（20年度前期）
86	国立大学法人文書保存期間基準
87	法科大学院教材等保存要領
88	資料保存義務確認
89	棟別平面図
90	法学研究科事務系職員等名簿
91	法科大学院自習室の設備状況
92	自習室備付図書一覧
93	教室設置機器一覧